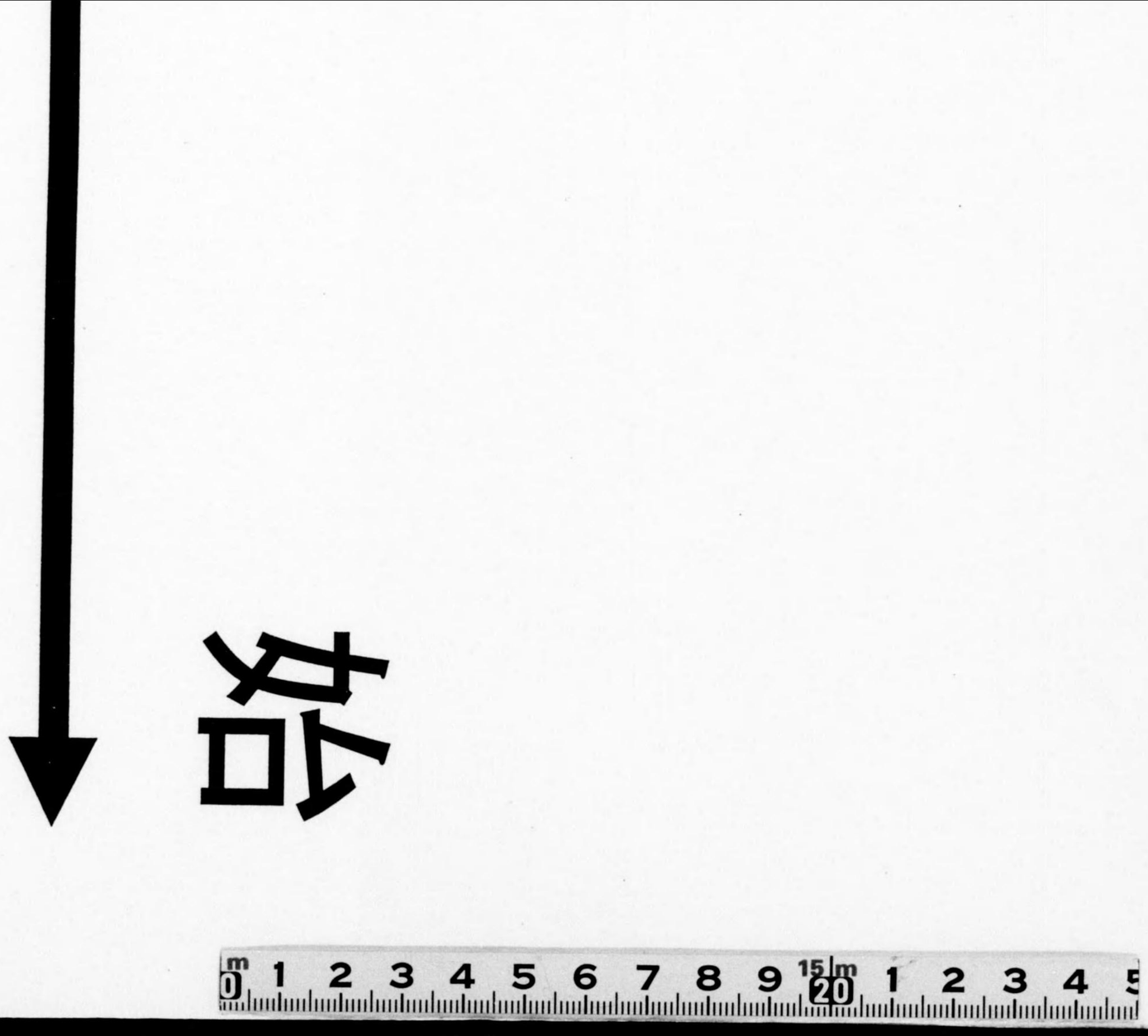

661.8
To46

661.8
To46

外 2076
く

帝國圖書館藏

漁村經濟の研究

東京帝國大學農學部
農業經濟學教室

御帝國圖書之印

649 ~30

74-20176

序論　漁村調査の大要

一

わが國が世界に顯著なる水產國であるに拘らず，水產業が如何なる狀態の下に營まれ，如何なる經濟徑路を描きつゝ遂行されてゐるかに就ては，調査の行はれたるものが洵に尠い。殊に漁村の狀態が如何であるか，漁民は如何なる勞働關係にあり如何な[illegible]生活狀態にあるかは，永らく顧みられずして放置せられた。然し調査や研究が行[illegible]ず．從つて筆に口に漁村の問題が一般世人に傳へられなかつたからと云つて，[illegible]らが有する問題が無かつたのでは勿論ない。われわれは此の事實的存在と[illegible]の問題を，われわれの一般的意識に於ける漁村の問題として把握し理解[illegible]漁業民の生活の發達向上に努むることを要する。漁民は農民と等しく現代[illegible]最も强く生活の苦難を嘗めつゝあるものゝ如くである。農民は自ら問題を口[illegible]に上さなかつたが，その代辯者を有してゐる。漁民に於ては左樣でない。

此の調査は素々斯かる代辯を爲すために爲されたのではない。たゞ漁民の生活狀態が何であるかゞ全然知られてゐなかつた際に，兎に角その眞相の一端にでも觸れることが出來れば幸であると云ふ衝動にかられて，我々の同志が親しく漁家を訪れて得た若干の資料を纒めたものに過ぎない。今其の徑路を略記すると次の如くである。

東京帝國大學農學部農業經濟學科ではわが國農村の生活狀態を知るために每夏期休暇中の1,2週間，若干の有志が學生諸君と共に若干の農村に赴きて滯在調査するを近年の例とする。一般に農業と農產物との研究は進んでゐるが農民は一體如何なる狀態にあり如何なる社會環境にあるのかは存外研究されて居なかつた。大農場で生產される小麥も，小農民が米作の裏作として僅か許り栽培して賣出す小麥も，市場に於ては同じ小麥で兩者は混淆せられてゐる。われわれは此の小麥許りを見てゐる時は，其の背後の事情を無視して了ふ危險が多い。此の背後の事情を知ることを得て同じ商品である小麥も實は異つた關係の生產物であることが知られる。そして此の事情こそ敢て小麥に限らず一般的に言つて農業者，我國に特殊的に云つて農民の生活狀態に外ならない。これを窺つたのでなければ經濟問題として見たる小麥の

研究は全きを得ない。アメリカでは農業經濟學者が專ら，右に述べた例で云へば小麥だけを見てゐて背後の事情に注意するのを怠り，その爲めに農村の生活が無視され等閑視されがちなりしを慨して，夫の所謂農村社會學なるものが生れ，農村の生活が特別の研究對象となり，實際政策の焦點を形成するに至つた。わが國でも農村の更生計劃と云はれるものは，恐らく農業の政策としてよりも農民の爲めの政策と云ふ所が結局其の終局に於て明瞭になつて來るであらう。農業經濟學科の有志も亦此の意味で農村調査の必要を痛感するに至つたのである。

それと共に農業以外の產業を主として營む村の調査をすることが比較に[illegible]る攻學の便を增すことに氣づいた。そこで農村に對すると同樣な氣持で漁村へ[illegible]に至つたのである。それと共に純然たる專業農民の殆んど存在し得ない[illegible]小農社會に於ては，農民の中に往々にして若干の兼業漁民を含むで居る[illegible]村に於ては同じ事情にある小漁民の營む農業も亦稀でない。斯くして農[illegible]の調査が必然的に漁民と漁業との研究へと連絡をつけて行く。日本の何[illegible]が海村に行つても何人も此の農漁の混在に充分に氣付くであらう。

二

右の樣な動機で忙卒の間に種々の調査が爲された。それは何れも夫々纏められて教室內の覺書として存在してゐる。農村の調査に就て特に左樣である。今最初に漁村の調査を世に送るのは上に述べた樣に比較的閑却されてゐる漁村の事情を世に示すことの急務なるを覺ゆるためである。

われわれの調査中で比較的漁村の色彩の强いと思はるゝ村は次の如くである。今其の村名，調査年次竝びに學生を指導して調査に赴いた人名を擧げる。

調査村落名	調査年月日	調査員
靜岡縣志太郡東益津村字濱當目	自昭和 3年 7月 2日 至同 3年 7月 8日	主任 渡邊庸一郎氏 以下七名
愛知縣渥美郡赤羽根村字赤羽根西區	自昭和 3年 7月 2日 至同 3年 7月 8日	同 鎌織 英夫氏 以下六名
新潟縣佐渡郡加茂村字椿及字北五千里	自昭和 5年 7月 1日 至同 5年 7月11日	同 宮本 倫彥氏 以下七名

山形縣西田川郡豐浦村字堅苔澤	自昭和 5年 6月31日 至同 5年 7月11日	同 杉本 一郎氏 以下七名

（各調査は調査時より各過去一年間の事情を見んとした。）

各調査班は夫々の村や部落に數日若しくは1,2週間滯在して各般の調べを行つたこゝに纏めた以外の調査も素より行つたのである。此の短時日間に行つたのであるから調査漏れのあるのは素より止むを得ない。また最初の昭和3年の時と次の5年の時とでは調査の目標にも夫々相違があり調査した事項も必ずしも一貫してはゐない。それのみでなく實地の調査に當つて見ると極めて多くの困難に遭遇した。役場の記載と實情との相違の屢々甚だしきは我國の農業統計に親しむものゝよく知るところであるが，それが各班の苦勞を增したことも云ふ迄もない。また生活の實情も短時日間に特に數字的に知ることは殆んど不可能の場合が多い。各漁民が家計簿を有する譯でなく其の記憶が曖昧であり總括的でないために，例へば所得の調査は金錢所得だけでも行ひ得ざるものがあり，況んや家計の如きは特に困難した。また負債や金融調査は殆んど全く不可能なるを知つた。それでも各班は經驗を重ねて漸次に臨機應變的に調査技術を習練した。そして漁村の內容に實に多くの異種を含めるを如實に感じた。此の點だけでも調査の實行は學生諸君の實地演習として甚だしく役立つたのを知るのであるが，同時に貴重なる材料を豐富に獲ることが出來た。

三

つゞいて調査方法の大要を述べると大別して戶別聽取調査と一般聽取調査の二つがある。戶別聽取調査といふのは調査村について各一部落自至二部落（前揭調査村落名として記載の如し）を撰定して，その部落の全戶數又は一部の戶數について戶別に聽取記載で調査を行うものであり，一般聽取調査といふのは，村役場，漁業組合，村農會，其の他村の各種の團體，又は特定の個人に就きて村の全般的若しくは總體的事情につき聽取調査をなせるものである。

この一般聽取調査の結果は，調査班の詳細なる報告書として提出せられてゐる。以上に述べた處によつて明かなる如く戶別調査は部落を單位とした調査であつて，一般調査は主として村全體を單位とした調査である。言ふ迄もなく村の總體的事情と村の一部たる部落の事情とは自ら異る點があることは明かであるが，村の總體的事情がその一部たる部落に反映する限りに於いては，前者を以て後者の事情を考察

し，逆に後者を以つて前者を考察することを得るであらう。

例へば一部落の漁業者が地先漁業によつて一定の漁業所得を得るために或る割合の生産費を要するとすれば，同一村内の他部落の漁業者は，村の海岸線はさ程廣大なものではないから，等額の漁業所得を得るためには略々等しき割合の生産費を要すると推定して誤りないであらうし，或は又村内の漁業者の大多數が宗教費としての出費が大なる如き慣習を持つてゐるならば，多くの場合その村内の一部落の漁業者の大多數も亦同一慣習を持つてゐるのが普通であらう。それ故に結局，一定限界内に於ては村（總體）の事情を論ずることは部落（一部分）の事情を論ずることゝ同一意義を持つのである。

さて吾々の行つた戸別調査の調査項目は，大別すると，現在世帯構成人口，移動人口，所有及經營調査，生計費調査である。但し昭和3年度の生計費調査では單に宗教費，小學校教育費，販米自給購入狀況，醫療費及賣藥費の調査をなしたのみである。

次に一般聽取調査の項目の大要を述べると，村の自然的・經濟的概況，人口に關する問題，階級關係，政治生活，小作慣行，風紀・諸慣習・其の他住民の社會生活狀態に關する問題，農家經濟と農村經濟に關する問題である。昭和3年度の調査に於ては生計費の問題については詳細なる戸別調査は行はなかつたことは前述したが，一般聽取調査によつて僅かながら知り得る。

斯くして得たる調査資料を適當に纒めて此の調査を整理した。漁業を中心としたるは云ふ迄もないが，同時に農民の生活や農業狀態にも觸れざるを得ないものがあつた。即ち三つのタイプの漁村を見たことになつた。次の如く之れを纒めた。

一，遠洋漁業の行はれてゐる靜岡縣志太郡東益津村字濱當目（第一編）

二，沿岸漁業の行はれてゐる山形縣西田川郡豐浦村字堅苔澤（第二編）

三，半農半漁の村として新潟縣佐渡郡加茂村の二字及愛知縣渥美郡赤羽根村字赤羽根西區（第三編）

集計及び編輯に就ては第一編は主として土屋光豐之れに當り，第二及第三編は主として西村甲一之れを擔當した。東畑精一はその相談に應じた。

第一編

遠洋漁業の村

（靜岡縣志太郡東益津村字濱當目（ハマトウメ））

第一章　部落の自然的、經濟的概況

（1）　概　況——當部落は東海道線燒津驛より東北方約 30 町，駿河灣に臨める漁村である。國道（東海道）は靜岡より藤枝町を經て濱松方面に通じてゐて，從つて從來本部落は交通の要路には當つてゐないが，現に(註)開鑿中の新縣道靜岡川崎線完成の曉には本部落を過ることゝなり海陸交通至便の地となるであらう。漁港として近年頓に繁榮を加へたる燒津町とは單に瀨戸川を隔つるのみで，近時遠洋漁業の發展と共に本部落は始んど燒津町に從屬するの狀態にある。住民の生業は後述する如く大略，漁8分，農2分である。海濱は一方は岩あり，地曳網を曳き得る海岸線は約200間に過ぎぬが，遠洋漁業が沿岸漁業に代つて隆盛に赴くと共に部落の漁獲高も近年著しく增加して，漁業の總所得は急激に增加したのである。

反之部落の農耕地は極めて狹少である。現住戸數1戸當り田畑は3段歩餘にて，僅かに婦女子により副業的に營まるゝに過ぎざるものが多く，農業を以つて收入の大を期待し得ぬ者が多い。即ち男子は壯年期を悉く漁業に委ねるのが一般であつて唯農繁時にのみ農業の手傳ひをなすに止まり，婦女子は家計と農耕とに努力し，又時として手織機を織る。

註　叙述中、「現に」とあるは調査時の現在を指すもので、以下總て本編中に現在とあるのは調査時現在、本年とあるは昭和3年、昨年とあるは昭和2年を指すものとする。

（2）　部落の沿革——當部落に就て舊幕時代の記錄は殆んどないから，當時の詳細を推斷することは出來ぬが，古くから存した半農半漁の寒村であつた。明治初年頃戸數約80戸，內純農20戸，商家 1，2 戸を除きては漁業を以つて生計を營む漁民の聚落で，主として駿河灣內に出漁する沿岸漁業に從事してゐた。其の後鰹の群も次第に遠洋に遠ざかる樣になり，一面漁撈の技術は大規模的のものに發展して，殊に最近20箇年の間に發動機船が用ひらるゝこと多きに至つて，沿岸漁業は遠洋漁業に一轉して，從來の寂れた漁村も漸く繁榮に向ひ，急激に戸數を增加し．現今では全戸數308（內に戸籍上正式の戸を成さぬもの56戸あり）となつたのである。

（備考）　以下本編中に揭げる表は，特に出處を明記したるものゝ外は，戸別調査の結果を集計したものである。

第二章　世帶及人口の調査

先づ部落の生産關係を一瞥するために部落の職業別戸數を見ると次の如くである。

第1表　部落内職業別戸數

職業	戸數	%	職業	戸數	%
專業農家	36	14.3	僧侶	1	0.4
專業商家	7	2.8	工業	6	2.3
專業漁家	55	21.8	農、漁	128	50.8
農、商	2	0.8	職、工	5	2.0
農、工	2	0.8	製造	2	0.8
日雇	2	0.8	其他	2	0.8
教員	3	1.2			
神官	1	0.4	計	252	100.0

（村役場調査）

即ち專業漁家のみにても約22%あり，半農半漁家を加へれば約73%を占めて居り當部落は漁村の色彩顯著なりと言ひ得るであらう。此の中吾々の戸別調査を行つた戸數は次の如くである。

漁家	79戸	同上の部落總漁家に對する割合	43%
農家	18戸	同上の部落總農家に對する割合	45%
其他	15戸	同上の部落總「其他」に對する割合	52%
計	112戸	同上の部落總戸數に對する割合	44%

即ち戸別調査による漁家，農家，其の他の夫々の戸數は部落内總漁家，總農家，總「其他」に對しすべて43%以上に當る。故に此の戸別調査資料を以つても部落の大勢を察知する材料となすことを得るであらう(註)。

註　戸別調査戸數に付いて、こゝに漁家、農家、其他の分類をなしたのは、主として源泉別所得額を基準として定めたもので、即ち例へば漁業及農業を營む家にても漁業所得が農業所得より大なる場合には之を漁家と見做した。村役場調査の部落内職業別戸數は如何なる基準に依りて職業別に定めたるか明かでない。
尙前表に於いて部落總漁家とあるのは、前々表に於ける專業漁家及農漁家の合計で、部落總農家とあるのは、專業農家、農商、農工の合計戸數である。

さて，かくの如くして得たる戸別調査資料を基準として，以下に於て濱當目部落の人口に就き考察をたさう。尙ほ一般に各種の事情に就いて，一概に部落の家と云

つても，その職業が異るものに於いてはその職業的制約を受けて事情を異にすると云ふことは當然考へられることで，人口に關する事情に就いても當然この職業的制約は存在するものと推慮出來る。故に以下の人口の考察に於いては調査戸を漁家，農家，其他に分けて各別に考察しよう。而してかくの如く各別考察を行ふことは自ら漁家，農家，其他に就いて夫々の事情を比較することを得ることになり，更に漁家を特徴付ける要素も亦こゝより導き出されるであらう。

（1）　漁家，農家の勞働力より見たる人口構成

現在の社會に於いては經濟は社會の爾餘の部分に對して支配的關係にある。從つてその社會に於ける一つの顯著なる現象ありとすればそれは經濟と直接間接に不可分的關係を有するものと解せられる。特に農，漁，山村の如く，その社會に於ける生產に於て，勞働の占める重要性の極めて大なる場合にありてはその顯著なる社會的現象は，勞働關係によつて規定せられてゐると解せられる場合が極めて多い。勿論慣習の力が規定してゐる場合も極めて多いことを看過することは出來ぬが，人口構成の如きは勞働關係によつて規定せられる場合が絕大なりと解せられる。以下に掲げる統計に於て看らるゝ事象は以上の如き考慮の下に，すべて勞働力と關係して現れたるものと見做して誤りなからうと思はれるものである。

（イ）　世帶——先づ第2表を見れば漁家では世帶人員7人或は8人の家の戸數が最大である。然るに農家では世帶人員5人の戸數が最大である。即ち一般に漁家は農家より世帶人員多きことを意味する。其他の家にありては3人，6人或は9人，の夫々飛び飛びの三つのクラスに於て戸數が最大を示してゐる。

第2表　世帶人員多小別戸數

	世帶人員	0人	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	計
漁家	戸數	戸 –	戸 –	戸 4	戸 5	戸 5	戸 7	戸 13	戸 14	戸 14	戸 9	戸 8	戸 –	戸 79
	%	–	–	5.1	6.3	6.3	8.9	16.5	17.7	17.7	11.4	10.1	–	100.0
農家	戸數	–	–	1	2	2	4	1	2	2	1	1	2	18
	%	–	–	5.6	11.1	11.1	22.1	5.6	11.1	11.1	5.6	5.6	11.1	100.0
其他	戸數	–	–	1	3	1	–	3	1	2	3	1	–	15
	%	–	–	6.7	20.0	6.7	–	20.0	6.7	13.3	20.0	6.7	–	100.0
計	戸數	–	–	6	10	8	11	17	17	18	13	10	2	112
	%	–	–	5.4	8.9	7.1	9.8	15.2	15.2	16.1	11.6	8.9	1.8	100.0

第3表を見れば漁家では男子3人の世帶の戸數最大，農家では男子2人の戸數最

大，其他の家では男子４人の戸數最大である。

第 3 表　世帶中男子多小別戸數

男子數		0人	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	計
		戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
漁家	戸數	–	8	11	18	17	17	4	4	–	–	–	–	79
	%	–	10.1	13.9	22.8	21.5	21.5	5.1	5.1	–	–	–	–	100.0
農家	戸數	–	2	8	2	3	3	–	–	–	–	–	–	18
	%	–	11.1	44.4	11.1	16.7	16.7	–	–	–	–	–	–	100.0
其他	戸數	1	3	1	3	5	1	1	–	–	–	–	–	15
	%	6.7	20.0	6.7	20.0	33.3	6.7	6.7	–	–	–	–	–	100.0
計	戸數	1	13	20	23	25	21	5	4	–	–	–	–	112
	%	0.9	11.6	17.9	20.5	22.3	18.7	4.5	3.6	–	–	–	–	100.0

第４表によれば漁家では女子３人の戸數が最大，農家では２人，４人或は６人，の戸數が最大，其他では２人或は４人の戸數最大である。

第 4 表　世帶中女子多小別戸數

女子數		0人	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
		戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
漁家	戸數	–	11	15	25	20	6	2	–	–	–	–	79
	%	–	13.9	19.0	31.7	25.3	7.6	2.5	–	–	–	–	100.0
農家	戸數	–	3	4	2	4	1	4	–	–	–	–	18
	%	–	16.7	22.2	11.1	22.2	5.6	22.2	–	–	–	–	100.0
其他	戸數	–	1	5	2	5	1	1	–	–	–	–	15
	%	–	6.7	33.3	13.3	33.3	6.7	6.7	–	–	–	–	100.0
計	戸數	–	15	24	29	29	8	7	–	–	–	–	112
	%	–	13.4	21.4	25.9	25.9	7.1	6.3	–	–	–	–	100.0

以上を總括すれば一般に漁家は農家よりも世帶總人員は多く而も又一般に男子に於いて多く，女子に就いては逆に漁家では一般に農家に於けるよりも少いと云ふことになる。蓋し漁業に於いてはその生産は土地に制約せられることなく，即ち比較的制約を受くること少くして投下勞働力を增加し所得の增加をはかることが出來るし，殊に近時遠洋漁業の大なる發展をなした當部落に有りてはその發展に伴ひ益々多くの勞働力を要求する狀勢にあるから，漁家に於いてはその世帶中の人員を充分多からしむることが可能であつたのに對して，農家に於いては部落内の狹小なる土地に制約せられて世帶人員の增加の傾向を阻止せられたるものであらう。而して漁業勞働に從事する者は第二章にて述べる如く，地曳網に僅かの勞力を提供する女子

を除いては殆んど總て男子のみで，逆に部落の農業勞働に從事するものは女子が極めて多いから（第５表，第６表，第７表參照）一般に漁家には男子が多く農家には女子が多いことを示すのではあるまいか。尙第８表を見れば最近30年間の人口移動は漁家をして農家よりも男女共に人口增加率を大ならしめたことが示され，且その影響に對しては移出人口が支配的であつたことが見られる。この事實は一般に漁家に於ては農家に於けるよりも世帶人員多く，特に世帶中男子の人員が前者に於て一般に多いことが，勞働力の關係から規定せられたものであるといふ前述の推定を裏書きするものであらう。（註1，註2）

註 1　第８表では漁家世帶中の女子も亦，農家世帶中の女子よりも一般にその人員を多からしむる原因が人口移動狀態中に存してゐる如く示されて居り，第４表では農家中の女子の方が漁家中の女子よりもその人員が多いと解釋し，この兩者は相反する方向を示してゐる。而して實は18戸の如き小數のものに就いて度數分布を云々することは幾分の無理があらう。從つて上述中，特に世帶中女子人員の漁家，農家別比較は確實性は少い。

註 2　移動人口の調査は最近30年間に就てである。移入後の在村經過年數は調査しなかつたが，移出人口が始まつたのは大よそ30年前からであるから，これに對應するために，30年間として見たのである。（後掲第22表參照）

第 5 表　業種別從業者の年齡階級別人員

年齡		10以下	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	86-90	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男	漁業	–	4	35	28	20	11	12	12	13	12	7	3	5	–	–	–	–	162
	農業	–	–	1	–	2	3	3	4	–	1	3	3	2	2	1	–	–	25
	其ノ他ノ業	–	–	2	2	5	4	3	3	4	1	1	–	–	1	–	–	–	26
女	漁業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	0
	農業	–	–	12	18	15	15	15	10	11	9	3	4	–	–	–	–	–	112
	其ノ他ノ業	–	1	1	2	–	2	1	2	2	–	1	–	–	–	–	–	–	12

第 6 表　業種別從業者の年齡階級別人員の百分比

年齡		10以下	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	86-90	計
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
男	漁業	–	2.5	21.6	17.3	12.4	6.8	7.4	7.4	8.0	7.4	4.3	1.8	3.1	–	–	–	–	100.0
	農業	–	–	4.0	–	8.0	12.0	12.0	16.0	–	4.0	12.0	12.0	8.0	8.0	4.0	–	–	100.0
	其ノ他ノ業	–	–	7.7	7.7	19.2	15.4	11.5	11.5	15.4	3.9	3.9	–	–	3.9	–	–	–	100.0
女	漁業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	農業	–	–	10.7	16.1	13.4	13.4	13.4	8.[illegible]	9.8	8.0	2.7	3.6	–	–	–	–	–	100.0
	其ノ他ノ業	–	8.3	8.3	16.7	–	16.7	8.3	16.7	16.7	–	8.3	–	–	–	–	–	–	100.0

第 7 表　業種別從業者人員（漁家、農家、其ノ他ノ家別）

		漁業從事者	農業從事者	其ノ他ノ從事者	計
		人	人	人	人
漁家	男	157	7	4	168
	女	0	86	2	88
農家	男	3	17	3	23
	女	0	23	2	25
其ノ他	男	2	1	19	22
	女	0	3	8	11
計	男	162	25	26	213
	女	0	112	12	124

第 8 表　部落外移出人口及部落外よりの移入人口の現在人口に對する割合

		現在人口		部落外移出人口		部落外ヨリノ移入人口		部落外移出人口ヨリ部落外ヨリノ移入人口ヲ減ジタルモノ（*）	
		人口	指數	人口	指數	人口	指數	人口	指數
		人	%	人	%	人	%	人	%
男	漁家	289	100.0	24	8.3	17	5.9	7	2.4
	農家	51	100.0	11	21.6	8	15.7	3	5.9
	其ノ他	45	100.0	3	6.7	13	28.9	(−) 10	(−) 22.2
	計	385	100.0	38	9.9	38	9.9	0	0.0
女	漁家	238	100.0	41	17.2	66	27.7	(−) 25	(−) 10.5
	農家	62	100.0	15	24.2	18	29.0	(−) 3	(−) 4.8
	其ノ他	48	100.0	8	16.7	14	29.2	(−) 6	(−) 12.5
	計	348	100.0	64	18.4	98	28.2	(−) 34	(−) 9.8
男女合計	漁家	527	100.0	65	12.3	83	15.7	(−) 18	(−) 3.4
	農家	113	100.0	26	23.0	26	23.0	0	0.0
	其ノ他	93	100.0	11	11.8	27	29.0	(−) 16	(−) 17.2
	計	733	100.0	102	13.9	136	18.6	(−) 34	(−) 4.6

＊（註）1　此の欄に於ては(−)の符號は差引きに於て住民人口の増加を齎せることを意味す

（註）2　移動人口は調査現在に於て生存せるものをすべて記載せるもので第22表の示す如く移出人口に就ての調査期間は最近30年間である

（ロ）　分家及び入寄留——尚勞働力と人口及戸數との關係として漁業者の分家の問題がある。濱當目には古來分家を制限するやうな制度は何等なく，分家した者に對して漁業上の權利にも何等の差等はない。當部落の明治初年以來の增加戸數は主として分家によるもので殊に最近20年間に於ける遠洋漁業の發展は漁業の資源を殆んど無限に擴張したものと云ふべく，之によつて齎された部落内の人口增加は一部は前述の如く各世帶内の人員を增加すると共に分家によつて戸數そのものも亦增加

したのである。之等の分家したる者は住宅組合を設けて戸數20戸餘の1端村を建てるに至つた（聽取調査による）。尚當部落は近年遠洋漁業の發展に伴つて漸く部落住民のみによつては勞働力の不足を告ぐるに到り，その不足は房州，下田方面から年々100人内外の傭漁夫を入れて補ふ狀態であるから，此の點から見れば，漁業勞働の關係は單に漁家の家族人員の增加及分家による戸數增加を惹起したのみならず，やがて將來に於ては入寄留による新たなる家の增加をも次第に齎すに到るのではなからうか。

（ハ）　年齡階級(男子)——さて次に年齡階級別に人口構成を見よう。第9表乃至第20表及第1圖乃至第4圖を通觀すれば次の如き事實が顯著である。

即ち男子に就いて漁家，農家別に比較して見ると，現在人口に於て16歲乃至20歲及21歲乃至25歲の年齡階級の男子の總人員（總漁家人員又は總農家人員）中に占める割合は，漁家に於ては農家に於けるより遙かに大である（第1圖）。而して現在人

第 1 圖　現在年齡階級別現在人口(男)

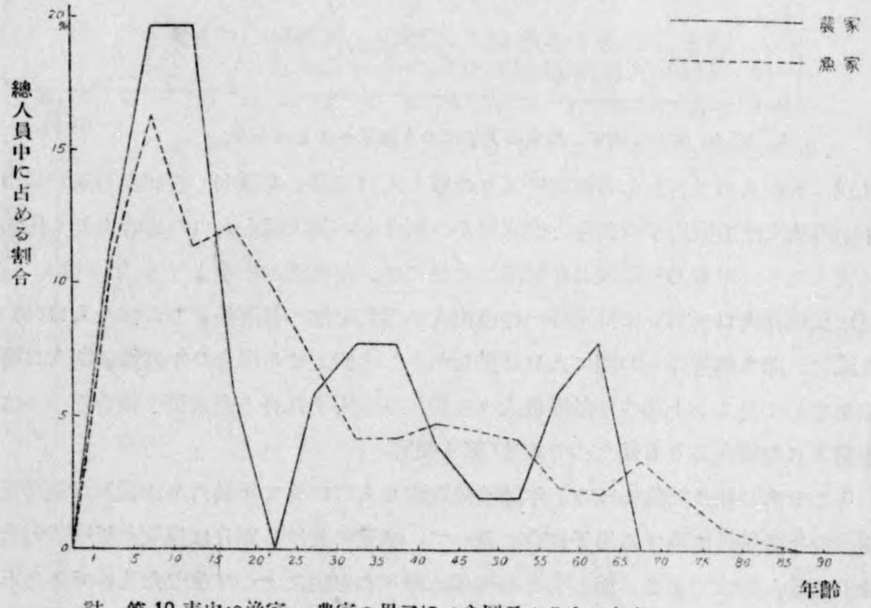

註　第10表中の漁家，農家の男子につき圖示せるものなり。

口（男）に部落外移出人口（男）を加へると，同上の年齢階級に屬する漁家男子の割合と農家男子の割合とは現在人口の場合よりもその差は甚だ小になる(第2圖)。

第2圖　現在年齢階級別にて，現在人口と部落外移出人口とを加へたるもの(男)

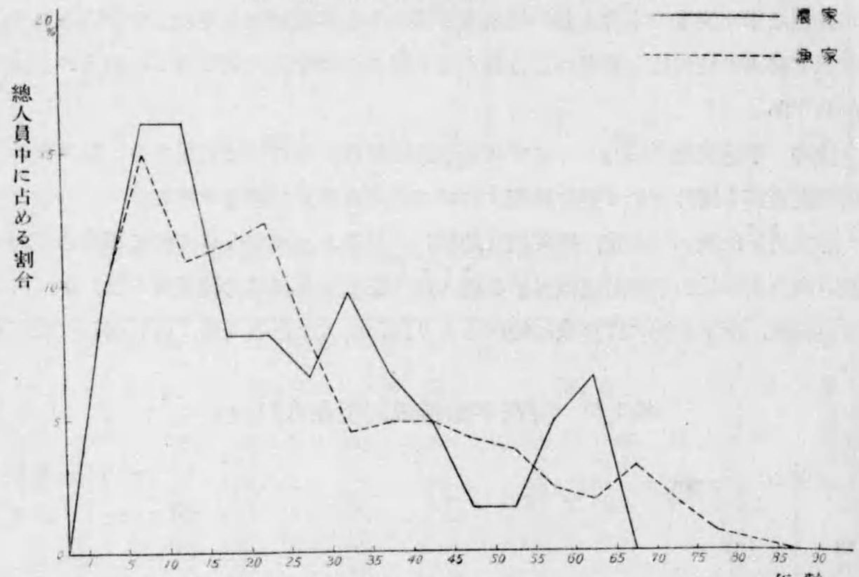

註　第14表中の漁家，農家の男子につき圖示せるものなり。

又別に現在人口（男）から部落外よりの移入人口（男）を差引くと16歳乃至20歳の年齢階級では漁家男子の割合と農家男子の割合との差は現在人口の場合よりも僅かに大となり，21歳乃至25歳の年齢階級に於ては，差は僅かに小となる(第3圖)。更に又現在人口（男）に部落外への移出人口(男)を加へ部落外よりの移入人口(男)を減じ，即ち部落外との間に人口移動なかりしと假定せる場合の年齢階級別人口構成を求めて見ると上述の年齢階級夫々に於て漁家男子割合と農家男子割合との差は現在人口の場合よりも甚だ小である(第4圖)。

そこで次の如き結論になる。年齢階級別現在人口に於て16歳乃至20歳及21歳乃至25歳の年齢階級に屬する男子割合に就いて，漁家に於ける割合は農家に於ける割合よりも遙かに大である。而してこの現象は種々の原因によつて生じたものであるかも知れないが，漁家男子と農家男子との移動人口の現在年齢階級構成の異りが一つの大きな原因であつた。

第3圖　現在年齢階級別にて，現在人口より部落外よりの移入者を減じたるもの(男)

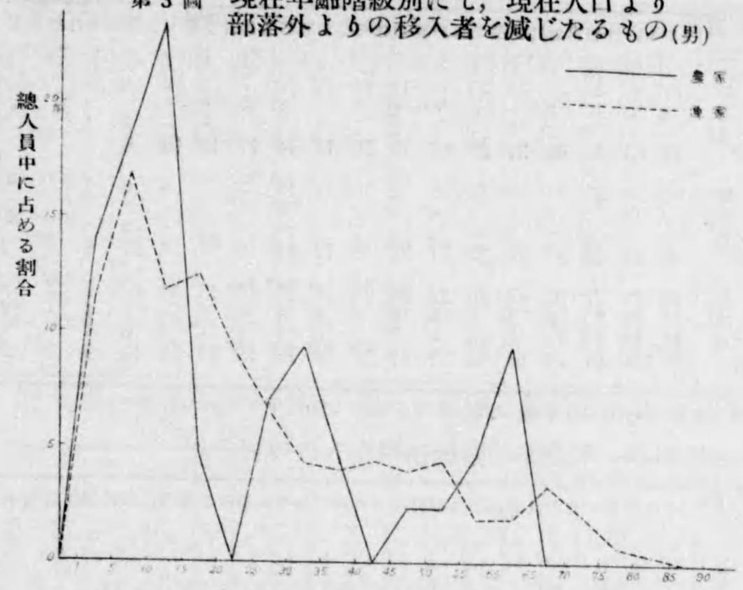

註　第18表中の漁家，農家の男子につき圖示せるものなり。

第4圖　部落外との間に人口移動なかりしと假定せる場合の現在年齢階級別人口構成(男)

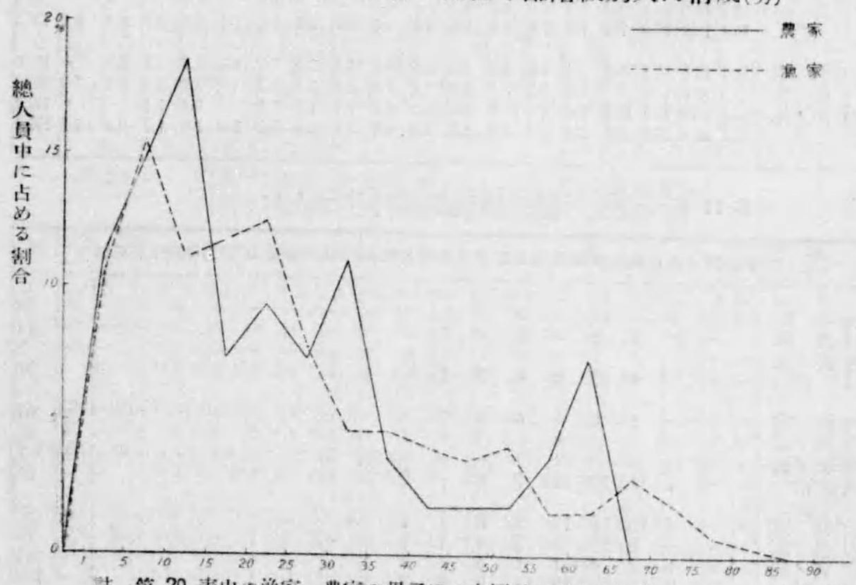

註　第20表中の漁家，農家の男子につき圖示せるものなり。

第 9 表　現在年齢階級別現在人口（漁家、農家、其他別）

	年齢	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	86-90	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男	漁家	31	47	33	35	28	20	12	12	14	13	12	7	6	10	6	2	1	–	239
男	農家	6	10	10	3	–	3	4	4	2	1	1	3	4	–	–	–	–	–	51
男	其ノ他	6	6	6	5	3	4	2	2	3	3	1	1	–	–	2	1	–	–	45
男	計	43	63	49	43	31	27	18	18	19	17	14	11	10	10	8	3	1	–	385
女	漁家	33	24	39	17	20	16	15	12	14	11	11	3	7	4	6	5	1	–	238
女	農家	7	11	5	5	3	3	4	5	2	1	3	5	3	–	1	1	1	2	62
女	其ノ他	6	6	8	5	3	2	2	4	2	5	–	–	1	–	4	–	–	–	48
女	計	46	41	52	27	26	21	21	21	18	17	14	8	11	4	11	6	2	2	348
合計	漁家	64	71	72	52	48	36	27	24	28	24	23	10	13	14	12	7	2	–	527
合計	農家	13	21	15	8	3	6	8	9	4	2	4	8	7	–	1	1	1	2	113
合計	其ノ他	12	12	14	10	6	6	4	6	5	8	1	1	1	–	6	1	–	–	93
合計	計	89	104	101	70	57	48	39	39	37	34	28	19	21	14	19	9	3	2	733

（註）現在年齢といふのは世帯を出た當時の年齢と區別するための用語である。

第 10 表　現在年齢階級別現在人口の百分比

	年齢	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	86-90	計
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
男	漁家	10.7	16.3	11.4	12.1	9.7	6.9	4.2	4.2	4.8	4.5	4.2	2.4	2.1	3.4	2.1	0.7	0.3	–	100.0
男	農家	11.7	19.6	19.6	5.9	–	5.9	7.8	7.8	3.9	2.0	2.0	5.9	7.8	–	–	–	–	–	100.0
男	其ノ他	13.3	13.3	13.3	11.1	6.7	8.9	4.5	4.5	6.7	6.7	2.2	2.2	–	–	4.5	2.2	–	–	100.0
男	計	11.2	16.4	12.7	11.2	8.0	7.0	4.7	4.7	4.9	4.4	3.6	2.9	2.6	2.6	2.1	0.8	0.2	–	100.0
女	漁家	13.8	10.1	16.4	7.2	8.4	6.7	6.3	5.0	5.9	4.7	4.7	1.3	3.0	1.7	2.5	2.1	0.4	–	100.0
女	農家	11.3	17.8	8.1	8.1	4.8	4.8	6.5	8.1	3.2	1.6	4.8	8.1	4.8	–	1.6	1.6	1.6	3.2	100.0
女	其ノ他	12.5	12.5	16.7	10.4	6.3	4.2	4.2	8.3	4.2	10.4	–	–	2.1	–	8.3	–	–	–	100.0
女	計	13.2	11.8	14.9	7.8	7.5	6.0	6.0	6.0	5.2	4.9	4.0	2.3	3.2	1.1	3.2	1.7	0.6	0.6	100.0
合計	漁家	12.1	13.5	13.7	9.9	9.1	6.8	5.1	4.5	5.3	4.5	4.4	1.9	2.5	2.7	2.3	1.3	0.4	–	100.0
合計	農家	11.5	18.6	13.2	7.1	2.6	5.3	7.1	8.0	3.5	1.8	3.5	7.1	6.2	–	0.9	0.9	0.9	1.8	100.0
合計	其ノ他	12.9	12.9	15.1	10.8	6.4	6.4	4.3	6.4	5.4	8.6	1.1	1.1	1.1	–	6.4	1.1	–	–	100.0
合計	計	12.1	14.2	13.8	9.6	7.8	6.6	5.3	5.3	5.0	4.6	3.8	2.6	2.9	1.9	2.6	1.2	0.4	0.3	100.0

第 11 表　現在年齢階級別部落外移出人口

	年齢	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	86-90	91以上	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男	漁家	–	–	1	1	12	5	2	3	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	24
男	農家	–	–	–	2	5	1	2	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	11
男	其ノ他	–	–	–	1	1	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	3
男	計	–	–	1	4	18	6	4	3	1	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	38
女	漁家	–	–	–	9	5	8	6	5	7	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	41
女	農家	–	–	–	–	8	4	–	1	–	1	–	–	–	1	–	–	–	–	–	15
女	其ノ他	–	–	1	2	3	1	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	8
女	計	–	–	1	11	16	13	7	6	7	2	–	–	–	1	–	–	–	–	–	64
合計	漁家	–	–	1	10	17	13	8	8	7	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	65
合計	農家	–	–	–	2	13	5	2	1	1	1	–	–	–	1	–	–	–	–	–	26
合計	其ノ他	–	–	1	3	4	1	1	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	11
合計	計	–	–	2	15	34	19	11	9	8	2	1	–	–	1	–	–	–	–	–	102

第 12 表　現在年齢階級別部落外移出人口の百分比

	年齢	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	86-90	90以上	計
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
男	漁家	–	–	4.2	4.2	50.0	20.8	8.3	12.5	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	100.0
男	農家	–	–	–	18.2	45.4	9.1	18.2	–	9.1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	100.0
男	其ノ他	–	–	–	33.3	33.3	–	–	–	–	–	33.3	–	–	–	–	–	–	–	–	100.0
男	計	–	–	2.6	10.5	47.4	15.8	10.5	7.9	2.6	–	2.6	–	–	–	–	–	–	–	–	100.0
女	漁家	–	–	–	22.0	12.9	19.5	14.6	12.2	17.1	2.4	–	–	–	–	–	–	–	–	–	100.0
女	農家	–	–	–	–	53.3	26.6	–	6.7	–	6.7	–	–	–	6.7	–	–	–	–	–	100.0
女	其ノ他	–	–	12.5	25.0	37.5	12.5	12.5	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	100.0
女	計	–	–	1.6	17.2	25.0	20.3	10.9	9.4	10.9	3.1	–	–	–	1.6	–	–	–	–	–	100.0
合計	漁家	–	–	1.5	15.4	26.2	20.0	12.3	12.3	10.8	1.5	–	–	–	–	–	–	–	–	–	100.0
合計	農家	–	–	–	7.7	50.5	19.2	7.9	3.9	3.9	3.8	–	–	–	3.8	–	–	–	–	–	100.0
合計	其ノ他	–	–	9.1	27.2	36.4	9.1	9.1	–	–	–	9.1	–	–	–	–	–	–	–	–	100.0
合計	計	–	–	2.0	14.7	33.3	18.6	10.8	8.8	7.8	1.0	2.0	–	–	1.0	–	–	–	–	–	100.0

第 13 表　現在年齢階級別現在人口に現在年齢階級別部落外移出人口を加へたるもの

	年齢	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	86-90	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男	漁家	31	47	34	36	40	25	14	15	14	13	12	7	6	10	6	2	1	–	313
男	農家	6	10	10	5	5	4	6	4	3	1	1	3	4	–	–	–	–	–	62
男	其ノ他	6	6	6	6	4	4	2	2	3	3	2	1	–	–	2	1	–	–	48
男	計	43	63	50	47	49	33	22	21	20	17	15	11	10	10	8	3	1	–	423
女	漁家	33	24	39	26	25	24	21	17	21	12	11	3	7	4	6	5	1	–	279
女	農家	7	11	5	5	11	7	4	6	2	2	3	5	3	1	1	1	1	2	77
女	其ノ他	6	6	9	7	6	3	3	4	2	5	–	–	1	–	4	–	–	–	56
女	計	46	41	53	38	42	34	28	27	25	19	14	8	11	5	11	6	2	2	412
合計	漁家	64	71	73	62	65	49	35	32	35	25	23	10	13	14	12	7	2	–	592
合計	農家	13	21	15	10	16	11	10	10	5	3	4	8	7	1	1	1	1	2	139
合計	其ノ他	12	12	15	13	10	7	5	6	5	8	2	1	1	–	6	1	–	–	104
合計	計	89	104	103	85	91	67	50	48	45	36	29	19	21	15	19	9	3	2	835

（註）第9表及第11表より算出す

第 14 表　現在年齢階級別現在人口に現在年齢階級別部落外移出人口を加へたるものゝ百分比

	年齢	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	86-90	計
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
男	漁家	9.9	15.0	10.9	11.5	12.3	8.0	4.5	4.8	4.8	4.2	3.8	2.3	1.9	3.2	1.9	0.7	0.3	–	100.0
男	農家	9.7	16.1	16.1	8.1	8.1	6.5	9.7	6.5	4.8	1.6	1.6	4.8	6.5	–	–	–	–	–	100.0
男	其ノ他	12.5	12.5	12.5	12.5	8.3	8.3	4.2	4.2	6.2	6.2	4.2	2.1	–	–	4.2	2.1	–	–	100.0
男	計	10.2	14.9	11.8	11.1	11.6	7.8	5.2	5.0	4.7	4.0	3.6	2.6	2.4	2.4	1.9	0.7	0.2	–	100.0
女	漁家	11.8	8.6	14.0	9.3	9.0	8.6	7.5	6.1	7.5	4.3	3.9	1.1	2.5	1.4	2.2	1.8	0.4	–	100.0
女	農家	9.1	14.3	6.5	6.5	14.3	9.1	5.2	7.8	2.6	2.6	3.9	6.5	3.9	1.3	1.3	1.3	1.3	2.6	100.0
女	其ノ他	10.7	10.7	16.1	12.5	10.7	5.4	5.4	7.1	3.6	8.9	–	–	1.8	–	7.1	–	–	–	100.0
女	計	11.2	9.9	12.9	9.2	10.2	8.3	6.8	6.6	6.1	4.6	3.4	1.9	2.7	1.2	2.7	1.4	0.5	0.5	100.0
合計	漁家	10.8	12.0	12.3	10.5	11.0	8.3	5.9	5.4	5.9	4.2	3.9	1.7	2.2	2.4	2.0	1.2	0.3	–	100.0
合計	農家	9.4	15.1	10.8	7.2	11.5	7.9	7.2	7.2	3.6	2.2	2.9	5.8	5.0	0.7	0.7	0.7	0.7	1.4	100.0
合計	其ノ他	11.5	11.5	14.4	12.5	9.6	6.7	4.8	5.8	4.8	7.7	1.9	1.0	1.0	–	5.8	1.0	–	–	100.0
合計	計	10.6	12.5	12.3	10.2	10.9	8.0	6.0	5.7	5.4	4.3	3.5	2.3	2.5	1.8	2.3	1.1	0.4	0.2	100.0

第 15 表　現在年齢階級別部落移入者人口

	年齢	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	86-90	91以上	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男	漁家	–	1	1	1	3	2	–	1	2	2	–	2	1	1	–	–	–	–	–	17
	農家	–	2	–	1	–	–	–	2	2	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	8
	其ノ他	1	1	2	–	1	2	1	1	1	1	–	1	–	–	1	–	–	–	–	13
	計	1	4	3	2	4	4	1	4	5	3	–	4	1	1	1	–	–	–	–	38
女	漁家	–	–	1	1	9	8	8	9	9	6	6	1	2	1	3	2	–	–	–	66
	農家	–	–	–	–	3	2	3	3	1	1	1	1	1	–	1	–	–	1	–	18
	其ノ他	1	1	–	2	1	–	1	3	–	3	–	–	–	–	2	–	–	–	–	14
	計	1	1	1	3	13	10	12	15	10	10	7	2	3	1	6	2	–	1	–	98
合計	漁家	–	1	2	2	12	10	8	10	11	8	6	3	3	2	3	2	–	–	–	83
	農家	–	2	–	1	3	2	3	5	3	1	1	2	1	–	1	–	–	1	–	26
	其ノ他	2	2	2	2	2	2	2	4	1	4	–	1	–	–	3	–	–	–	–	27
	計	2	5	4	5	17	14	13	19	15	13	7	6	4	2	7	2	–	1	–	136

第 16 表　現在年齢階級別部落移入者人口の百分比

	年齢	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	86-90	91以上	計
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
男	漁家	–	5.9	5.9	5.9	17.6	11.8	–	5.9	11.8	11.8	–	11.8	5.9	5.9	–	–	–	–	–	100.0
	農家	–	25.0	–	12.5	–	–	–	25.0	25.0	–	–	12.5	–	–	–	–	–	–	–	100.0
	其ノ他	7.7	7.7	15.3	–	7.7	15.3	7.7	7.7	7.7	7.7	–	7.7	–	–	7.7	–	–	–	–	100.0
	計	2.7	10.5	7.9	5.3	10.5	10.5	2.7	10.5	13.2	7.9	–	10.5	2.6	2.6	2.6	–	–	–	–	100.0
女	漁家	–	–	1.5	1.5	13.6	12.1	12.1	13.6	13.6	9.1	9.1	1.5	3.0	1.5	4.6	3.0	–	–	–	100.0
	農家	–	–	–	–	16.7	11.1	16.7	16.7	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	–	5.5	–	–	5.5	–	100.0
	其ノ他	7.1	7.1	–	14.3	7.1	–	7.1	21.4	–	21.4	–	–	–	–	14.3	–	–	–	–	100.0
	計	1.0	1.0	1.0	3.1	13.3	10.2	12.2	15.3	10.2	10.2	7.1	2.0	3.1	1.0	6.1	2.0	–	1.0	–	100.0
合計	漁家	–	1.2	2.4	2.4	14.5	12.1	9.6	12.1	13.3	9.7	7.2	3.6	3.6	2.4	3.6	2.4	–	–	–	100.0
	農家	–	7.7	–	3.9	11.5	7.7	11.5	13.2	11.5	3.9	3.9	7.7	3.8	–	3.8	–	–	3.8	–	100.0
	其ノ他	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	14.8	3.7	14.8	–	3.7	–	–	11.1	–	–	–	–	100.0
	計	1.5	3.7	2.9	3.7	12.5	10.3	9.6	14.0	11.0	9.6	5.1	4.4	2.9	1.5	5.1	1.5	–	0.7	–	100.0

第 17 表　現在年齢階級別現在人口より部落外よりの移入者（現在年齢階級別）を減じたるもの

	年齢	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	86-90	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男	漁家	31	46	32	34	25	18	12	11	12	11	12	5	5	9	6	2	1	–	272
	農家	6	8	10	2	0	3	4	2	0	1	1	2	4	–	–	–	–	–	43
	其ノ他	5	5	4	5	2	2	1	1	2	2	1	–	–	–	1	1	–	–	32
	計	42	59	46	41	27	23	17	14	14	14	14	7	9	9	7	3	1	–	347
女	漁家	33	24	38	16	11	8	7	3	5	5	5	2	5	3	3	3	1	–	172
	農家	7	11	5	5	0	1	1	2	1	0	2	4	2	–	–	1	1	1	44
	其ノ他	5	5	8	3	2	2	1	1	2	2	–	–	1	–	2	–	–	–	34
	計	45	40	51	24	13	11	9	6	8	7	7	6	8	3	5	4	2	1	250
合計	漁家	64	70	70	50	36	26	19	14	17	16	17	7	10	12	9	5	2	–	444
	農家	13	19	15	7	–	4	5	4	1	1	3	6	6	–	–	1	1	1	87
	其ノ他	10	10	12	8	4	4	2	2	4	4	1	–	1	–	3	1	–	–	66
	計	87	99	97	65	40	34	26	20	22	21	21	13	17	12	12	7	3	1	597

（註）　第9表及第15表より算出す。

第 18 表　現在年齢階級別現在人口より部落外よりの移入者（現在年齢階級別）を減じたるものゝ百分比

	年齢	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	86-90	計
男	漁家	11.4	16.9	11.8	12.5	9.2	6.6	4.4	4.0	4.4	4.0	4.4	1.9	1.9	3.3	2.2	0.7	0.4	–	100.0
	農家	14.0	18.6	23.3	4.6	–	7.0	9.3	4.6	–	2.3	2.3	4.6	9.3	–	–	–	–	–	100.0
	其ノ他	15.6	15.6	12.5	15.6	6.3	6.3	3.1	3.1	6.3	6.3	3.1	–	–	–	3.1	3.1	–	–	100.0
	計	12.1	17.0	13.3	11.8	7.8	6.6	4.9	4.0	4.0	4.0	4.0	2.0	2.6	2.6	2.0	0.9	0.3	–	100.0
女	漁家	19.3	13.9	22.1	9.3	6.4	4.7	4.1	1.7	2.9	2.9	2.9	1.2	2.9	1.7	1.7	1.7	0.6	–	100.0
	農家	15.9	25.0	11.3	11.3	–	2.3	2.3	4.5	2.3	–	4.5	9.1	4.5	–	–	2.3	2.3	2.3	100.0
	其ノ他	14.7	14.7	23.5	8.8	5.9	5.9	2.9	2.9	5.9	5.9	–	–	2.9	–	5.9	–	–	–	100.0
	計	18.0	16.0	20.4	9.6	5.2	4.4	3.6	2.4	3.2	2.8	2.8	2.4	3.2	1.2	2.0	1.6	0.8	0.4	100.0
合計	漁家	14.4	15.8	15.8	11.2	8.1	5.9	4.3	3.1	3.8	3.6	3.8	1.6	2.2	2.7	2.0	1.1	0.5	–	100.0
	農家	14.9	21.8	17.2	8.1	–	4.6	5.7	4.6	1.2	1.2	3.4	6.9	6.9	–	–	1.2	1.2	1.2	100.0
	其ノ他	15.1	15.1	18.2	12.1	6.1	6.1	3.0	3.0	6.1	6.1	1.5	–	1.5	–	4.5	1.5	–	–	100.0
	計	14.6	16.6	16.2	10.9	6.7	5.7	4.4	3.3	3.7	3.5	3.5	2.2	2.8	2.0	2.0	1.2	0.5	0.2	100.0

第 19 表　部落外との間に人口移動なかりしと假定せる場合の年齢階級別人口構成

	年齢	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	86-90	計
男	漁家	31	46	33	35	37	23	14	14	12	11	12	5	5	9	6	2	1	–	296
	農家	6	8	10	4	5	4	6	2	1	1	1	2	4	–	–	–	–	–	54
	其ノ他	5	5	4	6	3	2	1	1	2	2	2	–	–	–	1	1	–	–	35
	計	42	59	47	45	45	29	21	17	15	14	15	7	9	9	7	3	1	–	385
女	漁家	33	24	38	25	16	16	13	8	12	6	5	2	5	3	3	3	1	–	213
	農家	7	11	5	5	8	5	1	3	1	1	2	4	2	1	–	1	1	1	59
	其ノ他	5	5	9	5	5	3	2	1	2	2	–	–	1	–	2	–	–	–	42
	計	45	40	52	35	29	24	16	12	15	9	7	6	8	4	5	4	2	1	314
合計	漁家	64	70	71	60	53	39	27	22	24	17	17	7	10	12	9	5	2	–	509
	農家	13	19	15	9	13	9	7	5	2	2	3	6	6	1	–	1	1	1	113
	其ノ他	10	10	13	11	8	5	3	2	4	4	2	–	1	–	3	1	–	–	77
	計	87	99	99	80	74	53	37	29	30	23	22	13	17	13	12	7	3	1	699

（註）　第9表第11表及第15表より算出す。即ち現在人口に部落外への移出人口を加へ部落外からの移入人口を減じて得たる結果なり。

第 20 表　部落外との間に人口移動なかりしと假定せる場合の年齢階級別人口構成の百分比

	年齢	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	86-90	計
男	漁家	10.5	15.5	11.2	11.8	12.5	7.8	4.7	4.7	4.1	3.7	4.1	1.7	1.7	3.0	2.0	0.7	0.3	–	100.0
	農家	11.1	14.8	18.5	7.4	9.3	7.4	11.1	3.7	1.8	1.8	1.8	3.7	7.5	–	–	–	–	–	100.0
	其ノ他	14.3	14.3	11.4	17.1	8.5	5.7	2.9	2.9	5.7	5.7	5.7	–	–	–	2.9	2.9	–	–	100.0
	計	10.9	15.3	12.2	11.7	11.7	7.5	5.5	4.4	3.9	3.6	3.9	1.8	2.3	2.3	1.8	0.9	0.3	–	100.0
女	漁家	15.5	11.3	17.8	11.8	7.5	7.5	6.1	3.8	5.6	2.8	2.3	0.9	2.3	1.4	1.4	1.4	0.5	–	100.0
	農家	11.8	18.6	8.5	8.5	13.6	8.5	1.7	5.0	1.7	1.7	3.4	6.8	3.4	1.7	–	1.7	1.7	1.7	100.0
	其ノ他	11.9	11.9	21.4	11.9	11.9	7.1	4.8	2.4	4.8	4.8	–	–	2.4	–	4.7	–	–	–	100.0
	計	14.3	12.8	16.6	11.1	9.2	7.6	5.1	3.8	4.8	2.9	2.2	1.9	2.6	1.3	1.6	1.3	0.6	0.3	100.0
合計	漁家	12.6	13.7	13.9	11.8	10.4	7.7	5.3	4.3	4.7	3.3	3.3	1.4	2.0	2.4	1.8	1.0	0.4	–	100.0
	農家	11.5	16.8	13.3	8.0	11.5	8.0	6.2	4.4	1.8	1.8	2.6	5.3	5.3	0.9	–	0.9	0.9	0.9	100.0
	其ノ他	13.0	13.0	16.8	14.3	10.4	6.5	3.9	2.6	5.2	5.2	2.6	–	1.3	–	3.9	1.3	–	–	100.0
	計	12.5	14.2	14.2	11.4	10.6	7.6	5.3	4.1	4.3	3.3	3.1	1.9	2.4	1.9	1.7	1.0	0.4	0.1	100.0

さて以上の論議は，漁家，農家に分けて各家の世帶中男子總體に付いて論じたものであるが，次に漁，農，其他の總ての家につき，即ち家の區別をしないで而も職業從事者のみを取つて觀察するとその年齡階級別人口は第21表の示す如くなる。そのうち漁，漁農，漁商，漁工の各從事者を總括して漁業從事者とし，農，農漁，農商の各從事者を農業從事者としてその年齡階級別人員を見ると，前掲第5表の示す如く漁業從事男子は16歲乃至20歲の年齡階級に於て人員最多で，21歲乃至25歲の年齡階級の人員が其の次に多い。而るに農業從事者では41歲乃至45歲の年齡階級に於て人員最多である。

故に以上述べて來た處によつて見れば16歲乃至20歲及21歲乃至25歲の年齡階級に於て漁家男子割合が農家男子割合より遙かに大なることは，部落の漁業勞働は部落の農業勞働に比して年齡小なる男子の勞働を要求することによるといふ推定は相當の妥當性を有するといふことが分る。(註1, 註2) 尙は漁家の女子に就ては，說明は省略するが後掲の第5圖，第6圖，第7圖，第8圖，を參照せられたい。

註 1. 第1圖と第4圖とを比較することによつて第1圖に於ける前述の差異が勞働關係によるものであらうと推定することの中には，移動人口（男）の死亡率が漁家，農家で差異がないと云ふことが前提せられてゐる。

第21表 職業別從業者の

	10歲以下		11—15		16—20		21—25		26—30		31—35		36—40		41—45	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
無職	106	87	45	45	5	7	1	–	–	–	–	1	–	–	–	1
漁	–	–	4	–	35	–	28	–	18	–	5	–	5	–	3	–
農	–	–	–	–	1	11	–	16	2	15	2	14	3	15	1	10
家事	–	–	–	6	–	7	–	6	–	6	–	3	–	5	–	5
農漁	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	1	–	–	3	–
工農	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–
商農	–	–	–	–	–	–	–	2	–	–	–	–	–	1	1	–
商	–	–	–	1	1	1	1	–	2	–	2	2	–	–	–	2
公務自由	–	–	–	–	1	–	–	–	2	–	1	–	1	–	–	–
漁農	–	–	–	–	–	–	–	–	2	–	6	–	6	–	9	–
交通	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
農商	–	–	–	–	–	1	–	2	–	–	–	–	–	–	–	–
漁商	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
漁工	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
會社事務	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–
工	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	1	–	–	–	2	–
其ノ他	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合計	106	87	49	52	43	27	31	26	27	21	18	21	18	21	19	18

註 2. 第12表を見ると21歲乃至25歲の年齡階級で漁家男子の移出人口割合（漁家男子移出人員總數に對し）は農家男子の移出人口割合（農家男子移出人員總數に對し）よりも大であるが，同前の年齡階級の漁家男子移出人員は漁家の現在人口の男子總數に對しては4.2％なるに對し，農家男子移出人口は農家の現在人口の男子總數に對しては9.8％となり，後者は前者より遙かに大である。即ち前述の結論に對し第11表は決して矛盾するものでない。

（二） 年齡階級（特に女子農業人口）——尙又農業勞働はその大部分が女子勞働によることは前述したが，その農業女子勞働を年齡關係から見ると前掲第5表の示す如く21歲から25歲迄の女子が最も多數である。

農業從事男子は41歲乃至45歲の年齡階級に於て人員最大であり農業從事女子は21歲乃至25歲の年齡階級にて人員最大であることは既述の如くであるが，前掲の第3圖と第1圖及び次の第7圖と第5圖によつて見ると之等の農業從事男子及農業從事女子は兩者共に殆んど全く部落外よりの移入者によつて支持せられてゐることが示される。而も尙，他方第11表を見れば21歲乃至25歲の年齡階級で農家女子の移出人員は最大である。蓋し女子の部落外移住は素より結婚關係が重要々素であつて，恐らく部落內住民間での結婚が數少きことが上述した女子の移入人口と移出人口とを共に大ならしめるのであらう。

年齡階級別人員

46—50		51—55		56—60		61—65		66—70		71—75		76—80		81—85		86—90		計	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
–	–	–	1	–	3	4	2	3	3	5	11	2	6	1	2	–	2	172	171
5	–	2	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	106	–
–	10	–	8	2	3	3	4	1	–	2	–	1	–	–	–	–	–	18	106
–	4	–	4	–	1	–	5	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	53
–	–	–	–	1	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	6	1
1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	3	–
–	1	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2	4
1	1	1	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	8	8
1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	6	–
7	–	9	–	7	–	3	–	4	–	–	–	–	–	–	–	–	–	53	–
1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–
–	1	1	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	5
1	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2	–
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	4	–
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–
17	17	14	14	11	8	10	11	10	4	8	11	3	6	1	2	–	2	385	348

第 5 圖　現在年齡階級別現在人口(女)

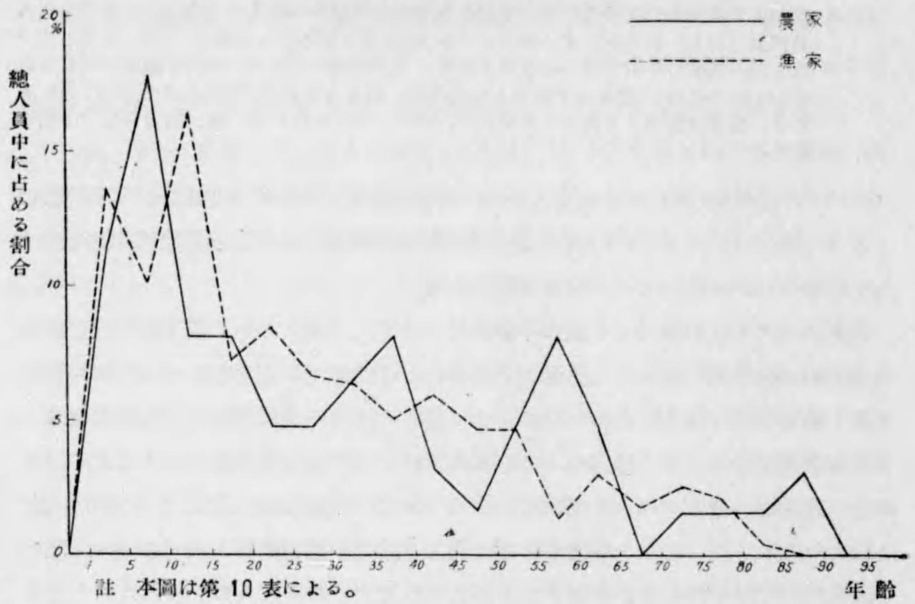

註　本圖は第 10 表による。

第 6 圖　現在年齡階級別にて，現在人口と部落外移出人口とを加へたるもの(女)

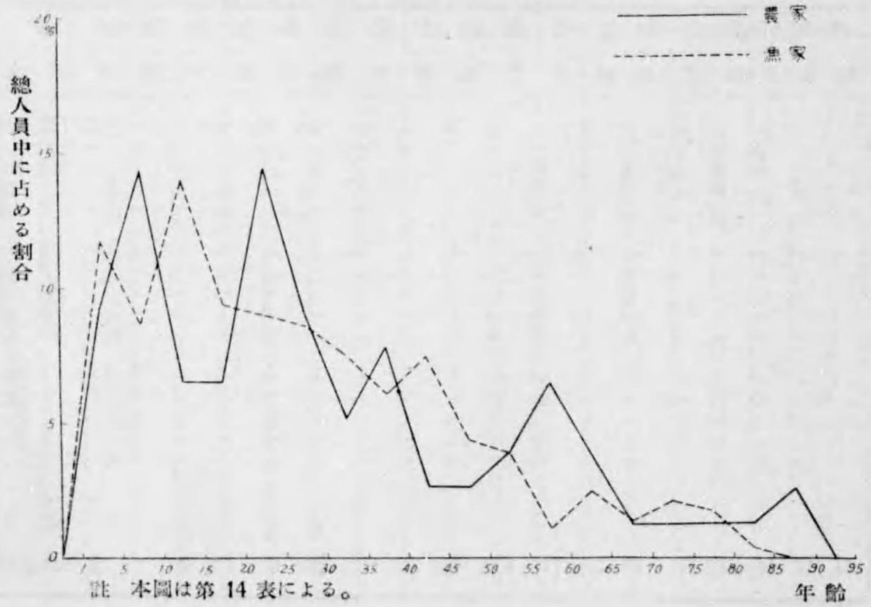

註　本圖は第 14 表による。

第 7 圖　現在年齡階級別にて現在人口より部落外よりの移入人口を減じたるもの(女)

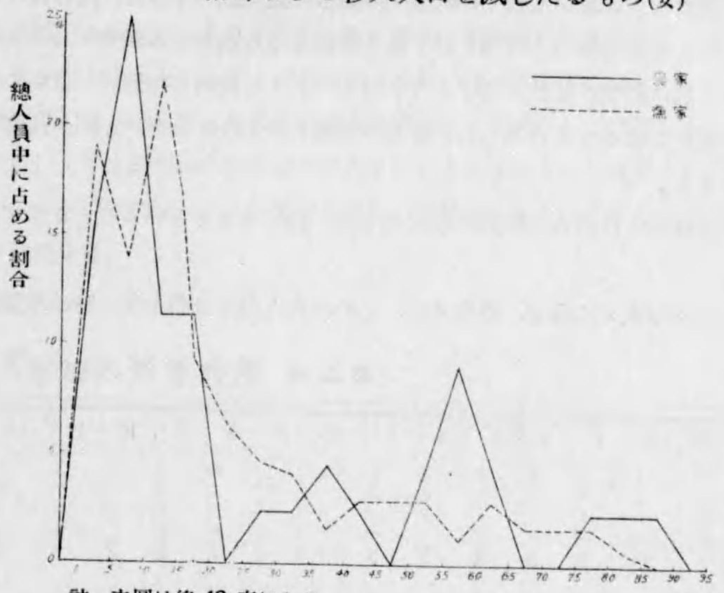

註　本圖は第 18 表による

第 8 圖　部落外との間に人口移動なかりしと假定せる場合の現在年齡階級別人口構成(女)

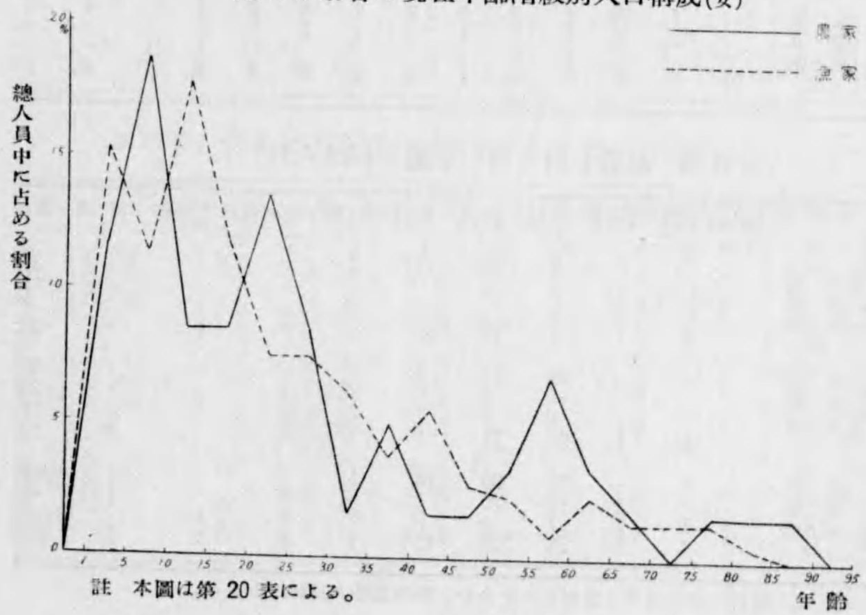

註　本圖は第 20 表による。

（2） 人口構成に就いて若干の附論――前項に於て述べたのは，濱當目の人口構成にして特に漁業勞働力と關係を有すると見做さるる顯著なる現象である。次にこゝでは尙ほ別に數個の統計を掲げよう。而してこゝに提出した統計に就いては特に顯著なる事實を暗示すると考へられるものは餘り多くはないが，2,3 の註釋を述べることにする。

第22表の移働人口調査は移動が最近30年間に就てであるといふことを示すに役立つ。

第23表及第24表では漁家，農家共に，その移出人員は世帶を出る時の年齡階級別

第 22 表　出部落後の經過年數

	經過年數	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男	漁家	7	4	3	–	2	2	–	–	1	2	–	–	3	–
	農家	4	1	–	–	1	1	1	–	–	–	2	–	–	–
	其ノ他	2	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	計	13	5	3	1	3	3	1	–	1	2	2	–	3	–
女	漁家	5	3	4	1	–	3	3	2	3	1	1	–	1	1
	農家	3	1	1	1	–	–	4	1	1	–	–	–	–	–
	其ノ他	1	–	–	2	1	1	–	–	–	–	1	1	–	–
	計	9	4	5	4	1	4	7	3	4	1	2	1	1	1
合計	漁家	12	7	7	1	2	5	3	2	4	3	1	–	4	1
	農家	7	2	1	1	1	1	5	1	1	–	2	–	–	–
	其ノ他	3	–	–	3	1	1	–	–	–	–	1	1	–	–
	計	22	9	8	5	4	7	8	3	5	3	4	1	4	1

第 23 表　世帶を出る時の年齡別移出人員

	年齡	10歳以下	11—15	16—20	21—25	26—30	31—35	36—40	41歳以上	年齡不明	總數
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男	漁家	1	–	3	19	13	–	–	–	1	37
	農家	–	1	3	12	1	–	–	–	–	17
	其ノ他	–	–	1	1	–	–	1	1	–	4
	計	1	1	7	32	14	–	1	1	1	58
女	漁家	2	–	49	11	1	1	–	–	1	65
	農家	–	–	14	7	–	–	1	–	1	23
	其ノ他	1	1	6	3	–	–	–	–	–	11
	計	3	1	69	21	1	1	1	–	2	99
合計	漁家	3	–	52	30	14	1	–	–	2	102
	農家	–	1	17	19	1	–	1	–	1	40
	其ノ他	1	1	7	4	–	–	1	1	–	15
	計	4	2	76	53	15	1	2	1	3	157

（註） この統計には部落内の移動人口を含む。即ち出帶人員總てを含む。

に見れば，男子では21歳乃至25歳の年齡階級が人員最大となり，女子では16歳乃至20歳の階級が人員最大となる。即ち一般に漁家，農漁共に男子よりも女子の方が稍若くして世帶を出るといふことが示されてゐる。之は第25表の示す如く男子の移出人口は職業關係（即ち多くの場合勞働力の關係）を動機として世帶を出ることが多いのに對し女子は婚姻關係の動機で移出することが多いといふ事實に基くのではあるまいか（第 26 表參照）。この事實が漁村の特徵的のものなりや否やは，これのみにては判明せぬ。

別部落外移出人口

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31以上	總數
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	24
–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	11
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	3
–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	38
–	–	2	–	1	1	2	–	2	1	1	1	1	–	–	1	–	–	41
–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	1	–	15
–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	8
–	–	3	1	1	1	2	–	2	1	1	1	2	–	–	1	1	–	64
–	–	2	1	1	1	2	–	2	1	1	1	1	–	–	1	–	–	65
–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	1	–	–	–	1	–	26
–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	11
–	–	3	1	1	1	2	–	3	1	1	1	2	–	–	1	1	–	102

第 24 表　世帶を出る時の年齡別移出人員の百分比

	年齡	10歳以下	11—15	16—20	21—25	26—30	31—35	36—40	41歳以上	年齡不明	總數
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
男	漁家	2.7	–	8.1	51.4	35.1	–	–	–	2.7	100.0
	農家	–	5.9	17.6	70.6	5.9	–	–	–	–	100.0
	其ノ他	–	–	25.0	25.0	–	–	25.0	25.0	–	100.0
	計	1.7	1.7	12.1	55.2	24.2	–	1.7	1.7	1.7	100.0
女	漁家	3.1	–	75.4	16.9	1.5	1.5	–	–	1.5	100.0
	農家	–	–	60.9	30.4	–	–	4.3	–	4.3	100.0
	其ノ他	9.1	9.1	54.5	27.3	–	–	–	–	–	100.0
	計	3.0	1.0	69.7	21.2	1.0	1.0	1.0	–	2.0	100.0
合計	漁家	2.9	–	51.0	29.4	13.7	1.0	–	–	2.0	100.0
	農家	–	2.5	42.5	47.5	2.5	–	2.5	–	2.5	100.0
	其ノ他	6.7	6.7	46.6	26.6	–	–	6.7	6.7	–	100.0
	計	2.5	1.3	48.4	33.8	9.6	0.6	1.3	0.6	1.9	100.0

第 25 表　移出先狀況別移出人員

		學生	家事使用	工場勞働	官公吏	在營在鑑軍人	會社事務員	獨立業者	婚姻移動	其ノ他	不明	總數
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男	漁家	1	3	2	1	11	–	16	2	1	–	37
	農家	1	3	–	2	1	3	4	–	3	–	17
	其ノ他	–	–	–	1	1	–	2	–	–	–	4
	計	2	6	2	4	13	3	22	2	4	–	58
女	漁家	–	8	–	–	–	–	–	54	3	–	65
	農家	–	1	–	–	–	–	–	22	–	–	23
	其ノ他	–	3	–	–	–	–	–	6	2	–	11
	計	–	12	–	–	–	–	–	82	5	–	99
合計	漁家	1	11	2	1	11	–	16	56	4	–	102
	農家	1	4	–	2	1	3	4	22	3	–	40
	其ノ他	–	3	–	1	1	–	2	6	2	–	15
	計	2	18	2	4	13	3	22	84	9	–	157

（註）　出世帶人員總てを含む。

第 26 表　婚姻關係による移出人員（世帶を出る時の年齡別）

	年齡	10歲以下	11—15	16—20	21—25	26—30	31—35	36—40	41歲以上	不明	總數
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男	漁家	–	–	–	–	2	–	–	–	–	2
	農家	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	其ノ他	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	計	–	–	–	–	2	–	–	–	–	2
女	漁家	–	–	41	10	1	1	–	–	1	54
	農家	–	–	13	7	–	–	1	–	1	22
	其ノ他	1	–	3	2	–	–	–	–	–	6
	計	1	–	57	19	1	1	1	–	2	82
合計	漁家	–	–	41	10	3	1	–	–	1	56
	農家	–	–	13	7	–	–	1	–	1	22
	其ノ他	1	–	3	2	–	–	–	–	–	6
	計	1	–	57	19	3	1	1	–	2	84

（註）　婚姻關係による出世帶人員を記載せるもので，部落內の移動のものを含んでゐる。

次に第27表によれば農家では海外移出者は男女共に皆無であるに對し漁家では男子に於て８人，女子に於て１人ある。此の事實は遠洋漁業の發展に伴ひ漁家の者の心理が遠地への移住を氣輕に考へるやうになつた結果とも想像出來る。

第28表及第29表は，農家男子を除く他はすべて，部落外よりの移入者は郡內よりの者が最も多數なることを示す。何故村內よりの移入者より郡內よりの者の方が多いかは不明である。（地域的に近接せる處からの移入者の方が多からうといふ一般的想像に反してゐる。）この事實も亦漁村の特徵的のものであるか否かはこゝだけては判明しない。

第 27 表　移出先別移出人員

		部落內	村內	郡內	縣內	國內	海外	不明	總數
		人	人	人	人	人	人	人	人
男	漁家	13	–	4	2	10	8	–	37
	農家	6	–	2	4	4	–	1	17
	其ノ他	1	–	–	1	2	–	–	4
	計	20	–	6	7	16	8	1	58
女	漁家	24	3	25	4	8	1	–	65
	農家	8	2	7	3	3	–	–	23
	其ノ他	3	–	1	4	3	–	–	11
	計	35	5	33	11	14	1	–	99
合計	漁家	37	3	29	6	18	9	–	102
	農家	14	2	9	7	7	–	1	40
	其ノ他	4	–	1	5	5	–	–	15
	計	55	5	39	18	30	9	1	157

第 28 表　出生地別現在人口

		部落內	村內	郡內	縣內	國內	總數
		人	人	人	人	人	人
男	漁家	268	7	12	2	–	289
	農家	43	4	4	–	–	51
	其ノ他	32	1	6	3	3	45
	計	343	12	22	5	3	385
女	漁家	168	27	40	2	1	238
	農家	43	4	13	2	–	62
	其ノ他	33	1	9	3	2	48
	計	244	32	62	7	3	348
合計	漁家	436	34	52	4	1	527
	農家	86	8	17	2	–	113
	其ノ他	65	2	15	6	5	93
	計	587	44	84	12	6	733

第 29 表　出生地別現在人口百分比

		部落內	村內	郡內	縣內	國內	總數
		%	%	%	%	%	%
男	漁家	92.7	2.4	4.2	0.7	–	100.0
	農家	84.3	7.8	7.8	–	–	100.0
	其ノ他	71.1	2.2	13.3	6.7	6.7	100.0
	計	89.1	3.1	5.7	1.3	0.8	100.0
女	漁家	70.6	11.3	16.8	0.9	0.4	100.0
	農家	69.3	6.5	21.0	3.2	–	100.0
	其ノ他	68.9	2.1	18.7	6.2	4.1	100.0
	計	70.1	9.2	17.8	2.0	0.9	100.0
合計	漁家	82.7	6.4	9.9	0.8	0.2	100.0
	農家	76.1	7.1	15.0	1.8	–	100.0
	其ノ他	69.9	2.2	16.1	6.4	5.4	100.0
	計	80.1	6.0	11.5	1.6	0.8	100.0

第30表及第31表，第32表，第33表は單に表として掲げるに止める。

第 30 表　縣外移出者移出先別人員

移出先	男 漁家	男 農家	男 其ノ他	女 漁家	女 農家	女 其ノ他
	人	人	人	人	人	人
北海道	–	–	–	1	–	–
茨城	–	–	1	–	–	–
東京	2	1	–	2	–	2
神奈川	1	2	–	2	–	1
山梨	–	–	–	–	1	–
岐阜	–	–	–	–	1	–
愛知	5	–	–	1	–	–
京都	–	–	–	2	1	–
大阪	1	1	–	–	–	–
廣島	1	–	1	–	–	–
外國	8	–	–	1	–	–
不明	–	1	–	–	–	–
計	18	5	2	9	3	3

第 31 表　世帶中の男女人員組合せ別による戸數（漁　家）

女＼男	0人	1	2	3	4	5	6	7	計
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
0人	–	–	–	–	–	–	–	–	–
1	–	4	3	1	–	2	–	1	11
2	–	2	3	5	–	3	1	1	15
3	–	1	1	9	8	4	–	2	25
4	–	1	2	2	6	6	3	–	20
5	–	–	1	1	2	2	–	–	6
6	–	–	1	–	1	–	–	–	2
7	–	–	–	–	–	–	–	–	–
計	–	8	11	18	17	17	4	4	79

第 32 表　世帶中の男女人員組合せ別による戸數（農　家）

女＼男	0人	1	2	3	4	5	6	7	計
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
0人	–	–	–	–	–	–	–	–	–
1	–	1	2	–	–	–	–	–	3
2	–	–	2	1	–	1	–	–	4
3	–	–	2	–	–	–	–	–	2
4	–	1	2	–	1	–	–	–	4
5	–	–	–	–	1	–	–	–	1
6	–	–	–	1	1	2	–	–	4
7	–		–	–	–	–	–	–	–
計	–	2	8	2	3	3	–	–	18

第 33 表　世帶中の男女人員組合せ別による戸數（其　他）

女＼男	0人	1	2	3	4	5	6	7	計
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
0人	–	–	–	–	–	–	–	–	–
1	–	1	–	–	–	–	–	–	1
2	–	2	1	–	2	–	–	–	5
3	1	–	–	1	–	–	–	–	2
4	–	–	–	1	2	1	1	–	5
5	–	–	–	–	1	–	–	–	1
6	–	–	–	1	–	–	–	–	1
7	–	–	–	–	–	–	–	–	–
計	1	3	1	3	5	1	1	–	15

第三章　漁　　業

第一節　沿　　革

既に述べたる如く當部落は古くより開けた漁村で，明治初年には總戸數約180戸中，150戸餘は漁業を營んでゐた。當時は專ら沿岸漁業で，漁場も駿河灣を出でず，鰹や鯖の群は灣内に押寄せて來たのである。從つて漁撈も舊來の通り，和船を以つてあぐり(鰮)，ひらきあみ(鰹，鮪)，だいぼうあみ別名おほしき(鮪)等の網の使用によつて行つてゐた。然し次第に魚群が沿岸を遠ざかるに從つて沖合遠く出漁しなければならなくなつたが，それも高々伊豆の新島，式根島方面迄に止つてゐたのである。然るに沿岸漁業乃至近海漁業は愈々不振を加へ，かくて遠洋漁業への進出の機運を促進せられてゐた矢先，今より20餘年前，發動機船が漁撈に用ひらるるに到つて漁業は一躍近海漁業より遠洋漁業へ躍進して漁業の形相は一變するに到つたのである。言ふ迄もなく發動機船は舊來の小船と異り，機械の設備其の他によつて，舊來の數十倍の資本を必要としたので，濱當目のみでは到底必要額を調達し得ず，(地主其の他農業者は投資に應じなかつた)困難して居たが，偶々燒津町の先覺者が明治41年燒津生產組合を設立して，石油發動機漁船を新造し之を組合員に利用せしめて，旺んに鰹の遠洋漁業に發展し，又明治40年には燒津町に東海遠洋漁業株式會社設立せられて遠洋漁業勃興に寄與したのである。本部落の漁業者は此の燒津生產組合及東海遠洋漁業株式會社と提携して，約半額宛の出資分擔にて發動機船を新造し遠洋漁業に躍進したのである。爾來，當部落の漁業は頓に活氣を呈し，40，50噸乃至60，70噸の發動機船を以つて，春は南方鹿兒島沖或は奄美大島に鰹漁に行き，次第に漁群を逐つて小笠原諸島伊豆諸島より房總．金華山沖乃至は網走近海に及び，殆んど大平洋の本土に沿うて流るる黑潮を活動の舞臺としてゐるのである。從つて漁業者に取つて濱當目は單に家族の生活地であり，燒津町は漁獲物販賣市場たるのみである。かくの如くして遠洋漁業が年と共に隆盛に赴き，漁場が擴張せらるるに伴つて，漁船，殊に發動機船は漸次增加し，現在利用せられてゐる漁船は鰹船10隻(發動機船)鮪船17隻(發動機船)及雜漁船30隻を算し，住民の所有網は46統に及んでゐる。漁獲高も逐年增加し，最近の物價低落の際に於てすら猶400,000圓を下らない。今最近10ヶ年間の濱當目漁業者の漁獲高を見れば次の如くである。

第34表　最近十ヶ年の漁獲高(水上高)(濱當目漁業組合調査)

年次	漁獲高	年次	漁獲高
	円		円
大正 5	124,670	大正 11	453,979
〃 6	214,912	〃 12	589,800
〃 7	194,199	〃 13	507,860
〃 8	362,817	〃 14	542,300
〃 9	380,040	昭和 1	427,780
〃 10	417,027	〃 2	431,950

(註)　大正13年以降の減少は漁價の遞落に依るもので，實數量は增加してゐる。

斯くの如くにして當部落は最近20餘年間に於て急激に繁榮の道を辿り，戸數は頻りに增加し，新に20數戸の組合住宅村を部落の一隅に建設し，又部落住家の屋根は殆んど瓦葺に變り，下水工事が施されて全く面目を一新し，曾ての一閑漁村は今や駿河灣に於ける最も主要なる漁業の中心港となりつつある。

第二節　近　海　漁　業

以上に述べたる如くして，當部落の漁業は近海漁業より遠洋漁業へと發展したのであるが，近海漁業も猶舊來の通り行はれては居る。唯それによる漁獲高は極めて僅かである。近海漁業は沿岸漁業と沖合漁業とに分れてゐる。

第一項　沿岸漁業

(イ)　漁業權の享有及行使

沿岸漁業には法規上漁業權が關係してゐる。當部落の漁業權は現在濱當目漁業組合の享有に屬してゐる。濱當目漁業組合規定に據ればこの組合享有の漁業權は次の如くである。

一，地先水面專用漁業權

鰹餌取網	置網
鮪地曳網	手操網
荒布漁業	鮑漁業
鮪船曳網漁業	鯛船曳網漁業

二，慣行による入漁權

地先水面專用漁業權の漁區は當部落の地先，1,200間と定められて居り，その漁區内で組合員は各自又は共同して漁業權を行使して漁業をなすのである。但し鮑漁業に就いては一定の時期を定め，組合員の入札によつて漁業者を定める。又鯛船曳網漁業，鮪船曳網漁業に就いては組合員の組織する網組によつて漁業權が行使せられるのである。尙ほ鰹餌取網，鮪地曳網，鯛船曳網，鮪船曳網に就いては網組の間で抽籤を以つて定めた順序に從つて順番に交代して漁業をなすのである。又荒布漁業は時日を定めて組合より通知したる時，部落民總出で行ふのである。

尙瀬戸川と黑石川との合流點の中洲及地先きは燒津町新屋の漁業者の利用(註)に委して居る。それは濱當目の鰹船を燒津の濱に繫留して水揚げ(漁獲物の陸揚げ)をなしたり，石油，米，薪炭，水等を積込むのでその代償としてゐるのである。

註　この場合燒津町新屋の漁業者の專用であるか，濱當目漁業者との入會であるかは調査し得なかつた。

（ロ）漁業期間

沿岸漁業に於いては漁期に就いても亦漁業組合規定により確然と定められてゐる。即ち

手操網は毎年11月1日より翌年3月31日迄
置　網は毎年10月1日より翌年3月31日迄
鯛船曳網は毎年4月1日より翌年3月31日迄
鮑取漁業は毎年2月1日より同年10月30日迄
荒布漁業は毎年4月1日より同年4月30日迄

とせられてゐる。

（ハ）漁船漁具とその支配關係

沿岸漁業の漁船は總て小なる和船ですべて個人持である。漁網も亦個人持ちである。前述したる網組といふのは，船主と網主とこれに屬する漁夫との一團であつてこの網組が主要なる網漁業の主體となつてゐるのである。部落に於ける沿岸漁業の網の數及び其の所有主は慣習上定まつて居り，網數を增加することは絕對になく，又網を他へ讓渡することもないのである。因に當部落内の網數は次の如くである。

地曳網	10	統
手操網	30	統
置網	6	統
合計	46	統

之を9軒の網主にて夫々所有管理して居る。

（ニ）勞働關係

特に沿岸漁業に投下せらるる勞働量が幾許のものであるかに就いては明確なる統計資料を得られない。

今前述したる沿岸漁業の漁期を見れば，沿岸漁業は一年中の全期間を通じて絕えず行はれるものであるが，沿岸漁業が遠洋漁業に比して不振なることを考へ合せるならば，沿岸漁業の投下勞力は同じ一年間に行はれる遠洋漁業の投下勞力に比して僅少なるものと想像して誤りないであらう。唯ここに沿岸漁業の勞働關係として注意すべきことは遠洋漁業，沖合漁業に於ては女の勞働の干與することが殆んど皆無なるに對し，沿岸漁業に於ては地曳網其の他に於て女の勞力の干與することが多いことである。

（ホ）漁獲物の處分及分配方法

前述の漁業權の項によつても見らるる如く，沿岸漁業中の主なるものは地曳網であるが，この地曳網漁業も近年豐漁なく，今日では婦女子，老人の夕食の副食物を得る程度のもので村民はさいどりと呼んでゐる。

分配方法は先づ船主及び網主は漁獲高(水揚げ)の4割を取り，漁夫として船に乘り込んだ男子の者には2人前を分配し，殘餘を平等に網曳に來た婦女子，老人に分つ。故に地曳網を又四分網とも云つてゐる。不漁の時は其の儘現物で分配するので，婦人達は手籠を腰に下げて網曳きに來て歸りにはそれへ分配せられた魚を入れて歸るのである。豐漁の時は漁獲物を燒津の水產會社に賣却してその金を分配するのである(註)。

註　船乘組の男子2人分といふのは網曳に來た婦女子，老人を1人前とするに對して2人前を取るといふ意味と解せられる。即ちこの意味にすれば，網曳に參加したる婦女子，老人が50人で乘組男子が3人とすれば，漁獲高の6割を56分してそれを1人分とするのである。

第二項　沖合漁業

近海漁業としては以上述べたる沿岸漁業の他に所謂沖合漁業がある。沖合漁業は鰹や鯖の不漁の年に，主として冬期に近海4,5里の沖を限度として，小船を以つて行

ふ釣漁であつて此の際に漁區の定めはない。獲物は，ひたいを，あまだい，しらかは，まだい等である。此の小船はすべて個人持ちで，部落内に現在約30隻ある。乗組の漁夫も5人以内である。

漁獲高は多くて船1隻に付き 30,40圓にて，少い時は 2,3圓の時もあり，之は焼津の水産會社に販賣せられる。船主は先づ船得(せんとく)として1人分を，殘りを平等に配當するので，例へば乗組人員が船主を合せて5人あれば船主の配當は6分の2になるのである。

最後に近海漁業用の無動力漁船の所有狀態を見るに，漁業組合調査による組合員所有の近海用無發動機船は昭和2年度末現在 30隻である。又戸別調査による漁家79戸中，近海用無動力漁船を有する戸數は13戸であり，その中1戸は2隻を所有し他は1隻宛所有してゐる。又農家18戸の中1戸が1隻(他の1戸と共有)を有してゐる。之等の無動力漁船の大きさは夫々多少の差はあるが，概ね長さ3間乃至4間幅3尺乃至4尺5,6寸である。

× × ×

× ×

以上で濱當目の近海漁業の大要を述べたのであるが，この近海漁業が近時次第に發展したる遠洋漁業に比して如何に微々たるものなるかは次に掲ぐる漁業種類別漁獲高の數字によつても察知出來るであらう。

第35表　漁業種類別漁獲高　(濱當目漁業組合調査)

種類	大正十四年度漁獲高		大正十五年度漁獲高		昭和二年度漁獲高	
	價額	%	價額	%	價額	%
	円		円		円	
鰹釣漁業(遠洋漁業)	336,000.000	62.0	291,000.000	68.1	311,130.000	72.0
鯖釣漁業(遠洋漁業)	186,800.000	34.4	121,000.000	28.3	100,820.000	23.3
地曳網漁業(近海漁業)	12,000.000	2.2	5,700.000	1.3	12,000.000	2.8
雜魚漁業(近海漁業)	7,500.000	1.4	9,780.000	2.3	8,000.000	1.9
合計	542,300.000	100.0	427,480.000	100.0	431,950.000	100.0

即ち近海漁業は大正14年度，同15年度，昭和2年度の何れの年度に於てもその漁獲高は5%に滿たないのである。そこで吾々の研究は次の遠洋漁業へ進まう。

第三節　遠洋漁業

(イ)　漁業期間及漁場

言ふ迄もなく遠洋漁業に於ては漁業權の關係はない。全く自由なる占取に委せてある。當部落の遠洋漁業の目的物は鰹漁及鯖漁であつて，鰹漁は4月より9月下旬まで，それ以後翌年3月までが鯖漁の期間となつてゐる。鰹漁は近頃では3月下旬に開始せられるが，それより5月10日迄を小漁期とし，それ以後9月の鯖漁の開始期までを大漁期とする。而して鯖漁に於ては 9月より12月末迄を大漁期と云つてゐる。

遠洋漁業に於ては漁業權はなく從つて漁區の定めはないわけであるが，鰹，鯖は大體本邦太平洋沿岸に沿つて流るる黑潮に乘つて來るので，當部落の遠洋漁業も早春は鹿兒島沖，奄美大島方面に鰹群を迎へ，漸次北進して小笠原群島，三宅島，御藏島方面，房總沖を經て金華山沖，網走方面に及ぶ。鯖漁は比較的近海で行はれるが，猶房州沖，遠くは三宅島，御藏島方面に及ぶのである。けれども前者は3,40噸より70噸級迄の石油發動機船によるが，後者は主として從來の普通の小規模の鯖船によつて行はれてゐる。

(ロ)　漁船漁具と其の支配關係

遠洋漁業に於ては，先づ大洋に乘出して行ふ漁撈に耐へ得る漁船が根本問題となるのであるが，既に前にも述べた通り本部落民間のみでは資本に乏しく，獨力を以つて遠洋漁業船を建造するを得ざりし處，既に述べた樣に偶々明治40年に東海遠洋漁業株式會社が設立せられ，次いで明治41年に焼津生産組合(後に焼津信用購買利用組合となり産業組合法に依れり)の設立を見，當部落の當業者は此の兩機關により資本の援助を受け，石油發動機備付の新造漁船を以つて遠洋漁業に進出するに到つたのである。之等の發動機漁船は，その船籍は東海遠洋漁業株式會社或は焼津信用購買利用組合に屬して居るが，本部落當業者の出資40—60%に及んでゐて，且船の乘組及漁撈は凡て本部落民の手にあるのである。今東海遠洋漁業株式會社及焼津信用購買利用組合の所屬船を見るに次の如くである。

東海遠洋漁業株式會社所屬船(本部落民の出資あるもの)

船名	東.洋.會社持歩	本部落民持歩	全船價(昭和2年度會社評價)
第二增德丸	5歩	5歩	円 894.580

第三增德丸	5 歩	5 歩	46,820.570円
第一福吉丸	4 歩	6 歩	29,384.150
第二福吉丸	5 歩	5 歩	11,560.100
第一事代丸	5 歩	5 歩	51,316.170
第二事代丸	5 歩	5 歩	26,678.240
第一八千代丸	6 歩	4 歩	41,398.080
第二八千代丸	?	?	?

(以上8隻)

燒津信用購買利用組合所屬船(本部落民利用のもの)

船名	總噸數	機關馬力	進水年月
三國丸	38.57噸	無水80馬力	大正11年3月
春日丸	?	?	昭和3年

(以上2隻)

尙此の他に東益津信用購買販賣利用組合所屬漁船として25噸級のもの1隻, 40噸級のもの1隻があつたが, 兩者とも建造後幾何もなくして沈沒の悲運に會つた。

之等の石油發動機船は最初建造せられしものは15噸級位のものであつたが, 漸次船型も大きくなり設備も改造せられ, 今日では 4,50噸乃至6,70噸のものを普通とするに至り, 8,90馬力の發動機, ラヂオ受信機等を備へ, 一つは漁撈に一つは遭難等の危險に備へてゐる。

(1) 漁船の建造——既に記したる如く, 今日の鰹船はすべて, 4,50噸より6,70噸級の石油發動機船であるから, 其の建造に當つては尠くとも1,2萬圓乃至4,5萬圓を要するので個人若しくは少數の組員の資力の及ばざる處で, 止むなく40—60%を東海遠洋漁業株式會社又は燒津信用購買利用組合に仰がざるを得ないのである。又會社は今日未だ資本金 500,000圓の小會社に過ぎぬので漁船建造費の全額を出資して船の全部を社有とせば著しく危險が大であるし, 又漁撈は之を一切漁業者の團體(船元, 船子の一團, 之を船中と云ふ)に委せねば好成績を擧げ得ない等の理由よりして會社と漁業者とにて共同出資して漁船を建造し, 之を會社と漁業者とで共有することにするのである。即ち鰹船建造の費用を口數に分割し, 約半額は會社が持ち殘額を漁業者側にて資力に應じて分ち分擔するのである。例へば 65噸の鰹船の新造費36,000圓を要したとすれば之を360口に分ち

180口(1口 100圓)……會　　社

180口(1口 100圓)……漁業者分擔

とするのである。この場合船籍は會社所屬になるのであるが, 內部關係は會社と漁業者との共有となるのであつて, 後述する如く漁業者は出資による持步に應じて利益配當を得るのである。蓋し會社と漁業者とは匿名組合的關係にあるのであつて即ち船籍は會社所屬であつても, 漁業者の出資は會社との間に單純なる消費貸借となるのではなく, 漁業者は會社から利息及元金償還を受けるのではない。而して此の漁業者側の組員(出資分擔者)は各々1口乃至10口を所有し, 其中最高額出資者(5口—10口)が船元で他は船子である。此の船元, 船子の一團が其の漁船運用上の一切を處理し, 漁撈に從事するのである。

以上は會社について述べたのであるが,燒津信用購買利用組合についても同樣に, 組合と漁業者とが共同出資して漁船を建造し, 船籍は組合所屬とし, 內部關係は組合と漁業者との共有とするのである。

尙以上の如き形式による漁船の建造は, 主として鰹船の場合であつて, 鯖船の場合は多くは船元が造船費總額の半額を分擔し後の殘りを船子が分擔し, 會社又は組合の出資を仰がないのが普通である。漁業組合の調査によれば昭和2年度末現在の組合員所有の石油發動機付漁船は17隻を算す。之等は主として鯖漁に用ひられるものである。

(2) 船元(ふなもと)と船子(ふなこ)——兩者の發生の時代及び形態に關しては調査に於て聞き漏したが, 現在に於ては兩者は漁船(鰹船或は鯖船)を共同所有して漁業を經營する團體と稱し得る。即ち船元は此の船に對する漁業者側での最高額出資者であり, 船の一切の世話人である。船子も亦大多數は共同出資者であるが主として漁撈の勤勞に從事するものである。兩者の關係は一時的ではなく, 船元の家柄は昔から定つて居り, この船元に所屬してゐる船子の家も亦代々略々定つて居て, 長男は必ず親父の船に來り, 二, 三男は何の船でも支障なかつた。唯不漁が續くことがあると緣起を擔ぎ衆議により船元を變へる場合もあるけれども, 數年を經れば又元の船元に復歸する慣習である。船元は特別に村の草分けの家柄と云ふ譯でもないが, 唯代々やつて居ると云ふ慣習上のことである。蓋し漁撈が多大の危險を冒しての仕事であり, 且漁業者間には極端に「氣持ちの惡いこと」を嫌ひ海神の意に逆ふことを畏れる一種の信仰があるので船元, 船子の團體は實に緊密なる紐帶によつて結ばれてゐることを

絶對に必要とするのであらうか。(最初何が船元を決定するかは不明)

現在のところ濱當目には6軒の船元があり，其の中4軒が夫々鰹船2隻の船元となつてゐる。船名とその船元及船子數を擧げれば次の如し。

漁船名	船元	船子數
第二增德丸 第三增德丸	佐藤益太郎	凡そ 60戸
第一福吉丸 第二福吉丸	鹽谷謙次	同 50戸
第一事代丸 第二事代丸	久保山屎藏	同 55戸
第一八千代丸 第二八千代丸	大久保吉之助	同 50戸
(以上東海遠洋漁業株式會社所屬)		
春日丸	種石儀作	同 35戸
三國丸	石垣俊治	同 30戸
(以上2隻燒津信.購.利.組合所屬)		

之等の船元は船の一切の世話方で，外部との交渉に當つたり，出漁の際の餌や冷藏用氷，薪炭水，食糧等の積入の指圖をしたり，漁獲高の中より經費を差引き之を年に1回分配したり，「お日待」をして船子をねぎらつたりする。事實上船のマネージャーである。船子は乘組員となつて漁撈に從事するが，老年になれば陸役として種々の勞に服するのである。

(ハ) 勞働關係

(1) 漁船の從業員——從業員は實際の乘組員と陸役(おかやく)とに分れる。

(a) 乘組員——としては船長，機關士，船頭其他の漁夫で總勢50人乃至60人である。

船長1名，機關士5，6名で，後者は3—4時間毎に交代する。之等は凡て正式の免許狀を有するのであるが，乘組員中には機關部の仕事をなし得るものが他にも相當ある。

漁場に到着すれば，船長も機關士も全部漁獲の任に就くのである。

其他の乘組員は漁夫であるが，大部分船子の出で，僅かに不足の者を1漁期400

—500圓位で房州，下田方面より傭入れる。濱當目のみで年々100人位も傭ふであらう。

船子は毎年正月，船魂祭の日に船元の家に集り，前年度の配當の計算をなし，當年度乘組員數を定め，其の中若干の役割を選擧により定める。主なる役割は魚見張船頭，炊事係等である。かくして盛んなる宴を開くのであるが，之を「首縊り日待」と稱してゐる。

漁夫の年齢は15,6歳より50歳前後までで，大抵現今では高等小學校卒業と同時に鰹船に乘つて南方の海(鹿兒島方面)に出漁するのである。最初は唯漁撈の小役に任ずるのみで，鰹を釣る時は「餌送り(ささおく)」(1隻に普通7人位)として働き，一航海毎に訓練せられ18歳位になると一人前の漁夫になる。最も能率の高いのは20歳乃至30歳の青年時代であると云ふ。

(b) 陸役——50歳過ぎて老衰期に達すると船を下りて陸上勤務となる。之を陸役又は陸番と稱する。出漁中は陸上に在りて漁具の手入，諸道具の干替及整理にあたり，歸港せる時は荷の積下しや，薪炭水，食糧品其他の調達積込等一切の世話をする役目である。

船元は前述の如く漁業經營上のマネージャーである。(船元は船に乘組むか乘組まないかは調査に漏したが，正規の乘組員ではないと思はれる。)

(2) 航海及鰹釣——非常に遠方に出漁した時は出先に近い港で漁獲物を荷揚げして又出漁するが，伊豆七島を中心とする方面では5日目若くは1週間目位に歸港して荷揚げ，心要品の積荷をして一泊位で出港する。鰹群を發見するまで航行日數3日—4日である。航海中は船長，機關士及少數の船頭の他は何も仕事はないので，屢々無聊に苦しむ餘り碌な遊びはせぬとの事であるが，近頃毛絲でセーター等を編んだりする者が多いと云ふ。各地に寄港毎に新聞等を入れたり，文庫の本を積んだりして有効に此の期間を暮す樣に骨折つて居ると云ふことである。

さて愈々漁場に到達すると魚群を發見することに努力する。いよいよ餌付けをして釣れるとなると一齊に位置につく。即ち左舷にはボート(1隻)，荷物，豫備の釣竿等が積せてあり，右舷に50餘人が全部竝んで釣るのである。鰹釣に最もよい位置は舳先の先端で，それから段々と中程へ行くに從つて釣れなくなるので，最も血氣盛んな熟練者が先端に位置を占める。之をへのいと稱し，それに次いで一番，二番……と列ぶ。少年餌送り(7人位)が生きた餌鰯を一尾一尾とつては釣手に手渡す。

第9圖

鰹船とその鰹釣り中の漁夫配置

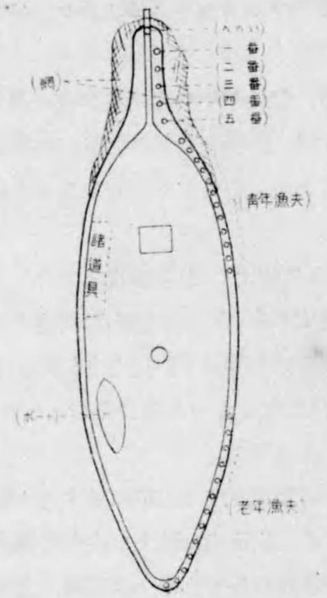

釣りをする時間は極めて短時間で2,3時間に數千匹を釣り上げるので壯觀を極めるといふことである。漁獲中は船の運轉を止めて全員全力を擧げて之に掛る。屢々食事が出來ぬことがあると云ふ。(靜岡縣水産研究會機關雜誌・靜岡縣水産時報第三卷第五號所載，海形丸鰹漁撈日誌參照)

(二) 漁益分配方法

漁獲總高を水揚げと稱する。この水揚げは水産會社にて販賣するのであるが，販賣せられたる水揚げの分配方法は複雜を極めて居り次の如くである。

(a) 其の一　鰹船の例

第一，利　用　料

(1) 水揚高の1割を水産會社口錢として天引きする。(水産會社は商法上の問屋營業をなすものならむ。)而して水産會社は更に之を次の割合に分配する。

其の $\frac{1}{10}$ を漁業組合へ(註1)

同 $\frac{2}{10}$ を水産會社手數料

同 $\frac{1}{10}$ 切れ分(註2)

同 $\frac{6}{10}$ 水産會へ交附

水産會は更に其の1割5分を奬勵金として船元へ分與する。船元は之を船子に分配する。

註1　漁業組合員はその漁獲物を他の商人の手に委せることをしないといふ協定があるために，水産會社からその報償として歩合を得るのである。

註2　「切れ分」とは如何なる意味のものか不明。

(2) 水産會社口錢を差引いた殘りの5分を積立金とする。(之は船主及船方分であり年末に配當せられる。)

(3) 其の殘り(總額の8割5分5厘)の1割5分を船徳(せんとく)とす。船徳は船主がとるもので其の一部が船の償却費に當てられるのである。

(4) 其の又殘りの1割を乘組員の積立として年末に配當する。

之等(1)—(4)を差引くと殘りは水揚げの6割5分4厘となる。此の中より氷代，薪炭代，餌代，食料費等の航海費用(一航海につき600—700圓を要す)を引く。かくて最後の殘り(通常全體の2割5分位となるといふ)を次の方法によりて船員に割當てる。

第二，船　員　割

(1) 船代(ふなしろ)の分頭割(船徳)		15人—20人分
(2) 乘　組　員		乘組員50人—60人あり，各人1人につき1人分宛
(3) 陸　　役		?
(4) 船　元　代(世話料)		2人分
(5) はしけ代		通常はしけ1隻あり，この分け前1人分
(6) 船長骨折		0.5人分
(7) 機關士骨折	1人に付	0.5人分(計2人分)
(8) 魚見張骨折	同	0.5人分(計2人分)
(9) 船頭，炊事	同	?　(計2人分)

陸役の分け前は不明であるが，魚見張骨折に準じ2人分とすれば總人數に計算して86人5分に分配することになる。(但後述の鰹船の例(其の三)を參照して船代の分頭額を20人分とし乘組員數を55人とする。)

右の中(2)の乘組員人頭割は，(2)以外の各種の配當の外に行はれるものであつて，即ち例へば船長は乘組員としての配當1人分と船長骨折としての半人分とで合計1人半分の配當を得るのである。尙船徳は利用料としての船徳と，船員割としての船徳と全部を合して，船主(東海遠洋漁業株式會社又は燒津信用購買利用組合)が

取り，それを更に會社又は組合から船元その他造船費出資者に配當するのである。

以上の分配方法は現に漁業組合事務者の關知する方法であるが，此の方法が唯一のものでなく，燒津信.購.利.組合船の場合は次の如く相當異つて居る。

(b) 其の二　鰹船の例

燒津信.購.利.組合所屬，65噸鰹船の場合。

〔1〕 水揚の1割5分を船德として組合へ

〔2〕 航海費用(石油，餌代，食料費等)凡そ 700—800圓

以上を天引きし，殘額を船員割として分配すること次の如し。

(1) 組合へ船德として	37 人 分(但し小漁期には20人分乃至25人分)
(2) 乘組員全部へ	63 人 分
(3) 外に船長骨折として	0.5人 分
(4) 同　機關士骨折として	0.5人 分 宛
(5) 同　青年へ骨折として	0.5人 分 宛

船德は全部合して毎年1月に造船費出資者へ配當せられること前例と同樣である。

(c) 其の三　鰹船の例

東益津村產業指針(昭和2年12月，東益津村農會發行)登載のものを轉載す。

第一，利　用　料

(1) 水揚の總額に對する5分を奬勵積立金とす。(船方分)

(2) 上の殘額に對し1割を積立金とす。(船主及船方分)

(3) 尙殘額に對し1割5分を船德とす。(船主分)

次に殘額に對し諸經費を差引いたる殘金を以て船員割とす。

第二，船員割方法

(1) 船　　主	(領分25人分)　其外特別人員割3人分(是は難波船の償却用準備基金)
(2) 機 關 部	1人5分
(3) 若　　者	5分
(4) 炊　　事	2分
(5) 置　　代(雜費)	2 人 分
(6) 船　　頭	1人3分

(7) 魚見見張	4分
(8) 祈 禱 料	1 人 分
計	36人9分

以上は乘組員割當の人頭割に加へて分配方法を把るものとす。其他船元へ世話料として1人分支給す。

今各遠洋漁船の乘組員は大概50人乃至55人を要す。故に總人數に計算すれば91.人9分に分配するを例とす。

× × × ×

上述せる分配方法の中，鰹船の例(其の一)を取つて，鰹漁業に於ける生產各要素に歸屬する分配の割合及分配額を計算して見よう。計算に先立つて東海遠洋漁業株式會社の昭和2年度營業報告書を見ると，船德金の 21.92%は船償却費，37.63%は修繕費，1.94%は造船準備金とせられ，殘餘の38.51%は造船費として投資せられたる資本の利潤に近き純船德金となるので，之は水揚總額の7.16%に當る。

さて報告によれば航海費は水揚總額の 40.41%に當ることになり，その金額は600圓乃至700圓であるから，之によつて生產各部門の分配額を算出することが出來る。以上の考慮の許に鰹漁に於ける生產各部門の分配割合及分配額を計算すると次の如くなる。

	水揚總額に對する割合	金　　額
(1) 水 產 會 社		
(I) 手　數　料	2.00%	29.70円— 34.70円
(II) 切　れ　分(?)	1.00	14.90— 17.30
(2) 漁 業 組 合	1.00	14.90— 17.30
(3) 水　產　會	5.10	75.70— 88.30
(4) 船　　主(會社又は組合)		
純 船 德 金	3.58	53.15— 62.00
(5) 船　　中(船元及船子)		
純 船 德 金	3.58	53.15— 62.00
(6) 乘　組　員 55 人 分	15.89	236.00— 275.20
(乘組員1人當り	0.29	4.29— 5.00)

		%	円	円
(7)	陸　　役	0.58	8.60—	10.10
(8)	船元世話料	0.58	8.60—	10.10
(9)	はしけ代	0.29	4.30—	5.00
(10)	船長骨折	0.14	2.10—	2.50
(11)	機關士骨折　計2人分	0.58	8.60—	10.10
	(機關士1人當り	0.15	2.20—	2.60)
(12)	魚見張骨折　計2人分	0.58	8.60—	10.10
	(魚見張1人當り	0.15	2.20—	2.60)
(13)	船頭,炊事　計2人分	0.58	8.60—	10.10
(14)	奬　勵　金(船元,船子分)	0.90	13.40—	15.60
(15)	積　立　金(船主及船方分)	4.50	66.80—	77.90
(16)	積　立　金(乘組員分)	7.27	107.90—	125.90
尙以上の他の經費を列記すれば				
(17)	船價償却費	4.08	60.60—	70.70
(18)	船體修繕費	7.00	104.00—	121.20
(19)	造船準備金	0.36	5.40—	6.20
(20)	航海費	40.41	600.00—	700.00
	計　(水揚總額)(註1)	100.00	1485.00—	1732.30

以上の中(6)(7)(8)(10)(11)(12)(13)は勞働所得たるべきもので，その合計は水揚總額の18.93%となり，金額にして281圓乃至328圓である。資本利潤たるべきものは，水產會社經營の內容及びはしけの償却費，修繕費等が不明なので算出し得ないが純船德金は船主分及船中分合して水揚總額の7.16%に當り，その金額は106圓乃至124圓である。故に資本利潤たるべき部分は少くも之以上である。純船德金が造船出資に對し年利廻幾許になるかは統計が不足なので算出し得ないが，東海遠洋漁業株式會社の昭和2年度株主配當は年1割3分であるから，造船投資の利廻りとしての船德金の割合は之に近く，稍々之より多きものと思考せられる。

又(6)によつて見らるる如く，乘組員1人の所得は一航海につき約4圓乃至5圓であるから，船長の所得は6圓乃至7圓50錢となり，機關士，魚見張，船頭及炊事掛の所得も夫々船長の分に近いものである。

尙靜岡縣水產時報，昭和3年5月號所載，海形丸鰹漁撈日誌によれば平均1航海

の日數は7,8日であるから，鰹漁1漁期(3月中旬より9月中旬まで)の間に約21航海することになり，乘組員の共間に得る所得は，90圓乃至105圓，船長，機關士等をなしてゐれば134圓乃至158圓となる。言ふ迄もなく上述せる配當額は年々の漁獲高(水揚げ)によつて差異があるので，調査班聽取の報告によれば，鰹漁に於ける1漁期の乘組員所得は150圓乃至400圓となつてゐる。豐漁で水揚總額が1航海につき約1,862圓乃至2,015圓ならば之だけの乘組員所得を得られる計算である(註2)。

註 1 旣述せる如く現在(昭和3年)讀當目の漁業者の手に委せられてゐる遠洋鰹漁業船は10隻であつて，又鰹釣漁業の昭和2年度の漁獲總額は311,000餘圓であり，平均1隻1航海の漁獲額は約1,480圓となるから，上述の分配計算で航海費から算出した水揚總額は相當の妥當性を有するものと見得る。

註 2 航海中の食糧は航海費用中より支給せられてゐることを看過してはならぬ。

以上で鰹漁の漁益分配に付いて述べたのであるが，鯖漁の分配方法は一層簡單である。今例を40噸の鯖船に就いて言へば，船元が漁船建造出資總口數の半分を所有し，船子23—24戶にて各戶1—3株を所有する。乘組員は27—28人である。現在約20隻の鯖船があるから，前述の鰹船の方の船子が分れて之に乘る。船元も約17—18戶となる。(前述の「船元と船子」の項で船元6軒とあるのは鰹漁のみの船元のみを指すのであらうか。)

さて分配方法は先づ水揚げの中より航海費用を差引き殘額を次の如く配當する。

(1) 船元の船德	12人分
(2) 乘組員全部	25人分
外に骨折として	
(3) 機關部員へ	1人分宛
(4) 靑年へ	1人分宛

船德は每年1月之を造船出資者に配當する。此の場合にも配當金額は年々の漁獲高の多少によつて差異があることは言ふ迄もないが，まづ普通乘組員1人當として鯖漁1漁期(9月中旬より2月迄)の所得は100圓乃至250圓であると云ふ。

(ホ) 1戶(或は1人)當りの漁業所得

以上に於て述べたる處によつても1人當りの漁業所得の概略を推知出來るが，今ここに繰返して漁業所得の概數を列記すると次の如くである。

	円	円
鰹　漁(3月中旬より9月中旬まで)	150—	400
鯖　漁(9月中旬より2月まで)	100—	250

雜　　漁(2月より4月まで)　　若　干

其の他に造船出資に對する配當　　若　干

之等を合計すれば300圓—700圓位の所得となるとのことである。若し1戸中2人が出漁して居れば1戸當り漁業所得は倍となる。今別途に戸別調査戸數112戸に付いて各戸の漁業所得を金額階級別に見れば次表の如く，漁業所得ある戸數89の中で201圓乃至250圓の所得階級に屬するもの15戸で最高を示してゐる。(詳細は後掲第38表參照)

第36表　漁業所得額階級別戸數

漁業所得額	戸數	漁業所得額	戸數	漁業所得額	戸數
円　円	戸	円　円	戸	円　円	戸
1—　50	1	351—　400	5	701—　750	3
51—　100	2	401—　450	5	751—　800	1
101—　150	3	451—　500	5	901—1,200	3
151—　200	10	501—　550	5		
201—　250	15	551—　600	4		
251—　300	11	601—　650	4		
301—　350	8	651—　700	4	合　計	89

(ヘ)　漁業の金融關係

此の調査に於ては一般聽取調査に於ても，又戸別調査に於ても特に金融關係の調査としての調査を行つて居ない。從つて濱當目の漁業の金融關係の詳細は不明であるが，ここでは東益津村產業指針及濱當目漁業組合，燒津信用購買利用組合，東益津信用購買販賣利用組合，東海遠洋漁業株式會社に關する印刷諸資料中より漁業金融關係事項を摘出して述べることとする。

先づ漁業資金の貸付機關の主たるものとしては，濱當目漁業組合，燒津信用購買利用組合，東益津信用購買販賣利用組合及燒津水產銀行を擧げ得る。

濱當目漁業組合は組合員に對し漁業上必要なる資金を貸付け，又別途積立金は不漁又は災害に罹りたる組合員に對し總代會の決議を經て貸付する規定になつてゐる。貸付利率其他貸付施行に關する詳細は不明である。昭和2年度に於ける同組合の漁業資金貸付事業費決算額は　2,341圓餘となつて居る。同組合では借入金は無く燒津水產銀行株式34株(額面1,700圓)を有して居る。

燒津信用購買利用組合信用部の昭和2年度末現在貸付總額は　455,000餘圓で，之

は漁業資金，鰹節製造資金，商業資金である。此の中漁業資金としての貸付が幾許であるかは不明であるが，組合員總數952人中639人が漁業者なることを考へれば上述の貸付金額中の相當大なる部分が漁業資金貸付なりと見てよからう。併し濱當目漁業資金としての貸付が幾許であるはか不明である。(貸付金利子の利率は不明)又昭和2年度末の預金(預り金)總額は　750,000餘圓であるが，その中の幾許が漁業者の預金なりやは不明である。組合の借入金は昭和2年度末で56,000餘圓，その利率は最高1割，最低5分8厘，普通8分4厘である。(借入先は不明)尙組合の所有株式は燒津水產銀行株式60株，燒津水產株式會社株式200株，駿陽鑄造株式會社株式100株で之等の時價總計10,800餘圓である。

東益津信用購買販賣利用組合信用部の昭和2年度末現在貸付金總額は　261,000餘圓である。此の中の一部が漁船漁具購入資金としての貸付であるが，それが幾許なりやは不明である。預金(預り金)總額は262,000餘圓である。(その中幾許が漁業者の預金なりやは不明)貸付金利率は最高1割2分，最低5分2厘，普通1割であつて，預金利率は最高6分9厘，最低4分4厘，普通5分6厘である。組合の借入金は79,000餘圓あるがその借入先は不明である。組合の所有株式は燒津水產株式會社株式7株，燒津運送株式會社株式30株で，その時價總額665圓である。

尙以上述べた他に，濱當目の漁業金融に關係があるかも知れぬと思はれる銀行が13行あるが，その內容については遺憾乍ら全く不明である。

以上に依つて見れば，濱當目の漁業に關して如何なる金融機關が幾許の金額に於て金融關係を有するかは不明であるが，結局濱當目漁業組合，燒津信用購買利用組合，東益津信用購買販賣利用組合及燒津水產銀行其他若干の銀行が部落の漁業に對し金融關係を持つものであり，燒津水產銀行はその間にあつて漁業金融の中心機關となつて居るのではあるまいかと推察出來る。

尙又東海遠洋漁業株式會社昭和2年度營業報告によれば，會社の社外よりの借入金は無い。又同會社の株主人名表を見るに最高株主の持株は10%(株式總數10,000株中1,051株)であり獨占的投資とは言ひ得ない。尙燒津信用購買利用組合及び東益津信用購買販賣利用組合の借入金の借入先別金額竝びに燒津水產銀行への投資狀況及び同行の借入金の事情等をも驗しなければ明確に斷ずることは出來ぬが，概して當部落の漁業は比較的零細なる個人資金の集合によつて支持せられてゐるものと考へて誤りないのではなからうか。併しながら將來遠洋漁業の益々發展し，漁船規模

も擴大し，漁業上資本の占むる位置も亦それに伴つて增大する場合には事情は變じて，少數の大資本主の支配下に屬する時代が來ないとは斷言出來ぬであらう。

尙漁業の金融關係に付いては後述第四節をも參照せられたい。

（ト） 災害保險の問題

濱當目には特に漁業者と別個に，災害保險を司る機關はない。唯前述の漁益分配に於ける乘組員積立金及船主，船方分積立金は漁業上の災害保險として有力なる役割を爲すもので，この積立金は單に漁撈上の災害を保險するのみでなく，漁撈從事者が疾病其の他により漁撈に從事することが不能となつた場合にも，相當期間はその生活の保證を與へるものである。

又濱當目漁業組合は本年度(昭和3年度)より特に救與規定を設け，1,500圓の基金を以つて組合員の遭難救恤の事業を始めた。その詳細は第四節で述べることとする。

（チ） 漁益分配制度と賃銀制度

漁業が最初如何にして利益分配を行ふ企業形態として發生したかは，調査し得なかつたが恐らく總ての原始產業の發生がさうであるやうに，濱當目の漁業も，部落住民の富度の差が甚しくなく，又漁業そのものも小規模なる沿岸漁業に限られて，漁船も小さく，勞働も部落民のみにて自足出來た時代には，小數資本主とその支配下の賃銀勞働者の一團とよりなる企業形態をとる理由も必要もなく，且つ協同體としての部落を背景として住民各個が殆んど對等の地位で漁業を營むのが最も合理的なりと考へられたものであらう。其の後遠洋漁業が發展するに及んで漸く漁業の規模は擴大し，東海遠洋漁業株式會社及燒津信用購買利用組合を通じて都市商工業資本が僅かながらも關係し，勞働も亦その不足の分を賃銀制雇傭勞働によつて補ふに到つたとは云へ，猶部落民（船元，船子）の間では舊來の慣行に從つて利益分配制度を採り，又他方漁業は農業に比しても遙かに漁獲の豐凶の變動が甚しいため利益分配制度をとることが高額投資を爲し得るものにとつても結局有利であつたであらう。尙別個の觀點よりすれば，漁獲高の多少は直接に乘組員の所得に影響するから漁撈勞働の强度は高まり，濱當目の遠洋漁業の發展の點より見れば利益分配制度は從來有力なる貢獻をなし來れるものと言ひ得よう。

さて將來遠洋漁業が益々大規模に發展して來るならば漁業資本は漸く少數の資本系統下に屬するに到るであらうことは前述したが，勞働關係より見ても漁業の發展に伴ひ漸く部落民のみにては不足を告ぐることが增加して，賃銀制度による勞働者

(部落社會を背景とせぬ)は次第に增加するであらうことも想像して誤りないであらう。斯くの如くなる時は舊來の漁益分配制度は次第に變じて近代資本主義的經營形態を取るに到るであらう。此の點我が國通例の小農に基く農業の場合と著しき差違なりとする。

第四節　漁業諸團體の活動狀況

濱當目の漁業に直接の關係ある團體としては東海遠洋漁業株式會社，燒津信用購買利用組合，濱當目漁業組合及東益津信用購買販賣利用組合の四者を擧げることが出來ようが，最初の二者については旣に前節に於て多くを述べ，且後の二者については特に稍々詳細の聽取調査をなせるものがあるから本節では特に濱當目漁業組合及東益津信用購買販賣利用組合の二者に就いて述べよう。尙東益津信用購買販賣利用組合の信用部について述べる處は，自ら燒津信用購買利用組合の信用部の事情に就いても暗示する處があらう。

第一項　濱當目漁業組合

設立の經過——明治33年の創立。先に漁業組合法の制定あり，地先水面專用權の許可を受ける必要があつて創立することとなつたので，要之舊來の慣行による漁業權を漁業組合てふ近代的形態の團體によつて繼承したるものと云ひ得る。(本組合規約第1條)

組合の區域は濱當目一圓で，その地區內に住所を有する漁業者は組合員たり得るであつて現在組合員は全部で約200餘名である。組合の經費は前節に於て旣述したる部落漁業者の遠洋漁業水揚の1,000分の10を以つて之に當ててゐる。

其の後の經過——その後濱當目に魚市場を設立する議が起つた時，燒津水產會社の反對の申出でによつて會社との間に妥協が成立して濱當目には市場を設けぬこととし，その代り水產會社の口錢の中10分1を漁業組合に戻すこととした。更に昨年からはその代償金額を10分の1.5(水揚高の1分5厘)に改めた。大正15年4月に組合事務所を設立し同時に購買部事業を開始した。(それ以前事務所は如何になつて居たかは調査不明である。)

大正3年頃定置漁業を計畫し出願したが許可にならなかつた。之等は今日に至る間の組合の主なる問題であつた。

組合の事業概要

(A) 漁業權の行使——設立と同時に，20ヶ年の地先水面專用漁業權を獲得し，昨年(昭和2年)期限滿了につき之を更新した。組合は此の漁業權を舊來の慣行により組合員に利用せしめることは第二節に旣述した通りである。

(B) 共同施設事業——漁船，漁具等を施設貸付しては居らぬ。組合の共同施設事業として最も主要なのは共同購買事業である。即ち組合員は組合員の爲に漁船用の石油，餌及其他漁具日用品等を共同購入し之を組合員に販賣する。又大正15年度より特に購買部が設けられた。漁業者が出漁の際には屢々時間風浪等の關係のために出漁用品の購入に當つてその撰擇及その價格の高低に意を用ふる暇なく，自然經費の濫費を餘儀なくせらるることがあるので，かかる弊を改めむとする要求に應じて購買部が設立せられたのである。同部は飯米，酒類，素麺，酢，醬油其他出漁中乘組員の處理する品を出航時前の短時間に，而も良質のものを提供するに心懸けたので次第に發展し，將來本組合に於ける重要なる事業部門たるを約束せられてゐる。昭和2年度の購買部の賣上額は總計31,708圓64錢で購買部利用の漁船數は鰹船9隻鯖船17隻で最高の購買額を示す船の購買額は2,884圓である。又購買部以外の共同購買事業の賣上額は總計42,500圓である。

以上の共同購買事業の他に行つてゐる事業に「漁業資金の貸付」がある。即ち組合は組合員に對し漁業上必要なる資金を貸付するのであるが，特に組合の別途積立金は之を以て不漁又は災害に罹りたる組合員に貸付するのである。昭和2年度の組合の貸付總額は2,341圓20錢である。

又本年度(昭和3年度)より本組合救與規定を設け1,500圓の基金を以つて遭難救恤の事業を始めるに至つた。蓋し漁業者をして後顧の患なくその業に就かしむるの施設たらむとするのである。即ち災害に遭遇し漁船，漁具を喪失毀損したる時は，その新調費又は修繕費の補助として損害額の6分を與へる。遭難による負傷者又は疾病者には50錢乃至20圓を與へる。漂流したる時はその歸鄕旅費の補助を與へる又遭難死者の遺族へは弔祭料として一時金40圓を與へ，遺族扶助料としては60圓を與へる。(扶助料が一時金なりや年金なりやは不明である。)尙又遭難者を救助したる者に對しては賞與金又は謝金として事情に應じ,50錢乃至20圓を與へるのである。尙以上の外組合は若干の遭難救護設備及危險豫防設備をなす。昭和2年度に於ける前者の費用は3圓62錢で後者の費用は190圓50錢であつた。

結語——以上述べたる如く本組合は最初近海漁業に於ける漁業權の享有行使の主體として現れ，近時遠洋漁業の發展と共に共同購買事業及漁業者の漁業上の災害に對する保護事業の機關として漸く發展するに到つたとは云へ，併しその資金は僅少なるもので，遠洋漁業の漁船を建造して部落漁業者に利用せしむることは，未だ到底爲し得ないのである。今本組合の昭和2年度末現在の資產を見ると次の如くである。

(1) 組合基金		15,815.19円
(2) 遭難救恤資金		1,500.00
(3) 別途積立金		7,685.49
合計		25,000.68
(4) 燒津水產銀行株式 34株	額面	1,700.00
(5) 石油倉庫1棟 見積金額		400.00
(6) 事務所1棟 見積金額		7,500.00

此の中(2)はその使途が規定せられてゐるものであるから之を除き，又(4)の株式時價は不明であるが1株30圓と看做せば，34株1,020圓であるから(註1)(4),(5),(6)に就いては半額の擔保能力ありと假定すれば，結局本組合の運用し得る資金は略々28,000圓前後である。而も此の中一部は前述の共同購買事業及漁業資金としての貸付のための資金とせねばならぬから，遠洋漁業船の新造費が30,000圓餘(註2)を要することを考へ合せるならば，到底遠洋漁船を建造して組合員に利用せしめること不可能なることを確認出來るであらう。他方東海遠洋漁業株式會社の資本金總額は500,000圓で昭和2年度末の資產總額は1,052,000圓餘，又燒津信用購買利用組合の昭和2年度末出資金總額は283,300圓で資產總額は1,419,000餘圓であるから，資金の點で比較すれば漁業組合は到底東海遠洋漁業株式會社或は燒津信用購買利用組合と經濟的能力で競爭し得ない。而して尙昭和2年度に於て東海遠洋漁業株式會社では純船德金額は88,000餘圓あり，純益金67,000餘圓ありて，その中株主配當，積立金等を差引いて尙11,000餘圓を後期繰越金として計上してゐる。燒津信用購買利用組合では純益金の額は92,000餘圓で，後年度繰越金は5,000餘圓を計上してゐる。之に對し濱當目漁業組合ではその主たる收入源たる漁獲高割は僅かに4,000餘圓で收支差引剩餘が3,000圓に滿たぬ。それ故若し現狀のままで進むならば將來に於ては益々本漁業組合と東海遠洋漁業株式會社或は燒津信用購買利用組合との間に資金

の大小の差は加はるであらうことが判る。勿論本漁業組合の理想は濱當目一圓の漁業者のみの遠洋漁船を建造すれば足るのであつて，必ずしも東海遠洋漁業株式會社及燒津信用購買利用組合と同樣の活動範圍を持つ必要はないから，以上述べた樣な資金其他の絶對金額の多少を以つて論斷することは出來ぬかも知れぬが，結局に於て資金の大なることは，漁船建造材料の大量的仕入れの可能による利得，漁業上の遭難災害に對する經濟的對抗力，漁船利用料に於けるダンピングの可能性等々の點で，資金小なる漁業組合に對し支配的地位に立つであらうことは誤りないであらう。蓋し東海遠洋漁業株式會社及燒津信用購買利用組合はその當所より營利的企業體として現れたるに對し濱當目漁業組合は單なる漁業權享有行使の主體たるために發生し，而して前者は後者よりも遙かに大なる資本乃至資金を擁して，且第三節に既述した如く，漁業上水揚高の3.58%に相當する利潤を得て來たに對し，後者はその資金も當初から僅少であるのみならず，水揚高の1%を以つて組合の主收入となして來たに過ぎないのであるから，今に到つて漁業組合が遠洋漁業上の支配者として進出しようとしても其處に前述の如き多くの困難の存在することは必然である。

以上の論議はすべて筆者の推定であるが，兎もあれやがて近き將來に於て，遠洋漁船の建造といふことは當然本組合の問題となつて來るであらう。濱當目の漁業が何時迄も燒津方面の資本家の支配下に立ち，遂には名實共に濱當目が燒津町に併合せらるるか否かの問題は，本漁業組合が漁船の建造事業に迄著手して，遠洋漁業へ積極的に進出し得るや否やの問題と表裏對應して居る如くである。

註 1　燒津信.購.利.組合の所有株式 360株,(その内燒津水產業株式 60株)の時價額 10,885圓なるにより，後者を前者で除したるものを燒津水產銀行株式1株の時價と見做した。

註 2　東海遠洋漁業株式會社昭和2年度營業報告によれば第一愛鷹丸の造船費は37,132圓餘である。

第二項　東益津信用購買販賣利用組合

設立——大正2年12月19日設立認可。大正3年6月創立。以前に村内に大字別の小組合が若干あつたのが合併して一村一組合となつたものである。設立當初は濱當目に事務所を開いた。それは組合員の大部分が濱當目部落住民であつたのである。(現在でも組合員中濱當目住民が最も多數である。)現在事務所は岡當目にあり濱當目に出張所を有してゐる。

出資1口の金額30圓，第1回拂込金額は 5圓である。昭和2年度末出資金總額

は50,640圓である。組合員は當初159名であつたが漸次增加して，昭和2年度末では704名で，その組合員を職業別に見ると，農業で521人，工業で23人，商業で26人，水產業で113人，其他21人となつて居る。

主なる事業

(A) 信　用　部

預　金——漁家の方が農家よりも預金が多い。殊に漁家の預金は4月乃至9月に於て多いのである。それは水揚げの中航海費用と水產會社手數料とを差引いた殘額をその儘全部預金(船元の名義で預金するものと思はれる)するからである。然るに12月末には，正月に行ふ處の漁益分配の爲に殆んど全部拂戻す習慣であり，それが組合に再び各漁業者の預金として回收されるには約1ヶ月半を要する。即ち漁業者の漁益分配方法の特殊性の必然の結果として組合の立場よりすれば資金の運用上多くの不便が存するのである。

又燒津町に接近して居る爲に同町の商業銀行が私かに預金の吸收を策し，時に組合よりも有利なる利子を以つて預り之を銀行の宣傳の具とすることがあるので，現在でも組合に預金せず燒津町の銀行に預金する者が絶えぬ。

又組合員中には組合を村の自治財政と混同して，預金すると戶數割の等級が上ると考へて組合を遠去る者もあつたが漸次かかる組合員は減少して來た。昭和2年度末現在の組合員預金額は 241,571圓餘であつて，別に組合員以外の預金 20,782圓餘ある。利子の利率は普通年5分6厘である。

貸　付——個人貸付の限度は 3,000圓の定めであるが，特に漁業者の漁業資金の需要に應ずる爲め特例を設けて貸付をする。即ち新造船の資金を要する時，船元が代表となり船子が連帶保證人となつて申込むのである。この貸付では最高10,000圓を超えたるものもあつたが，5ヶ年賦により償還することとし，現在ではその貸付は半額になつて居る。組合の昭和2年度末の貸付總額は261,548圓餘であるが，その中特に漁業資金としての貸付が幾許であるかは不明である。貸付資金は漁業者に對する貸付では，農業者に對する貸付に於けるよりも固定性少く，漁業者への貸付は回收速かなることは注意に價する。

尙貸付事務上に於て次の如き困難がある。第一に組合員で作つてゐる信用組合であるといふ觀念が組合員にある爲に貸付金の取立，利子の拂込請求等を銀行程嚴重に出來なくされる。次に組合では貸付金の使途を明かにせねば貸出さぬので，それ

を嫌ふ傾向がある。

組合當事者の談によれば信用部の事業は可なりに發展して來てゐるが，今一息と云ふ處に停滯して居ると云ふ。それは農漁業者，特に漁業者が慣習に拘束せられ預金の出入に繁閑の大なること，或は目前の利益のみ考へて少しでも利率が好ければ銀行に預金する等々の弊の爲に，組合の資金を合理的に運用出來ぬのであると云ふ。

(B) 購　買　部

主として肥料を取扱つて居る。昭和2年度の賣上額總計は21,000餘圓である。

(C) 販　賣　部

一時茶の販賣をなしたが失敗し，その後柑橘のみを取扱つてゐる。販賣方法は委託販賣によつてゐる。昭和2年度販賣額總計は53,000餘圓である。購買部，販賣部に付いてはその事業稍々漁業を離れるからこの程度の説明に止めて置かう。

(D) 利　用　部

最初25噸級の漁船鷹丸を建造したが，間もなく難波し，其の後40噸級の妙法丸を新造したが又々昭和2年1月遭難し，利用部の事業は致命傷を受けた。現在利用部では動力農具若干を有し組合員に利用せしめて居るのみである。

既に屢々述べたる燒津信用購買利用組合では多額の資金を擁し，其の所有漁船も初年度既に6隻ありて，第2年度には更に6隻を加へ，年々新造船或は改造船を加へ昭和2年8月現在，合計65隻，總噸數2,315噸に及んで居り，資金の大なることは自ら危險に對する自家保險的施設（昭和2年度末に於ける特別積立金40,000餘圓は直接に危險に對する自家保險的意義を持つて居る）となつて今日の盛大を致し得たのである。反之本組合が僅かに1隻の漁船を以て事業を開始したので，不幸にしてその遭難により利用部事業の再起困難に陷つたのはやむなきことと云はねばならぬ。尠くとも理想としては當初より利用部の運用資金として多額の金額を擁して4，5隻の漁船を以つて事業を開始すべきであつた。前述の燒津信用購買利用組合が利用事業に於て今日の大を致したのは，その設立當初（明治41年）に拂込濟出資金既に10,450圓あり，而も當初より第5年度末迄專ら漁船の利用事業をなし，第6年度より利用事業の完成の目的のために，漁船用石油の購買事業及信用部事業を開始したといふこと，即ち資金の大と經營方針の然らしめた處であらうか。(東益津信用購買販賣利用組合の利用部開始年度の出資金拂込濟額は遺憾乍ら不明である。)

第四章　漁村民の兼業及副業

(1) 兼業の事實と特徴——濱當目住民の兼業狀況は第37表の示す如くである。(各職業の從業人員に就いては第二章の第5表，第7表及び第21表參照のこと)。こゝに特徴的事實と見做さるゝことは漁家の大部分が農業を兼業とし，農家の半數が漁業を兼業とし，其他の業を本業とする家では過半數が農業を兼業とし，その僅かの戸數(2戸)が漁業を兼業とせる事實である。之を見れば漁家の農業，農家の漁業及び

第37表　濱當目住民兼業狀況

本業	兼業(1)	兼業(2)	兼業(3)
漁業	農業 66 鐵工場職工 1 雜勞役 1	鰹節製造業 1 機織業 1 雜貨商 1 茶及柑橘商 1 村役場吏員 1 按摩 1 雜勞役 2	雜勞役 1
計 79戸	計 68戸	計 8戸	計 1戸
農業	漁業 9 小學校教員 1 雜勞役 2	漁業組合事務員 1 鰹節製造業 1 小學校教員 1 雜貨商 1	產業組合事務員 1
計 18戸	計 12戸	計 4戸	計 1戸
其他 石屋 4 大工 1 瓦製造販賣 1 土木建築請負 1 雜貨商 3 呉服商 1 飲食店 1 銀行員 1 車挽業 1 不明 1	漁業 1 農業 1 農業 1 農業 1 漁業 1 農業 2 農業 1 鰹節製造業 1 農業 1	農業 1 農業 1 精米業 2	雜貨商 1 郵便局事務員 1 家主 1
計 15戸	計 10戸	計 4戸	計 3戸
合計 112戸	合計 90戸	合計 16戸	合計 5戸

其他の家の農業は濱當目の兼業中支配的意義を有するものと云へる。何故其他の家では農業を兼業とすること多く，漁業を兼業とすることが比較的少いかといふことを考へて見るに，漁業はその本業の主要從事者たる男子の勞働を要求する（前掲第7表參照）のみならず且短時間の勞働にてはその成果を擧げることを得ざるに對し，農業は女子勞働の投下によりて之を行ひ且經營耕地を適當に小ならしむるならば（第43表參照）短時間の閑暇を利用して，即ち所謂片手間に經營して成果を擧げることが出來るからであらう。漁家の農業兼營戸數の割合が，農家の漁業兼營戸數の割合よりも大であるのも同一の理由によるのであらう。殊に最近部落の漁業が近海漁業より轉じて遠洋漁業に向ふに到つては漁業は最早や單なる副業的存在たるの性質を漸く失つて來たことは想像に難くない。遠洋漁業の益々發展の傾向にある現在の濱當目に於て，農家及其他の家で猶相當の兼業所得を得つゝある兼營漁業はやがてその漁業が本業化するか，或は農業のために之れを殆んど放棄せらるゝかの過渡的狀態にあるものではあるまいか。

さて前述の如く現在に於て濱當目の兼業は漁業及び農業が主なるものであるから特に漁業と農業との關係に就いて述べることにしよう。

尙第37表の示す樣に鰹節製造業といふ漁村的特徴ある兼業が，漁家，農家，其他

第38表　所得階級別戸數

		円円 1-50	51-100	101-150	151-200	201-250	251-300	301-350	351-400	401-450	451-500	501-550	551-600
		戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
農業所得	漁家	18	26	9	10	1	–	–	–	–	–	–	–
	農家	–	4	3	1	3	3	1	1	–	–	–	–
	其他ノ	2	1	2	–	3	–	–	–	–	–	–	1
	計	20	31	14	11	7	3	1	1	–	–	–	1
漁業所得	漁家	–	1	3	8	14	9	8	4	5	4	5	4
	農家	1	1	–	2	1	2	–	–	–	1	–	–
	其他ノ	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–
	計	1	2	3	10	15	11	8	5	5	5	5	4
其他ノ所得	漁家	–	–	1	1	–	–	–	1	–	–	1	1
	農家	1	1	1	–	1	–	–	–	1	–	–	1
	其他	1	–	2	3	–	1	–	1	1	1	–	–
	計	2	1	4	4	1	1	–	2	2	1	1	2
總所得	漁家	–	–	–	7	4	9	8	9	5	4	3	4
	農家	–	1	2	2	1	–	1	1	2	–	1	2
	其他ノ	1	–	1	3	–	–	–	–	1	1	1	1
	計	1	1	3	12	5	9	9	10	8	5	5	7

（註）「2201—2300」及「5000以上」の欄はその前に存する諸階級の欄を省略し記載す。

の家の夫々に1戸宛しか存しないことも當部落の特徴的事實として注意すべきであることを附言する。

(2) 所得の點より見たる兼業の重要度——兼業の重要度を驗する前に先づ各兼業の所得が略幾何のものなりやを一見しよう。第38表は漁家，農家，其他の夫々の本業所得及兼業所得を所得額階級別戸數として示したものである。漁家の漁業所得は201圓—250圓の階級で戸數最大を示し，その農業所得は51圓—100圓の階級で戸數最大を示してゐる。農家の農業所得は51圓—100圓の階級で戸數最大で，その漁業所得は多くの場合略々151圓—300圓の間にあると認められる。（此の事は農家の漁業所得の方が一般にその農業所得より大であるといふことではない。固より第二章で述べた樣に農業所得の方が漁業所得より多額なる家を以つて農家としたのである。故に調査農家戸數が充分に大數ならば農業所得に於ける方が漁業所得に於けるより所得額大なる階級に於て分布戸數最大を示すであらう。）

次に第39表は漁業所得額と總所得額との相互の關係に於て，その相互の所得額階級に屬する戸數を記載したものである。此の表を觀察すると漁家では，その漁業所得額と總所得額との關係に於いて戸數の分布は略々表の對角線に添つて居る。即ち漁業所得額の多い家ほどその總所得額は多いことを示してゐる。尙紙面の都合に

（所得源泉別及漁家農家其他別）

610-650	651-700	701-750	751-800	801-850	851-900	901-950	951-1000	1001-1100	1101-1200	1201-1300	2201-2300	円 5000以上	計
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	64
–	–	1	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	18
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	9
–	–	1	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	91
4	4	3	1	–	–	1	–	1	–	–	–	–	79
–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	9
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1
4	4	3	1	–	–	1	–	1	1	–	–	–	89
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	5
–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	7
1	–	1	–	–	–	–	1	1	–	–	–	–	14
1	–	1	–	–	1	–	1	1	–	–	–	–	26
10	2	4	2	4	1	1	–	1	1	–	–	–	79
–	1	–	–	–	–	1	–	1	–	1	1	–	18
–	–	1	–	–	1	–	–	–	1	2	–	1	15
10	3	5	2	4	2	2	–	2	2	3	1	1	112

第39表　漁業所得額と總所得額との關係（漁家）

總所得＼漁業所得	円 0	1-50	51-100	101-150	151-200	201-250	251-300	301-350	351-400	401-450	451-500	501-550	551-600	601-650	651-700	701-750	751-800	801-850	851-900	901-950	951-1000	1001-1100	1101-1200	1201-1300	計
円 円	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
151— 200	-	-	-	2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
201— 250	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
251— 300	-	-	-	1	1	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
301— 350	-	-	-	-	1	4	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
351— 400	-	-	-	-	1	-	3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
401— 450	-	-	-	-	-	-	2	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
451— 500	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
501— 550	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
551— 600	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
601— 650	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
651— 700	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
701— 750	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4
751— 800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2
801— 850	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
851— 900	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
901— 950	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
951—1000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1001—1100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
1101—1200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
計	-	-	1	3	8	14	9	8	4	5	4	5	4	4	4	3	1	-	-	1	-	1	-	-	79

より表は省略するが，上述と同様の作表觀察方法によつて見ると漁家の農業所得額と總所得額との關係についてはかゝる定形的關係は認められぬ。漁家の其他所得額と總所得額との關係については，其他の業を兼營する漁家が極めて小數なので判然せぬが，極めてかすかながら稍上述の如き定形的關係が暗示せられてゐる。以上によつて考へれば漁家の所得の大小は殆んど總て漁業所得の大小によつて支配せられて居り兼業たる農業は所得獲得の意味から見れば僅かに付隨的位置を占めるに過ぎない。尙後揭の第41表を見ても漁家の兼營農業は漁業所得の小額なるを補ふといふ意味を強く持つものとは考へ得ない。尙漁家中の小數の戸數に於て兼營する其他の業は漁業所得に對する稍補充的意義を持つものであらうか。即ち以上によつて見ても濱當目の漁業が如何に專業化せられてゐるかが判る。

更に作表觀察方法を用ひて見た結果は，農家ではその農業所得，漁業所得，其他所得の3者が略々同樣の程度で稍總所得の大小を支配してゐる。之は勿論農家の調査戸數が小數なるため戸數分布の狀態が判然とした形を示さぬといふことにもよるが農家の農業は漁家の漁業程には專業化してゐない。換言すれば農家では農業（本業）

所得，漁業所得，其他所得の綜合的成果によつて總所得を支持してゐるといふ意味を統計が示すものとも言ひ得るであらう。

其他の家に就いても，その調査戸數が少數なので所得額との關係に於ける戸數分布は判然とせぬが併し略々その總所得額の大小は本業（其他業）の所得額の大小が支配し，漁業及農業の所得は附加的の僅かの重要度を持つものゝ如く見える。

以上を一括すれば漁家及其他の家の兼業は（但し「其他の家の兼業」とは漁業及農業をこゝでは指す）所得の點より見てその重要度比較的小さく農家の兼業はその重要度大なりといふことになる。

尙第40表は調査總戸數につき所得源泉別に所得額階級別戸數竝びに各々の階級の所得額合計を示したもので之は單に表として揭げるに止めて置く。

(3) 漁業と農業との關係——漁業は殆んど總て男子の勞働に委ねられ，農業は大部分女子の勞働により行はれることは前にも屢々述べたが，この樣な勞働の關係から見た漁業と農業との關係に就いて先づ一般聽取調査の報告を一覽しよう。

（イ）特に勞働關係よりみての一般——濱當目に於ける漁業と農業との關係は前

第40表 所得階級別戸數（所得源泉別）

	円 1—50	51—100	101—150	151—200	201—250	251—300	301—350	351—400	401—450	451—500	501—550	551—600	601—650	651—700	701—750	751—800	801—850	851—900	901—950	951—1000	1001—1100	1101—1200	1201—1300	2210—2300	5000円以上	合計
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
農業所得	20	31	14	11	7	3	1	1	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	91
漁業所得	1	2	3	10	15	11	8	5	5	5	5	4	4	4	3	1	—	—	1	—	1	1	—	—	—	89
其ノ他ノ所得	2	1	4	4	1	1	—	2	2	1	1	2	1	—	1	—	—	1	—	1	1	—	—	—	—	26
總所得	1	1	3	12	5	9	9	10	8	5	5	7	10	3	5	2	4	2	2	—	2	2	3	1	1	112
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
農業所得金額	600	2,223	1,719	1,890	1,554	814	326	362	—	—	—	600	—	—	711	—	—	—	—	—	—	1,131	—	—	—	11,930
漁業所得金額	40	178	230	1,649	3,647	3,075	2,664	1,913	1,738	2,779	2,666	2,293	2,506	2,679	2,152	765	—	—	909	—	1,069	1,140	—	—	—	33,692
其他所得金額	64	69	570	780	238	300	—	740	893	500	550	1,164	610	—	720	—	—	900	—	1,000	1,060	—	—	—	—	10,158
總所得金額	48	61	408	2,194	1,054	2,479	2,973	3,646	3,461	2,388	2,575	4,055	6,297	2,055	3,658	1,536	3,291	1,733	1,855	—	2,077	2,231	3,634	2,271	10,000	65,980

後2時期を劃すると云ひ得る。

1. 前期——明治30年頃までの近海漁業をして居た時代。此の時代は戸數約180戸，その內純農業者20戸，商家1—2戸，他は農業と漁業とを兼ね營んで居た。當時近海漁業は不振であつたので，勢ひ農業方面に活路を見出さねばならなかつたが，180戸に對して耕地は僅に50町歩餘であつたから經營面積過少にて隣村へ被傭稼ぎに出ねばならなかつた。當時農業勞働の主なるものは男子之れに當り，婦女子は薪取り田草取り，田植位をして居たものであつた。未だ養蠶，茶，果樹等も殆んどみるべきものなく遊んで居るものが多く部落全體として貧困であつた。

2. 後期——遠洋漁業が勃興し漁業が榮えたる時代。明治30年以降約20年間發動機漁船が出來て，遠洋漁業が盛んになつて來たので，從來の農漁關係は逆轉し部落の產業は漁業を基礎とするに到り，從つて男子は殆んど漁業にのみ從事し，婦女子は農業に從事することゝなつた。

即ち男子は，14，5歲，高等小學校を卒業すると乘船し，最初は船內の小役を勤め航海毎に訓練せられて18歲位に達すれば1人前の漁夫となり殆んど4月—9月末までは鰹漁，10月より1月迄鰤漁，其他近海の漁業に從事し家に居ることは舊正月1日，2日と，お盆1日位で他は年中出漁してゐる。但し相當の年輩（普通50歲以上）に達すると下船して陸役（又は陸番）となり出漁の世話，漁具の手入，沿岸の漁業等をする，傍ら此等の老人が農業の手助けをするので特に農繁期（田植時）に農業勞働をすることゝしてゐる。反之婦女子は漁業には干與せぬ。僅に地引網を曳く折に出て手傳ふ程度である。婦人の主なる仕事は農業で，茶園，柑橘園，桑園等の勞働，水田の耕作，養蠶，或は今日でも暇に機織をする等であつて經營面積は小くはあるが殆

んど男子の手を借りずに農業に從事してゐる狀態である（農業は大部分自給的，副業的である）。

又男子は概して不在であるから，一家の家計，役場への屆書や公のこと等に任じて居り此の方面に於て男子よりも遙に優れてゐる。

以上は前後2時期を分つての部落民の男女間の勞働の分擔關係の一瞥であるが漁業と農業とに勞働關係以外の有機的關係はない樣である。今より40年も前には漁獲物中鰯や「うまし」等を肥料として使つたが殆んど全部販賣する樣になつては，そのこともなくなつて金肥に置き代へらるゝに至つた。即ち少くも現在では男女の勞働分擔關係のみが漁業，農業の關係に於ける主要なる點なのである。

斯く男女間に漁・農を分擔して各々に任ずる結果，婦女子も仕事がなくして遊ぶことはなく，農業勞働による收入をうることが出來，漁家の經濟生活に安定的要素が加はる。出漁中の者も安心して居られるし，「船板1枚下は地獄」と云ふ樣な棄鉢的氣風は多少減じて自重してくる樣になる。一家の生活の安固を計る精神が出てくる。これがひいては漁民の倫理的道德的生活に健實味を與ふるに至る。婦女子も安心して家計を處理し農業勞働に勵む結果，閑居不善をなす機會もなく，放恣遊惰に流れる暇もない。

本部落の婦人に多くの漁村にみるが如き野卑野蠻なる點なく著しくリフアインされてゐる樣に觀察されたのもかゝる結果ではないかと思はれる。漁獲物は以前は全部干物にしたし今日では全部燒津の水產會社に賣るので販賣に關して男女間に分業はない。

（ロ） 戸別調査の結果——前項（イ）に述べた處は一般聽取調査報告に基くもので

あるが，次にこゝに戸別調査を基礎として作製した統計を掲げ漁業と農業との關係の考察の一資料としよう。第41表は漁家の漁業所得と經營田畑面積との關係に就いて，相互の階級に属する戸數を記載したものである。此の表を觀れば漁家では漁業所得の大小と經營田畑面積の大小との間に定形的關係は認められぬ。此のことは前述せる如く漁家の兼營農業が漁業所得の不足補充的意味を強く持たないといふことと同時に又，漁獲高の大小，(從つて魚肥の自給量の大小)，等の關係から經營田畑面積の大小を支配するといふこともないと云ふことが判る。蓋し鰹，鯖等が漁獲物中主なるものであるから漁肥の自給の問題は起り得ないのみならず，又前にも述べたる如く濱當目の漁業（殊に漁家の漁業）は甚だ專業化してゐるから貴重なる漁業勞働を煩瑣化してまで漁業と農業とをことさらに結合する必要はないのであらう。

次に第42表で見ると　農家では漁業所得額と經營田畑面積との關係は，稍々經營

第 41 表　漁業所得額と經營田畑

經營田畑 ＼ 漁業所得	0円	1—50	51—100	101—150	151—200	201—250	251—300	301—350	351—400	401—450	451—500
畝 畝	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
1 — 10	–	–	–	1	–	2	1	–	1	1	–
11 — 20	–	–	–	–	1	2	1	2	1	1	2
21 — 30	–	–	–	2	2	4	2	2	–	–	–
31 — 40	–	–	–	–	–	3	2	1	–	2	1
41 — 50	–	–	1	–	2	–	–	1	1	–	1
51 — 60	–	–	–	–	–	–	1	–	1	1	–
計	–	–	1	3	5	11	7	6	4	5	4

(註)　田畑を全然經營せざる家の11戸は之を除きたり。

第 42 表　漁業所得額と經營田畑面積の大小との關係（漁　家）

經營田畑 ＼ 漁業所得	0円	1—50	51—100	101—150	151—200	201—250	251—300	301—350	351—400	401—450	451—500	1101—1200	計
畝 畝	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
1 — 10	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
11 — 20	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
21 — 30	3	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	3
31 — 40	3	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	4
41 — 50	–	–	–	1	–	1	–	–	–	–	–	–	2
51 — 60	1	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2
61 — 70	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	1
71 — 80	–	–	–	–	1	–	1	–	–	–	–	–	1
81 — 90	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2
91—100	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1
101—110	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
111—120	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
121—130	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
131—140	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	1
141—150	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	1
151—160	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
計	9	1	1	1	1	2	1	–	–	–	1	1	18

(註)　「1101—1200」の欄はその前に存する諸階級の欄を飛躍して記載した。

面積の大小との關係　（漁　家）

501—550	551—600	601—650	651—700	701—750	751—800	801—850	851—900	901—950	951—1000	1001—1100	1101—1200	計
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
2	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	9
–	1	–	2	–	–	–	–	–	–	–	–	13
2	2	–	2	1	1	–	–	1	–	1	–	22
–	–	2	–	1	–	–	–	–	–	–	–	12
1	–	1	–	1	–	–	–	–	–	–	–	9
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	3
5	3	4	4	3	1	–	–	1	–	1	–	68

面積の大小との關係　（農　家）

251—300	301—350	351—400	401—450	451—500	1101—1200	計
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
–	–	–	–	–	–	–
–	–	–	–	–	–	–
–	–	–	–	–	–	–
–	–	–	–	–	–	3
–	–	–	–	–	–	4
–	–	–	–	–	–	2
–	–	–	–	–	–	2
–	–	–	–	–	1	1
1	–	–	–	–	–	1
–	–	–	–	–	–	2
–	–	–	–	–	–	1
–	–	–	–	–	–	–
–	–	–	–	–	–	–
–	–	–	–	–	–	–
–	–	–	–	–	–	–
–	–	–	–	–	–	1
–	–	–	–	1	–	1
–	–	–	–	–	–	–
1	–	–	–	1	1	18

田畑面積の大なる程漁業所得大なる如く見える。換言すれば農家に於ても漁業所得は農業所得の不足補充の意味は認められないのである。

其の他の家に就いては，漁業所得があつて且田畑を經營するものは調査戸數中極めて僅少なので兩者の關係は判明しなかつた。

(4) 農業の概況（主として漁村の農業の特徴に就いて）—— 最初に部落に於ける土地利用狀態（大正11年產業調査書より）を綜覽すると次の如くである。

耕地反別	79.1320 町		
内田	54.3733	一毛作田	29.17 町
		二毛作田	25.20
柑橘園	2.9600		
茶園	9.0000		
白畑	11.5900		
桑畑	1.2000		
秣場	2.4700		
山林	14.4400		
内松林	2.4200		
檜林	.1900		
杉林	8.3900		
竹林	.2500 町		
雜木林	3.1700		
宅地	28,366 坪		
内建物敷地	6,443		
庭園其他	19,247		
宅地利用	2,675		

第 43 表　經營田畑面積

	1—10 戸	11—20 戸	21—30 戸	31—40 戸	41—50 戸	51—60 戸	61—70 戸
漁家	9	13	22	12	9	3	–
農家	–	–	3	4	2	2	1
其ノ他	5	1	–	–	1	–	2
計	14	14	25	16	12	5	3

(註)　漁家の中11戸及其の他の中５戸は全然田畑を經營せざるに依り之を除外せり。

第 44 表　「自作田畑面積の經營田畑面積

	0	1—5 %	6—10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50
漁家	7	–	6	1	4	3	–	1	1	2	3
農家	2	–	1	–	–	–	–	–	–	1	1
其ノ他	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
計	10	–	7	1	4	3	–	1	1	3	4

(註)　漁家の中11戸及其他の中 5戸は全然田畑を經營せざるに依り之を除外せり。

然らば之れは如何に經營されてゐるか。

先づ經營田畑面積を見ると第43表の示す樣に漁家では２反１畝乃至３反の田畑を經營する戸數最大で，農家では一般に稍々經營田畑面積大なるを示し３反１畝乃至４反の田畑を經營する戸數が最大である。其の他の家では經營田畑面積は僅かに1畝乃至１反のものが戸數最大である。

次に自作田畑面積の經營田畑面積中に占める%を見ると第44表の示す如く漁家，農家，其他を通じていづれも自作田畑面積の%は96%乃至100%の階級で戸數最大である。而も實際は此等の各戸の自作田畑面積割合は總て100%なのであつて，即ち濱當目では漁家，農家，其他を通じすべてその農業は殆んど自作農であるといふことが判る。

大小別戸數

71—80 戸	81—90 戸	91—100 戸	101-110 戸	111-120 戸	121-130 戸	131-140 戸	141-150 戸	151-160 戸	計 戸
–	–	–	–	–	–	–	–	–	68
1	2	1	–	–	–	1	1	–	18
–	–	–	–	–	–	–	–	1	10
1	2	1	–	–	–	1	1	1	96

中に占める%」の大小別戸數

51-55 戸	56-60 戸	61-65 戸	66-70 戸	71-75 戸	76-80 戸	81-85 戸	86-90 戸	91-95 戸	96-100 戸	計 戸	摘要
–	1	2	4	1	2	1	1	–	28	68	
–	–	–	–	1	–	1	–	–	11	18	
–	–	–	–	–	–	–	–	–	9	10	
–	1	2	4	2	2	2	1	–	48	96	

而して第45表は漁家に就いてこの自作田畑面積の%の大小と經營田畑面積の大小との關係に於て戸數を記載したものであるが，この兩者の間には何等の定形的關係も認められぬ。農家及び其他の家に就いても同様の作表觀察を行つたが此の場合にも自作田畑面積の%の大小と經營田畑面積の大小とは何等の定形的關係も認められない。即ち經營面積の大小如何に關はらず一般に自作田畑面積の%は100%が多い。

次に經營田畑面積中の田面積の%を見ると第46表の示す様に漁家では71%乃至75%及81%乃至85%の階級で戸數最大を示し，農家では66%乃至70%及76乃至80%の階級で戸數最大，其他の家では田を全然經營せず即ち畑作のみをなす戸數が最大で

第 45 表　「經營田畑面積の大小」と「自作田畑面積の經

畝＼%	0	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
1—10	3	–	–	–	–	–	–	1	–	–
11—20	2	–	2	1	2	–	–	–	1	1
21—30	1	–	2	–	1	3	–	–	–	–
31—40	1	–	2	–	1	–	–	–	–	1
41—50	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
51—60	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
計	7	–	6	1	4	3	–	1	1	2

（註）　田畑を全然經營せざる家11戸は之を除く。

第 46 表　經營田畑面積中の田の

＼%	0	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
漁　家	6	–	–	–	–	1	–	1	–	–
農　家	–	–	–	–	–	–	–	–	1	1
其ノ他	5	–	–	–	–	–	–	–	1	–
計	11	–	–	–	–	1	–	1	2	1

（註）　漁家中11戸及其他の家中 5戸は田畑を全然經營せざるに依り之を除外せり。

第 47 表　經營山林面積大小階級

畝＼	0	1－10	11—20	21—30	31—40	41—50
	戸	戸	戸	戸	戸	戸
漁　家	65	12	2	–	–	–
農　家	11	2	1	–	1	–
其ノ他	12	–	1	1	–	–
計	88	14	4	1	1	–

ある。又其の他の家を除いて漁家，農家では共に田の%に於て50%以上の戸數が，50%以下の戸數より遙かに多い。

而して經營田畑面積の大小と田の%大小との關係に就いて戸數の分布を作表觀察した處漁家，農家では何等定形的關係は認められず，只其他の家で畑作のみをなす家は經營面積甚だ小なる家であることが認められた。

此の他山林を經營するものが漁家，農家，其他に夫々僅かづゝあるがその面積は大なるものではない。即ち第47表の示す如くである。原野を經營するものは農家に於て唯1戸あり，その面積も僅かに1反に過ぎぬ。

營田畑面積中に占める%の大小」との關係　（漁　家）

46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	86-90	91-95	96-100	計
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	5	9
–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	3	13
3	–	–	2	2	–	–	1	–	–	7	22
–	–	–	–	1	1	–	–	1	–	4	12
–	–	1	–	–	–	2	–	–	–	6	9
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	3	3
3	–	1	2	4	1	2	1	1	–	28	68

%の大小別による戸數

46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	86-90	91-95	96-100	計
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
2	1	–	4	3	10	9	10	8	7	6	68
2	–	1	–	3	2	3	–	2	1	2	18
–	1	2	–	–	–	–	1	–	–	–	10
4	2	3	4	6	12	12	11	10	8	8	96

別戸數　（漁家，農家，其他別）

51—60	61—70	71—80	81—90	91—100	101—110	111—120	計
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
–	–	–	–	–	–	–	79
1	–	–	1	–	1	–	18
–	–	1	–	–	–	–	15
1	–	1	1	–	1	–	112

尙畑作の內譯を見るために戶別調査票を通覽すると，漁家，農家，其他を通じ普通畑の外に柑橘園，茶園を經營するもの多く，僅かの戶數で桑畑を經營してゐる。尙漁家では畑作中普通畑のみを經營する家が比較的多い。

尙濱當目の小作料に就いて一言しよう。濱當目の地勢は山地と海とに狹まれて，その耕地は部落人口に對し狹小なるため昔時には小作料は過度に高められる傾向はあつたが，部落の漁業が次第に發展し且近時遠洋漁業の發展に伴ひ部落內の勞働力は漁業に投ぜらるゝこと次第に多くなり，且又燒津町が遠洋漁業の漁港として都市的發展をなし，殊に鰹節製造業等の產業が繁榮したので此の方面に勞働力を賣ること容易になつた結果小作地に對する競爭は緩和せられた。且濱當目の耕地は水利の便惡しく惡水による被害もあるので現在では部落の小作料は次表の如く寧ろ附近他部落の小作料より低きを示してゐる。然も前述せる如く部落では自作農が大部分であるから小作料の問題は餘り大なる問題とはなつてゐない狀態にあると認められる。小作料については次の表を參照せられたい。

第 48 表　東益津村農產物反當平均收量及小作料

種類	反當收量	販賣價額		平均小作料	
		最高	最低	物納	金納
	石	円	円	石	円
米	2.5	75.00	68.00	1.3	–
麥（畑）	1.3〃	17.00	13.00	–	21.00
桑葉	250貫	40.00	25.00	–	15.00
茶葉	120〃	110.00	48.00	–	20.00
柑橘	400〃	120.00	60.00	–	20.00
蔬菜	480〃	120.00	50.00	–	21.00
特殊作物	250〃	110.00	80.00	–	20.00

第 49 表　濱當目反當小作料と隣接部落反當小作料との比較

部落	反當收量ノ程度	反當收量	反當小作料	小作料ノ收量ニ對スル(%)
		石	石	%
濱當目	最高	2.60	1.20	46.2
	最低	1.80	1.00	55.6
	普通	2.20	1.20	54.5
隣接部落	最高	3.20	1.70	53.1
	最低	?	?	?
	普通	2.40	1.50	62.5

（以上の２表は村役場調査による）

以上述べた處によつて見るに現在の處濱當目の農業に於いてはその勞力が殆んど大部分を女子勞働に仰いでゐるといふ點以外には大した漁村的特徵を認められぬ。尙前述の如く一般に畑作が少く水田作が極めて多いといふ事實は，自家の餘剩勞力（女子勞力）の利用を目的とすることがその指導的原理となつてゐる當部落農業にしては不審に感じられる。畑作に比して勞働强度も高く，且田植，收穫等に季節的勞働の大小の差大なる水田經營が漁村たる當部落に行はれることは稍不合理ではあるまいか。殊に第48表の示す如く茶畑，柑橘畑又は蔬菜畑を經營する方が年所得の增大を計るためにも有利ではないかと思はれる（前揭の第48表は單に收穫額と小作料を記載せるもので小作料以外のコストは不明なる故斷定は下せぬが）。かく考へればやがて當部落の農業も次第に水田經營より畑作經營に轉ずるのではなからうか。

第五章　漁村の社會的事情

第一節　社　會　階　級

前掲第38表を見れば漁家では總所得601圓乃至650圓の階級で戸數最大を示し，農家では戸數最大の階級3個ある中の最高所得額の階級でも猶551圓乃至600圓で，其他の家では151圓乃至200圓の階級で戸數最大である。即ち一般に漁家はその總所得が農家及其他に於けるより多く，前掲第40表を見ても一般に漁業は農業或は其他業よりも多額の所得を齎すのであつて，所得の點から見て一般に漁家は部落の中で最も富裕なる階級に屬してゐると思はれる。(世帶人員の多少に就いても考慮せねばならぬから明確に斷定は出來ぬが)。又前述せる如く漁家の農業も自作が多いから土地の權利關係を通じて農家が漁家に對して支配的地位に立つこともない。從つて一般に漁家は部落內の支配的地位を構成するものと考へられる。尙農家內部に於いても小作農は小數であり且勞力を漁業或は燒津の漁產加工業等に賣る機會に惠まれてゐるから地主の支配力は微弱と考へて誤りなからう。

尙漁家相互間內部に於いては船元，漁業組合長，漁業組合の役員，職員等の支配力强く，特に注目すべきは近海漁業が重要性を失つてからは，網主は舊來の支配的地位を失ひ，船元が最も支配力を强めたことである。又其他一般に區長，組長，消防組頭等が部落內の支配的地位にある。之等は今日も猶舊來の門閥より出て居るのである。唯遠洋漁業發達の結果，部落內百餘名の船長，機關士等が漸次部落內の主要なる社會的地位を占めつゝある。部落靑年の希望は水產學校又は短期の機關士養成講習にあり，父兄も亦進んで子弟を此の方面へ送るといふ事實は此の間の消息を語るであらう。

以上は主として部落內部の階級的事情に付いて述べたのであるが實は之よりも尙より大なる階級的問題は寧ろ燒津方面の漁業資本家對濱當目漁民の問題であらう。東海遠洋漁業株式會社，燒津信•購•利•組合，燒津水產銀行，水產會社等の資本の力が現在迄に於ても多少とも部落民の從事する漁業に於て支配的勢力を持つたことは明かである。(第三章參照)。殊に現在迄に於ては漁獲物は一定の分配方法に從つて多少の協同的事情の下に分配が行はれたが，第三章に於て旣に述べた如く將來漁業に於て次第に賃銀勞働者の增大すると共に漸く漁益分配制度が崩壞した曉に，前

掲の諸會社，銀行，組合を通じての資本の力が濱當目漁民に對し如何に働きかけるか。又漁民中で漁船に對する持分の比較的大なる船元が如何なる經濟的地位に轉ずるか。船子は結局賃銀勞働者に轉ずるのではあるまいか。等々はすべて當部落の將來に殘された問題である。

終りに此の調査に於ては他地方よりの入村漁業勞働者に就て，竝びに漁民，農民の生活狀態に就ては充分に之れを調査するを得なかつたのを附記する。第二編はかかる點に就ての補充を幾分爲し得るであらう。

第二節　社　會　生　活

(I) 漁民心理と漁村生活の特徵——漁村生活は漁業との關係から幾多の特徵を齎す。一般聽取調査によつて明かなる特徵と見做さるゝものを2,3摘記しよう。

(イ) 漁民の信仰——漁撈は農業と同樣に自然力に支配せらるゝこと大なることは云ふまでもないが，殊に漁撈は小舟を大洋に乘り出して漁場を探り，其の危險が大であることゝ，而も漁撈の技と漁獲の豐凶とには神秘とも稱すべきものがあるのとで，屢々漁民に種々なる信仰心を懷かしむるのである。漁民は極端に不淨を忌み龍神の意に逆はぬやうにと警戒する樣は吾々に異樣の感を與へるものがある。暴風雨を以つて龍神の怒りと考へ，漁群が見えても餌づきが惡いと船員に不淨ありと思ふ。某が木石を信じて豐漁を得たりと聞き，當該木石が數年間漁民の信仰の對象となつたといふこともある。それ程でなくとも一般に流行神を信ずることが屢々あり，即ち漁民の信仰は必ずしも常に一定の敎理ある宗敎を信ずるものではない。とは云へかゝる漁民の信仰心に篤きことは自ら一般の神社寺院に對する信仰をも深からしめ漁民の生計費中に於ける宗敎費も亦多額に上つてゐるやうに思はれる。夕飯の濟んだ頃部落の辻に出づれば必ず漁家の主婦の行き交ふのを見るが之等は皆那閉神社(氏神樣)と虛空藏樣或は弘德院へ大漁と夫や息子達の海上息災を祈願に行くのである。神社には每月々掛5錢宛10箇年間の定めで納めることが部落一般の規定になつてゐるが，此の月掛の他にも社寺への捧げ物(主として魚，米)も相當の多額に上る。かゝる社寺に對する負擔も住民は別に重いとは考へてゐない。尙社寺への參詣團體として部落には，永平寺講，遠州秋羽山への講中，名古屋津島神社への參詣團體等があり，永平寺講を例にとるとその費用は1回の旅行1人當り30圓乃至50圓を要する。(註1) 又漁業者は年々鹿兒島方面へ出漁して歸途，金比羅樣や伊勢神宮に參拜する。

第 50 表　宗　教　費（多小別戸數）

金額	円 0.50以下	0.51-1.00	1.01-1.50	1.51-2.00	2.01-2.50	2.51-3.00	3.01-3.50	3.51-4.00	4.01-4.50	4.51-5.00	5.01-6.00	6.01-7.00	7.01-8.00	8.01-9.00	9.01-10.00	10.01-15.00	15.01-20.00	20.01-30.00	30.01-40.00	40.01-50.00	50.01-100.00	円 100.01以上	計
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
漁家	6	5	10	16	11	3	4	4	4	3	1	1	2	1	2	2	–	1	1	1	1	–	79
農家	1	–	1	2	1	1	1	1	1	1	–	2	–	–	–	3	–	–	–	–	3	–	18
其ノ他	2	1	2	1	–	2	1	1	–	–	–	1	1	–	1	–	–	1	–	–	–	1	15
計	9	6	13	19	12	6	6	6	5	4	1	4	3	1	3	5	–	2	1	1	4	1	112

第 51 表　宗教費の總所得額に對する割合多小別戸數

割合	0.5%以下	0.6-1.0	1.1-1.5	1.6-2.0	2.1-2.5	2.6-3.0	3.1-3.5	3.6-4.0	4.1-4.5	4.6-5.0	5.1-6.0	6.1-7.0	7.1-8.0	8.1-9.0	9.1-10.0	10.1-15.0	15.1%以上	計
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
漁家	46	14	9	6	1	–	–	–	–	–	1	–	1	1	–	–	–	79
農家	3	5	2	1	2	1	–	–	1	1	–	–	–	–	–	2	–	18
其ノ他	7	4	2	–	–	–	–	–	–	–	1	1	–	–	–	–	–	15
計	56	23	13	7	3	1	–	–	1	1	2	1	1	1	–	2	–	112

各船には必ず船玉（船魂）さんを祀る。宗教費に關する戸別調査の結果に就いては上掲の第50表及第51表を參照せられたい。(註2)

註 1. 永平寺講は世話人が亡くなつたゝめ現在では行はれて居らぬ。尙之等の參詣團體の組合員が何年に1回の割當で參詣旅行をなすかは調査せられて居らぬ。

註 2. 宗教費の戸別調査に就いては，現物による捧げ物にして金額に評價し得ぬものあり之等は集計に當つて除外した。又漁家に於て金比羅樣の參拜や伊勢神宮の參拜の費用不明のもの多く，之等も集計に當つて除外してあるから實際の宗教費は第50表及第51表の示すよりも多額に上るものである。唯この表は一應の參考に供するために掲げて置く。尙第50表乃至第58表は1年間(昭和2年)の費用を示したものである。

（ロ）慣習を重んずること——漁民の生活に於て特に著しいのは各種の慣習が何時迄も變らずに殘つて居る點である。之は前項に述べた漁民の信仰の心理と關係がある樣に思はれるが各種の慣行は仲々改められずに居る。例へば近海漁業の網數を變更せぬこと，網主は代々變らず9軒に限られて居ること，船元と船子との關係等の如きは其の最なるものである。又漁獲物の分配制度が永年持續せられて來つた如きもこの慣習を重んずることゝ次項に述べる相互扶助精神との兩者に依るものであらう。

（ハ）漁民の相互扶助——漁民に於て特に相互扶助の精神が目立つてゐる。吉凶

禍福を共にするの誠意は實に涙ぐましきものがあるといふ。既に前にも述べた如く毎年1月船魂祭の時，船元船子一同が當該年度の役割を定めて後，首縊り日待の祝宴を擧げるのであるが，蓋し當年1年間乘組員一同運不運を共にするとの意である云ふ。又漁益分配方法も，乘組員のみならず，陸役にも働らき得る間は1人前の配當を與へ，又本人の病氣又は家族の病氣の爲に缺勤する者に對しても1人前を分配する慣習があり，又最近支那への出征中と雖も半人分宛を給することゝしてゐる。之等も亦漁撈に伴ひて起り得る危險或は困難を相互に扶け合ふ意義に出でたるものであらう。

（II）住民の生活概要——ここでは主として部落住民の消費に關する事情を中心として述べる。主に一般聽取調査報告に基くものであるが，而もその事情の總てを述べることは多大の紙數を割かねばならぬので，こゝではその中で特に漁村的色彩を帶びたりと見做さるゝ點のみに就いて述べよう。尙生計費に關する戸別調査は僅かの項目に就いての調査があるのみで，從つて衣食住其他に關しての詳細なる生活費は不明の個處が多い。

（イ）衣　服——木綿物，絹物共に隣接の燒津町の呉服店より購入してゐる。衣服を自給するものは殆んど無いが唯，漁業勞働用の厚しの着物は特に自家で入念に

さしたものを用ひる。又青年漁夫は近年セイラース，トラウザースをはく様になりそれが農家の青年の間にも流行する傾向があるのは注意に價する。

田畑に出る時は大抵ゴム足袋をはく。昔は自家で草鞋を作つてはいたが今は少くなつた。漁夫は漁船に乗組中は裸足である。

（ロ） 飲 食 物

(1) 農家では夏の農繁期には1日4回の食事をなし，冬は3回を普通とする。漁撈中は普通食事は2回であるが，鰹つりが始まると食事なぞ半日も一日も攝らずに仕事をする。地引網を曳くので農家漁家共に一般に副食物には魚が多いことは言ふ迄もない。其他若干の自給野菜類が用ひられる。飯米は自給購入混淆である。即ち次表の如し。

第52表 飯米自給購入狀況

	全自給	自給及購入	全購入	計
	戸	戸	戸	戸
漁家	21	36	22	79
農家	14	4	−	18
其ノ他	6	7	2	15
計	41	47	24	112

(2) 漁船中の食事——船出する時は，4,50人乗の漁船ならば，野菜，豆類，薯などを約10圓位，酒は1斗位，積み込み，其他米，味噌，醤油を積み込んで出かける。陸では麥を多量に混じて米麥を主食物とするが航海中は白米を食する。一般に漁師には脚氣病が多いと言はれるが，出漁中は新鮮なる野菜に缺乏することゝ，白い米の飯を食べるからではないかと言はれる。今時は注意して野菜を成るべく多く積み込み，且脚氣を患ふ者は特に麥飯を食べる。

(3) 日常食物の變遷——茶及柑橘の販賣數量が近年著しく增加したのと，最近遠洋漁業の發展とに伴つて，住民の所得が豐かになり，衣食の質，量も向上して來たので主食物中の麥に代つて米の量が增加したことは注目に價する。この他，購入副食物の種類も幾分は增加したる模様であるが之は取り立てて云ふ程のものはない。既に前にも述べた如く元來海邊で耕地は狹少であるから農作物の變遷が日常食物の變化を齎したといふ事實は見られぬやうである。

(4) 漁村と酒とはつきものゝ如くで，古來飲酒は盛んであつて，一時に1升位飲む人は珍しくないと云ふ。1週間乃至10日間の鰹漁の出漁にも1船（4,50人の船）

に1斗の酒を積むことは前述した通りである。陸へ上つては屢々お日待ちで船元の家で酒を飲む。濱當目部落には酒造家が1軒あつて，漁業組合で之を組合員に販賣して居るが，同酒造家の年收益が3,000圓を下らぬと云ふから，漁村住民の飲酒額を推察し得るであらう。蓋しかゝる飲酒の習慣は前節に述べたる，漁民の信仰心及相互扶助的精神の反映としての社交（お日待等）の機會が多きためによるのではあるまいか。

（ハ） 住 居——住家は一般農村の場合と稍異り町家の如く密集して居る。且海岸で絶えず風が相當强いので，家毎に必ず槇の生籬を廻して防火の用意としてゐる。母屋と倉庫，納屋，肥料小屋，下男部屋或は流し，便所等を離して建てゝ居るのも或は防火の災害を輕減せんとする意圖に出づるものであらうか。尙屋根は住家の略9分通り(90%)まで瓦葺きである。

屋內は概して清潔であり，殊に臺所，流し下は非常に清潔にしてある。これは漁村なるが故に婦人の勞力が餘つて居て手入れが行屆くといふ點もあらうが，漁師が海上生活にて不淨をいみ，清潔の習慣を有して居る反映かとも思はれる。因に濱當目は明治43年頃から電燈を用ひて居る。

（ニ） 慣習上の社交及祝ひ事（特に出費を伴ふものに就いて）

(1) 盆暮の贈答は大體親戚關係に限られて居ると云つてよい。暮には其の時期にとれた魚を贈答するものが多い。盆，殊に新盆には砂糖，うどん等を持參する。之は金額にして一戸當30錢位が普通であり，もらつた方では別にお返しはしない。

(2) 新しい親戚の出來た時，特に新しい嫁の實家をお日待に招待する。

(3) 正月2日に船子は全部船元に集り，其の年の出納係，船頭，賄方等を選擧し終つて宴會を催す。之を首縊り日待と云ふ。(前述)

(4) 伊勢びまち——年に1度及新造船の出來た時は船元船子は伊勢神宮へ船で參詣し歸つた時に祝宴を催す。この時も船子全部船元の家に集り，老若共歌舞痛飲して屢々曙に到る。新造船は沖で滿船飾を施し，陸では景氣のよい酒宴が開かれ，各地の俚謠が次々と歌はれる。婦人達は御馳走を作るに忙しく臺所で働き，子供達は嬉々として家の周圍に集つて居る。非常に賑かな光景である。前述せる如く漁師は緣起をかつぎ氣持ちのよいことを喜ぶので，一層晴々しい景況を呈するのである。

(5) 冠——男子は3歳，15歳の誕生日にお祝ひをする。女子は9歳の時に祝ふ。特に男子の15歳の誕生祝ひは盛大である。漁業が男子の腕で行はれそれだけ男子が

重んぜられるからであらう。

(6) 婚　儀——婚儀についての特別なる慣行はないがその費用の大略を述べると嫁入に於いては下流では400圓乃至500圓，中流で1,000圓內外，上流で2,000圓以上であつて，略々その家の1箇年の總所得に相當する費用を要するといふことである。婿入の場合には嫁入の場合よりも費用稍々少くてすむ。

(7) 葬　儀——別に香典の定りはないが，遠緣の者は10錢位，近親者は2, 30錢から1圓位を出す。別に香典返しはせぬ。葬儀は葬式組合によつて營まれその際の手傳ひ人は組合員中の男子を本體とするが遠洋漁業に出漁するやうになつてからは女子の手傳人が多い。之は附たりであるが，葬式の行列に天蓋を持つことを漁業者は嫌ふ。龍神が怒るからであると云ふ。幸に葬列中に農業をなす老人でもあればよいがなければ柩の上にそのまゝのせるのみである。葬式でも墓場まで見送りに行く人はない。香典も受付に置いて來るだけである。如何に漁業者が海神を恐れて居るかが判る。

(8) 正月には漁業者達が那閇神社へ參詣し酒を飲み新年を祝ふ。此の場合會費として2, 30錢持參することゝして居る。新年に自宅へ客を招くことはない。お盆にもお寺へ參詣して佛を迎へ祀るが，客を招待することはない。

(9) 神社の祭禮の前日には親戚，(殊に新しく嫁にやつた先の親類や，嫁に來た實家等) を招き御馳走する。近年遠洋漁業に青壯年者が出て居るので祭例の行事も簡單に營まれるやうになつた。

第53表　小學校教育費

金額	0円	0.50以下	0.51-1.00	1.01-1.50	1.51-2.00	2.01-2.50	2.51-3.00	3.01-3.50
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
漁家	24	1	7	1	2	2	1	2
農家	3	1	–	1	–	–	–	–
其ノ他	5	–	4	–	–	–	1	–
計	32	2	11	2	2	2	2	2

(註) 漁家17戸，農家 7戸，其他 2戸は不明なれば之を除く。

(ホ) 教　育——部落に於ける子弟の義務教育より上の教育に就いては，漁家と農家とでは異つた傾向を持つて居る。農家では，勿論家庭によつて例外もあるが，概して長男は自家の家業を嗣がしめる爲に家業に關係ある方面の教育を授けんとするに反し，次男以下に對しては中等程度以上の教育を受けしむる。將來離村するに至ることを豫め覺悟し他の職業への準備として教育を授けんとする方針をとるのである。(この傾向は東益津村內の濱當目以外の農村部に於ては殊に甚しいと思はれる)。蓋し既に第二章でも述べた如く農業者に於ては分家して農業を營むことは土地による制約上殆んど不可能の狀態で，事實又稀である。從つて前記の如く次三男をして他職業へ向はせる準備として教育を受けしめ離村せしめる餘儀なきに至つてゐるのである。以上に反して部落の漁家では生產の自然的要素は無限とも云ふべき海であつて遠洋漁業の勞働は部落住民のみではむしろ不足の狀態であるからその子弟は長男或は次三男たるを問はず，多くは高等小學校にて學業を卒り直ちに出漁するので，中等以上の教育を受けるものは稀である。唯比較的所得の豐かなる漁家では長男，次三男に水產學校の教育若しくは長期の講習を受けしめ，船長，機關士等の職を得せしめようとする (第三章參照)。即ち漁家に於ける中等以上の教育は農家に於ける多くの場合と異り，次三男に對しても部落內に留つて自家の家業と同一の家業を營ましめるのを目的としてゐるのである。

尙ほ小學校教育費に就いては次の第53表及第54表を參照せられたい。

多小別戸數

3.51-4.00	4.01-4.50	4.51-5.00	5.01-6.00	6.01-7.00	7.01-8.00	8.01-9.00	9.01-10.00	10.01-15.00	15.01以上	計
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
2	–	1	3	1	2	3	1	6	3	62
–	–	2	1	1	1	–	–	1	–	11
–	–	–	1	–	–	–	–	1	1	13
2	–	3	5	2	3	3	1	8	4	86

第 54 表　小學校教育費の總所得額に對する割合多小別戸數

割合	0 %	0.1-0.5	0.6-1.0	1.1-1.5	1.6-2.0	2.1-2.5	2.6-3.0	3.1-3.5	3.6-4.0	4.1-4.5	4.6-5.0	5.1-6.0	6.1-7.0	7.1-8.0	8.1-9.0	9.1-10.0	10.1-15.0	15.1%以上	計
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
漁家	24	15	4	8	3	2	2	3	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	62
農家	3	4	1	1	–	1	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	11
其ノ他	5	3	3	–	1	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	13
計	32	22	8	9	4	4	2	4	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	86

（註）漁家17戸，農家 7戸，其ノ他 2戸は不明に付之を除く。

（へ）衛　生――部落の漁業者は遠洋漁業に出漁して伊豆，房州其他各地に寄港して其處から花柳病を持ち歸る者が多いことは注意すべき點である。壯丁檢査の例年の結果に徴すると壯丁5,60名中普通5,6名の同病患者を見た。最近1,2年は稍減じて1,2名となつた。

尙漁業者は特に病人の手當にかける金額は多額である。之は漁益分配方法が前にも旣に述べた樣に，獨特の相互扶助的性質を持つて居るので一家の柱石が疾病に罹つても直ちに收入の源がなくなるといふことがないと云ふ事實に起因して居るかも知れぬ。（第55表乃至第58表參照）尙漁家,農家共に重病人ある時は醫者にかゝる外，中流以下の家でも看護婦を傭ふ。又入院することも屢々ある。看護料は一日當り80錢乃至1圓20錢で傳染病の場合は3圓位である。

第 55 表　醫　療　費　多小別戸數

金額	0 円	1.00以下	1.01-2.00	2.01-3.00	3.01-4.00	4.01-5.00	5.01-6.00	6.01-7.00	7.01-8.00	8.01-9.00	9.01-10.00	10.01-15.00	15.01-20.00	20.01-30.00	30.01-50.00	50.01-100.00	100.00-500.00	500.01以上	計
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
漁家	11	3	7	4	2	7	4	–	–	–	6	8	3	7	8	4	2	2	78
農家	4	–	–	–	–	–	–	–	–	–	6	2	2	1	1	–	1	1	18
其ノ他	3	–	–	–	–	2	–	–	–	–	2	–	–	1	5	–	1	1	15
計	18	3	7	4	2	9	4	–	–	–	14	10	5	9	14	4	4	4	111

（註）漁家に於ては不明戸數 1戸之を除く

第 56 表　醫療費の總所得額に對する割合多小別戸數

割合	0 %	0.1-1.0	1.1-2.0	2.1-3.0	3.1-4.0	4.1-5.0	5.1-6.0	6.1-7.0	7.1-8.0	8.1-9.0	9.1-10.0	10.1-15.0	15.1-20.0	20.1-50.0	50.1-100.0	100.1%以上	計
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
漁家	11	17	7	8	8	2	6	2	1	3	2	4	–	4	1	2	78
農家	4	1	1	5	1	–	–	2	–	–	–	–	1	1	–	2	18
其ノ他	3	1	1	1	2	1	1	1	1	–	–	1	1	1	–	–	15
計	18	19	9	14	11	3	7	5	2	3	2	5	2	6	1	4	111

（註）漁家に於ては不明戸數一戸之を除く。

第57表 賣藥費多

金額	0円	1.00以下	1.01-2.00	2.01-3.00	3.01-4.00	4.01-5.00	5.01-6.00	6.01-7.00
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
漁家	13	7	17	6	3	13	2	3
農家	2	4	3	1	–	2	1	–
其ノ他	4	1	1	2	1	3	–	–
計	19	12	21	9	4	18	3	3

第58表 賣藥費の總所得額に

割合	0 %	0.1-0.5	0.6-1.0	1.1-1.5	1.6-2.0	2.1-2.5	2.6-3.0	3.1-3.5
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
漁家	13	23	19	8	4	3	2	1
農家	2	7	2	3	1	–	–	–
其ノ他	4	4	1	–	1	3	1	–
計	19	34	22	11	6	6	3	1

尙因みに出產の時は殆んど何處の家でも產婆にかゝる。產婆の謝禮は次の如くである。

上流	長男又は長女	10圓	次三男又は次三女以下	5圓
中流	同	5圓—6圓	同	3圓
下流	同	3圓—4圓	同	2圓

(III) 住民の政治生活——東益津村としては爾來政爭の激しい村である。特に普選後は村としては全般的に政治的關心大であり，有權者の棄權率も極めて尠いのであるが投票は概して情實に支配せられることが多い。こゝに特に注意すべきは，住民

小別戸數

7.01-8.00	8.01-9.00	9.01-10.00	10.01-15.00	15.01-20.00	20.01-30.00	30.01-50.00	50.01-100.00	100.01円以上	計
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
3	–	4	4	2	–	–	1	1	79
2	–	1	1	–	1	–	–	–	18
–	–	–	1	1	1	–	–	–	15
5	–	5	6	3	2	–	1	1	112

對する割合多小別戸數

3.6-4.0	4.1-4.5	4.6-5.0	5.1-6.0	6.1-7.0	7.1-8.0	8.1-9.0	9.1-10.0	10.1-15.0	15.1%以上	計
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
–	1	–	–	1	–	1	1	–	2	79
–	–	1	–	–	–	–	–	1	1	18
–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	15
–	1	1	–	1	–	2	1	1	3	112

中漁業者は一般に政治的關心に乏しいことである。蓋し土地を離れて出漁する期間が長く世間との接觸の時間が短いために所謂世事に關心を持たぬに到つたものであらうか。最近行はれた國會議員の選擧の際の不在投票の如きも村當局其他より非常に勸められた結果漸く行つたものが多い。又漁民の中投票に來ても字が書けぬ爲に棄權した者も有つた。併し近時青年の間には新聞をもよく讀み，一般社會の進展に遲れざらむと努むる氣風强まり選擧其他の政治的問題に對する關心も深くなつて來た。尙國會議員の選擧に不在投票が許され，村會議員の選擧に不在投票が許されぬのは不都合であると云意見を有するものがある。

第二編

沿岸漁業の村

（山形縣西田川郡豊浦村字堅苔澤（かたのりざわ））

第一章　村の概況

山形縣西田川郡豐浦村字堅苔澤に關する農村調査は昭和5年7月になされた。

當村は前記堅苔澤の他に三瀬，小波渡，由良の三字を含み，字三瀬を以て村役場の所在地となす。

(1) 村の自然的狀況——豐浦村は山形縣の西海岸（即ち日本海に面す）にある西田川郡の中央部を占むる海岸地帶の一村である。村の形はほぼ直角三角形（底1里30町，高さ2里）にして底邊を海岸線とす。海岸に於ける部落附近に多少の平地を有する外，海岸より直に山地へ連續し，村の大半は山地に依つて占めらる。次の村の土地利用狀況はこれをよく示してゐる。

第1表　村の土地面積

總面積	官有	公有	民有						
			總計	田	畑	山林	宅地	原野	其他
町 2,697.32	町 77.60	町 528.67	町 2,091.05	町 194.71	町 73.53	町 1,119.97	町 26.43	町 674.11	町 2.30
% 100	% 3	% 19	% 78	–	–	–	–	–	–

（村役場）

河らしきものは三瀬川を除きてなく，その他の水源なき事は當村をして旱害の苦惱を味はしむ。

地勢上の上述の特徴は村の生產業に多大の制約を與ふると共に，他方諸多の損害を蒙らしむる事が多い。すなはち(イ)大河，湖沼なき爲旱害あり。(ロ)霜害輕微なれどあり。(ハ)多濕の害は殆んどなし(傾斜地なる爲)。却つて前記旱害をすら誘致す。

氣象狀態に關しては日本海東北西海岸地方にて一般にみらるるものと大差なく，只かかる地方なるが爲に受くる被害としては

1. 冬期日本海より吹きつける西風の烈しき吹雪のため往來交通の全く杜絶することあるのみならず，雪は時として山林に大害を與ふることあり。

2. 風害の冬期に多き事。されば農作物に對するよりも住家に對するものが甚だ重大である。海岸部落の家屋に二階建が殆んど見られぬのもこの爲である。

(2) 産業の現勢——産業は當該村の生きたる狀態を示すもので，その生産物は人口，土地，その他諸多の自然的，經濟的條件が複雜に結合された結果である。

（イ） 農　業　本村に於ける農家總數は476戸にて村總戸數865戸に對して55%に當る。今農家戸數を專兼業別，自小作別，經營地廣狹別に分てば次表（昭和2年度）の如くである。

第2表　專兼業別農家戸數　（昭和2年度）

農家總戸數	經營總面積	專業農家 戸數	專業農家 家族員	專業農家 面積	專業農家 一戸當面積	兼業農家 戸數	兼業農家 家族員	兼業農家 面積	兼業農家 一戸當面積
戸 476	町 267.60	戸 156	人 936	町 99.60	町 0.64	戸 320	人 1,920	町 168.00	町 0.53
% 100	–	% 33	–	–	–	% 67	–	–	–

第3表　自小作別農家戸數　（昭和2年度）

農家總戸數	自作 戸數	自作 經營地	自作 一戸當	自小作 戸數	自小作 經營地	自小作 一戸當	小作 戸數	小作 經營地	小作 一戸當
戸 476	戸 88	町 81.20	町 0.92	戸 330	町 168.00	町 0.51	戸 58	町 18.40	町 0.31
% 100	% 18	–	–	% 69	–	–	% 13	–	–

第4表　經營地廣狹別農家戸數　（昭和2年度）

	農家總數	5反未滿	5反以上10反未滿	10反以上15反未滿	15反以上20反未滿	20反以上
戸數	戸 476	戸 265	戸 128	戸 80	戸 3	戸 –
%	% 100	% 55	% 27	% 17	% 1	% –
經營地	反 2,676.0	反 689.0	反 896.0	反 1,040.0	反 51.0	反 –

即ち之れに若干の說明を附記すると，兼業農家戸數は320戸にて農家總數の67%を占むるが，之等は總て他職業を主とし農業を兼業とするものなることは職業別戸口表に於て農業戸數を158戸と計算せる所より明かである。而してかかる兼業農家の多きことは又5反歩以下の過小經營の多きことと必然的に關聯する。實に1戸平均2.6反の經營面積を有するに過ぎぬ。

自作農家に於ては1戸平均9.2反を耕作し，自作兼小作農家に於ては5.1反，小作農家に於ては3.1反を經營せることとなり，自作兼小作農家が其の數に於て斷然多きことも統計の示す所である。

次に耕地を自作地，小作地に分てば

	自作地	小作地	計
田	町 106.7	町 87.3	町 194.0
畑	55.1	18.4	73.5
計	161.8	105.7	267.5

即ち自作地は全耕地の6割を占め，小作地は4割に當る。

耕地所有者戸數は第5表の如く總數476戸にて5反未滿のもの58%，5反以上1町以下のもの24%，1町以上3町以下のもの14%である。而して土地所有者にして耕作に從事せざる戸數は45戸であるが，之等の大多數は親族關係或ひは知己關係により自己の所有せる僅少の土地は全部小作せしめつつあるものである。

第5表　耕地所有段階別戸數　（昭和2年度）

	5反未滿	5反以上1町未滿	1町以上3町未滿	3町以上5町未滿	5町以上10町未滿	10町以上	計
戸數	戸 275	戸 118	戸 66	戸 14	戸 3	戸 –	戸 476
%	% 58	% 24	% 14	% 3	% 1	% –	% 100

總戸數　865戸
耕地面積　268.24町
耕地所有一戸當面積　5反6畝（田畑合計）

耕地利用狀況は，田は一毛田のみにて二毛田なし。畑は普通畑及び桑園のみにて茶園や果樹園は存しない。

然らば本村に於ける主要農作物につき作付反別，收穫高，價額，反當收量等は如何であるか。

田に於ては年1回稻を栽培するのみにて他作物を裏作することなく，畑に於ては右の表にあるが如き作物を季節に應じて栽培せるものにて特に輪作關係の顯著なる實例なし。而して農產物は殆んど總て村內に於て消費せられ蔬菜類の如き自家用が主である。米に於ては年々約2,000石を村外より移入しつつあり。

第6表 主要農作物

		作付面積	總收穫	價額	反當收量
		町	石	円	石
田	水稻	193.0	3,627	107,147	1.879
	紫雲英	1.5	貫 300	5	–
普通畑	大麥	22.5	石 281	3,934	1.249
	小麥	0.4	4	60	–
	大豆	22.0	139	2,085	0.632
	小豆	4.0	17	408	0.420
	蕎麥	10.0	35	350	–
	甘藷	5.0	貫 750	188	–
	馬鈴薯	7.0	21,000	3,150	貫 300
	胡瓜	2.5	4,250	978	–
	南瓜	3.0	3,300	594	–
	甜瓜	0.2	200	80	–
	茄子	3.0	2,700	810	–
	生大根	11.0	22,000	2,200	200
	人參	0.7	385	193	–
	牛蒡	0.9	630	284	–
	里芋	1.2	1,320	396	–
	葱	0.7	350	455	–
	蕪青	6.0	6,300	1,260	105
	漬菜	3.3	貫 3,300	396	–
	胡麻	0.2	石 1	30	–
	大麻	0.2	貫 20	20	–
	其他	–	–	180	–

	總反別	本畑	其ノ他
	町	町	町
桑畑	23.3	14.5	8.8

家畜，家禽，養蠶等に於ては特に掲ぐべき事項はない。ただ極めて小規模に少數の農家に於て見らるるものである。特に養蠶に就て然るを覺える。

第7表 家畜

		戸數	總頭數	牝	牡	一頭價格
		戸	頭	頭	頭	円
牛	村全體	51	56	53	3	70
	部落	19	19	?	?	–
馬	村全體	74	74	24	50	90
	部落	–	–	–	–	–
豚	村全體	33	66	39	27	23
	部落	2	5	?	?	–

第8表 牛乳

戸數	頭數	搾乳高	同價額	一石價額
戸	頭	石	円	円
1	1	9	630	70

第9表 家禽

		戸數	成禽 數量	成禽 價額	雛 數量	雛 價額	産卵 數量	産卵 價額
		戸	羽	円	羽	円	個	円
鶏	村全體	126	702	878	581	145	47,690	2,385
	部落	9	36	–	8	–	–	–
鴨	村全體	4	11	14	13	4	700	28
	部落	1	2	–	–	–	–	–

第10表 養蠶

		戸數	掃立枚數	繭産額	價額	一貫目價格
		戸	枚	貫	円	円
村	春蠶	42	128	640	3,751	5.85
	夏秋蠶	26	84	462	1,751	3.80
	計	42	212	1,102	5,502	4.99
部落	春蠶	16	43	–	–	–
	夏秋蠶	3	5	–	–	–
	計	16	48	–	–	–

備考 繭は全部村外に販賣せられ生絲は産せず。

（ロ） 水産業 本村に於て漁業は村の産業として最重要なる地位を占め，大字由良，小波，堅苔澤の三部落は漁業を以つて立つと言ふも過言でない。

第11表 部落別、職業別戸口 （昭和3年）

	農業	林業	漁業	商業	工業	交通業	公務自由業	其他有業	計
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
三瀬	94	–	53	44	71	29	34	38	363
由良	29	–	152	19	11	–	3	16	230
小波渡	7	–	89	16	29	–	7	4	152
堅苔澤	28	–	63	7	13	–	5	4	120
計	158	–	357	86	124	29	49	62	865

漁業戸數は本業357戸にて村に於ける職業中最大數を占むる事前掲部落別，職業別戸口表に見るが如くである。以下主として數字に基きて本村水產業の概略を述べよう(昭和3年)。

漁業從業者は次表の示す如く總數に於て業主295人，被用者661人，計956人であり，內本業者850人，副業者106人である。漁業從業者は主として漁撈に從事せるものにて製造に從ふものは極く少數に過ぎず養殖は全然行はれぬ。

第12表　漁業從業者數

總數		本業								副業							
		總數		漁撈		養殖		製造		總數		漁撈		養殖		製造	
業主	被用者	主	被	主	被	主	被	主	被	主	被	主	被	主	被	主	被
295人	661人	285人	565人	277人	557人	–人	–人	8人	8人	10人	96人	10人	40人	–人	–人	–人	56人

沿岸漁獲物の主たる物を擧ぐれば，鮭，鱒，烏賊，貝類(鮑，螺螺等)，藻類，鰯(いわし)，鰹，鯖，鱈，鰺，鯛，黑鯛，鰈(かれい)，鮃(ひらめ)，鯵(あじ)，トビ魚等である。

第13表　漁獲物

	魚類	貝類	海藻類	其他	計
沿岸漁業	56,645円	2,152円	699円	11,167円	70,663円
遠洋漁業	757	–	–	–	757
計	57,402	2,152	699	11,167	71,420

また水產製造物の主たるものは鰮粕(肥料)，鰮油，乾海苔，和布，イワシ節等である。

第14表　水產製造物

食料	肥料	魚油	計
493円	4,666円	880円	6,039円

漁船は如何と云ふに次の如くである。これによつて漁業が極めて小規模のものたるを伺ひ得られる。

動力を有せざるもの	動力を有するもの	計
314	8	322

(ハ) 林業　林業に關しては何等顯著なるものはないが，植林事業は古來比較的盛んにして建築用の良材を產出し(杉材)地方建築界に名聲を博しつつあり。之は藩政時代に於ては徵稅が苛斂誅求を極めたる結果其の補充として杉の植林が盛んに行はれたる爲なりと云ふ。

林業竝に林產物に關する數字を示せば次の如し(昭和3年度)。無立木地の多きは注意すべきである。

第15表　公有私有林野面積

總面積	無立木地	立木地				
		總面積	針葉樹林	濶葉樹林	針濶混淆	竹林
1795.4町	866.4町	929.0町	420.4町	382.1町	123.5町	3.0町

第16表　所有地別林野面積

	村有地	社寺有地	私有地
立木地	218.1町	5.7町	705.2町
無立木地	370.7	–	495.7
計	588.8	5.7	1,200.9

第17表　林野產高

用材		薪炭材	竹材	樹實	樹皮	木炭	其ノ他	計
杉	其ノ他							
32,780円	1,438円	5,740円	130円	578円	750円	504円	117円	42,037円

(2) 其の他

(イ) 鑛業　鑛物，石材，土石，鑛水等全然產出せず。

(ロ) 工業　見るべきものなし。只第18表に掲ぐる程度に過ぎず。

第18表　工　　業

	瓦	肥料（漁肥）	木製品 履物	木製品 指物	木製品 木箸	木製品 桶樽	藁製品	計
製造場	戸 1	戸 —	戸 —	戸 —	戸 —	戸 —	戸 32	戸 33
職工	人 4	人 營業者 10	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —
價額	円 3,188	円 4,060	円 2,800	円 1,500	円 1,200	円 900	円 492	円 14,140

（ハ）商　業　村内に於ける小賣商のみ。

以上に其の概要を述べたる如く，本村は農業及び水産業を二大産業とし，村全體としても漁村としての色彩濃厚にて漁業の振，不振は著しく村民全體の生活に影響を及すのである。農産物は繭を除く外全部村内にて消費せられ尙幾分移入せらるるのであるが，水産物及び林産物の9割は村外に販賣せらる。

鑛業は存在せず，工業及び商業は戸數に於いて相當數に達するも大部分村内に於ける需要に應ずるものに過ぎぬ。林業に於いては杉材を主たる產物とし，其他の用材，薪炭材等之につぐのであるが，木炭產出は極く少量に過ぎず，農業者及び漁業者にて林業を兼ねる家はあるが林業を生業とする家は皆無である。

第二章　人口の調査

第一節　村の概況

豐浦村は前章村の概觀に於て示す如く，漁業を主として生計を立ててゐる村である。其の各部落内に於て漁業對農業の關係が夫々幾分異つてゐるとしても，本村が漁獲物を以て生計の基礎とせる點は間違ひのない事實である。

村の地理的，自然的狀況は產業と結びつき又產業は人口•年齡の構成と結びつく。この考へのもとに互の聯關を失はずして以下人口について調査結果竝にこれに附隨する若干の事象について觀察する。

次表の示す樣に本村の人口は（昭和5年現在）次表に示す如く，男 2,006人に對し女 2,446人である。即ち男 100 人に對して女 121 人を示して居る。

第19表　年齡別現在人口

	總數	14歳以下	15歳 59歳	60歳以上	0歳	1歳 5歳	6歳 13歳	14歳	15歳 16歳	17歳 19歳	20歳	21歳 24歳	25歳 39歳	40歳 59歳	60歳以上
男	人 2,006	人 1,010	人 874	人 122	人 83	人 362	人 520	人 45	人 65	人 70	人 21	人 98	人 279	人 341	人 122
女	2,446	899	1,335	212	72	362	415	50	87	110	42	133	461	502	212
計	4,452	1,909	2,209	334	155	724	935	95	152	180	63	231	740	843	334

第20表　本籍、寄留別現在人口

	本籍	出寄留	入寄留	差引 現在人口	現在戸數	一戸平均
男	人 3,063	人 897	人 242	人 2,408	戸 —	人 —
女	3,122	529	130	2,723	—	—
計	6,185	1,426	372	5,131	865	5.81

然るにこれを調査部落堅苔澤についてみるに男子 407 人に對して女子 360 人にして村全體に對して全く逆の現象を呈してゐる。

村の出寄留人口數が現住人口の 30% にも及べることは注意すべき事柄である。

第21表　部落別、職業別戸數（前掲）

	農業	林業	漁業	商業	工業	交通業	公務自由業	其ノ他有業者	計
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
三瀬	94	–	53	44	71	29	34	38	363
由良	29	–	152	19	11	–	3	16	230
小波渡	7	–	89	16	29	–	7	4	152
堅苔澤	28	–	63	7	13	–	5	4	120
計	158	–	357	86	124	29	49	62	865

第22表　人　　口

	總數				普通世帶				準世帶			
	世帶	人口			世帶	人口			世帶	人口		
		總計	男	女		總計	男	女		總計	男	女
	戸	人	人	人	戸	人	人	人	戸	人	人	人
大正9年	822	5,868	3,140	2,728	822	5,868	3,140	2,728	–	–	–	–
〃 14年	871	4,452	2,006	2,446	863	4,430	1,986	2,444	8	22	20	2

（附）人口密度を見るに次の如し。

山形縣	1方里に付	1,703人
西田川郡	〃	1,863人
豐浦村	〃	2,367人

第二節　堅苔澤部落

堅苔澤に於ける人口調査の結果次の如し。

(1) 世帶人員と人員——世帶人員をみるに7人世帶最も多く，6人世帶これにつぐ。これを男女別にみるに男子については3人世帶最も多く亦女子につきても亦同じ。

第23表　世　帶　人　員

世帶人員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
世帶	戸 –	戸 1	戸 9	戸 10	戸 12	戸 18	戸 24	戸 16	戸 9	戸 6	戸 5	戸 1	戸 2	戸 113
人員	人 –	人 2	人 27	人 40	人 60	人 108	人 168	人 128	人 81	人 60	人 55	人 12	人 26	人 767

世帶内男子數	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
世帶	戸 1	戸 9	戸 17	戸 29	戸 27	戸 15	戸 12	戸 2	戸 1	戸 –	戸 –	戸 –	戸 –	戸 113
男子數	人 0	人 9	人 34	人 87	人 108	人 75	人 72	人 14	人 8	人 –	人 –	人 –	人 –	人 407

世帶内女子數	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
世帶	戸 –	戸 11	戸 28	戸 35	戸 17	戸 14	戸 6	戸 2	戸 –	戸 –	戸 –	戸 –	戸 –	戸 113
女子數	人 –	人 11	人 56	人 105	人 68	人 70	人 36	人 14	人 –	人 –	人 –	人 –	人 –	人 360

第24表　男女別世帶人員表（部落全體調査戸數）

〔男〕

世帶人員	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
戸數	1	9	17	29	27	15	12	2	1	–	113
%	0.9	8.0	15.0	25.6	24.0	13.3	10.6	1.7	0.9	–	100.0
人員	–	9	34	87	108	75	72	14	8	–	407
%	–	2.2	8.4	21.4	26.5	18.4	17.7	3.4	2.0	–	100.0

〔女〕

世帶人員	0	1	2	3	4	5	6	7	8	計
戸數	–	11	28	35	17	14	6	2	–	113
%	–	9.7	24.8	31.0	15.0	12.4	5.3	1.8	–	100.0
人員	–	11	56	105	68	70	36	14	–	360
%	–	3.0	15.6	29.2	18.9	19.4	10.0	3.9	–	100.0

〔男女計〕

世帶人員	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
戸數	–	–	1	9	10	12	18	24	16	9	6	5	1	2	113
%	–	–	0.9	8.0	8.8	10.6	15.9	21.2	14.2	8.0	5.3	4.4	0.9	1.8	100.0
人員	–	–	2	27	40	60	108	168	128	81	60	55	12	26	767
%	–	–	0.3	3.5	5.2	7.8	14.1	21.9	16.7	10.5	7.8	7.2	1.6	3.4	100.0

(2) 職業別世帶と人員——われわれの調査では次の如し。

第25表　職業別世帶及人員

	農業			商業	工業	林業	漁業	公務	其ノ他	合計
	自作	自小作	小作					自由		
世帶	戸 21	戸 2	戸 –	戸 5	戸 12	戸 1	戸 70	戸 1	戸 1	戸 113
人員	人 179	人 15	人 –	人 23	人 87	人 4	人 451	人 3	人 5	人 767

即ち	農家	23世帶	194人
	漁家	70	451
	其他職業家	20	122

ここに注意すべきは前記の村當局の部落別職業戸數調査とわれわれの調査との相違である。前者の分類の根據は不明なるも吾人の調査にてはその所得——家の一關係と業態の持續性竝に世帶主の職業の三者を考慮に入れて分類したるが故に此の相違が生じた。

以上の標準にて分類したる三形態についてその世帶人員數を檢したるに（第26表）

（イ） 農家に於ては男子は2人，3人，5人世帶最も多く，女子は4人世帶最も多く，その計に就ては10人世帶最も多し。

（ロ） 漁家に於ては男子，女子共に4人世帶最も多く計にて7人最も多し。

（ハ） 其他の職業家には男子3人世帶，女子同樣最も多く計に於て6人世帶最も多し。

（ニ） 一方男女別にみるときは男にては漁家4人，農家5人，其他の場合の3人世帶を最大とするに反し，女に就いては漁家2人，農家4人，其他3人を最大とする。

（ホ） 男女子に就いてみれば漁家の7人,農家の10人,其他の6人,世帶を最大とす。

以上を通じて考へらるることは業態の種別と世帶人員の最大數の相違あることこれなり。即ち農家を除いて其他の職業家は漁業の如く生產用具に制約され乍らも尙幾分の人口收容力に富むものに比して，其の所得の源泉が束縛さるること多くしてその世帶人員最大は漁家の場合に比して尠し。又農家は漁家に比して生產用具の制約をうけつつも尙ほ土地に對する投下勞働力の集約化，或は被傭勞働（漁業者につ

第26表　世帶人員の男女の職業別實數竝に百分比

世帶人員數		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
漁家	男	–	8	7	17	21	8	7	1	1	–	–	–	–	–	70
		–	11.4	10.0	24.3	30.0	11.4	10.0	1.4	1.4	–	–	–	–	–	100.0
	女	–	8	24	21	8	8	1	–	–	–	–	–	–	–	70
		–	11.4	34.3	30.0	11.4	11.4	1.4	–	–	–	–	–	–	–	100.0
	計	–	–	1	7	6	7	10	19	12	4	1	2	1	–	70
		–	–	1.4	10.0	8.6	10.0	14.3	27.1	17.1	5.7	1.4	2.9	1.4	–	100.0
農家	男	–	–	5	5	4	5	4	–	–	–	–	–	–	–	23
		–	–	21.7	21.7	17.4	21.7	17.4	–	–	–	–	–	–	–	100.0
	女	–	1	–	4	7	5	4	2	–	–	–	–	–	–	23
		–	4.3	–	17.4	30.4	21.7	17.4	8.8	–	–	–	–	–	–	100.0
	計	–	–	–	–	–	2	3	3	3	4	5	2	–	1	23
		–	–	–	–	–	8.8	13.0	13.0	13.0	17.4	21.7	8.8	–	4.3	100.0
其他	男	1	1	5	7	2	2	1	1	–	–	–	–	–	–	20
		5.0	5.0	25.0	35.0	10.0	10.0	5.0	5.0	–	–	–	–	–	–	100.0
	女	–	2	4	10	2	1	1	–	–	–	–	–	–	–	20
		–	10.0	20.0	50.0	10.0	5.0	5.0	–	–	–	–	–	–	–	100.0
	計	–	–	–	2	4	3	5	2	1	1	–	1	–	1	20
		–	–	–	10.0	20.0	15.0	25.0	10.0	5.0	5.0	–	5.0	–	5.0	100.0

備考　各欄の上の數字が實數，下の數字が%。

きても被傭勞働は云ひうるも出稼漁業者がその漁業從事者の大半を占むるを以て期間的，地域的の大なる束縛あり）の形式にて人口收容力に多分の彈力性を有する業態の世帶人員最大數が漁家の場合よりも多きは屢々推理し得る所である。尤もこれは當部落の土地の生產力竝に附近勞働市場の如何が充分に影響するを以て一概には云ひ得ないが，その勞働力の方面よりみて偶然的にもかかる結果を招來したる事は興味多き點と云へる。

今前記 26 表の數字をグラフにて表すことによつてその差異を見ることとしやう（第1—3圖）。

(3) 出生地別人口——年齡の增すにつれて部落外出生者の增加することは男子よりも女子に於て大であるのは當然である。而して一般に都市に於ける婚姻に因く女子の出生地と現住地とが雜然たるに反し，當部落に於て例外的なる86—90歲の女子を除き各年齡別現住者の約60%が部落內の出生である。これは婚姻による女子の移動が部落內に於てなされるのを物語ると同時に，女子移動による勞働力の大なる減殺は部落全體としては餘り考へられず，又部落內における親類，緣者の都市人の想

第 1 圖　職業別世帶人員の分布　(男)　〔第26表〕

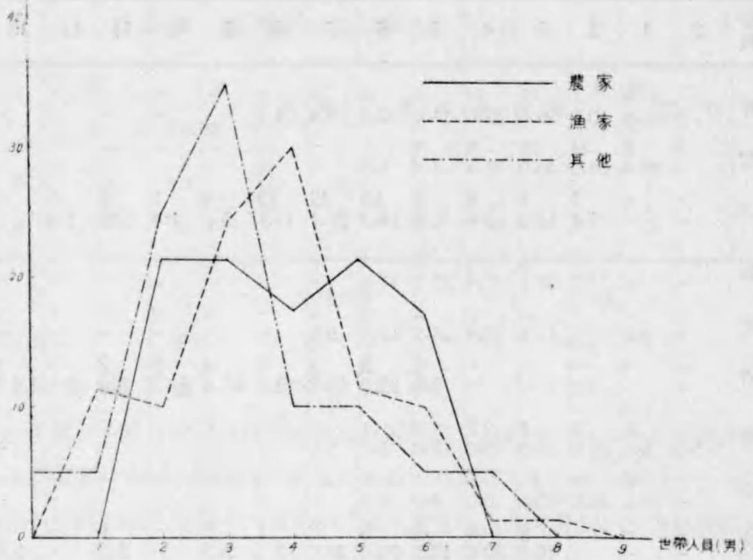

第 2 圖　職業別世帶人員の分布　(女)　〔第26表〕

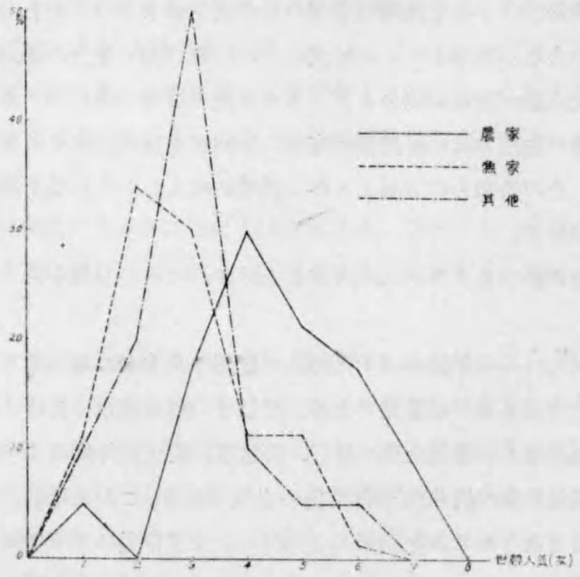

第 3 圖　職業別世帶人員の分布　(男女計)　〔第26表〕

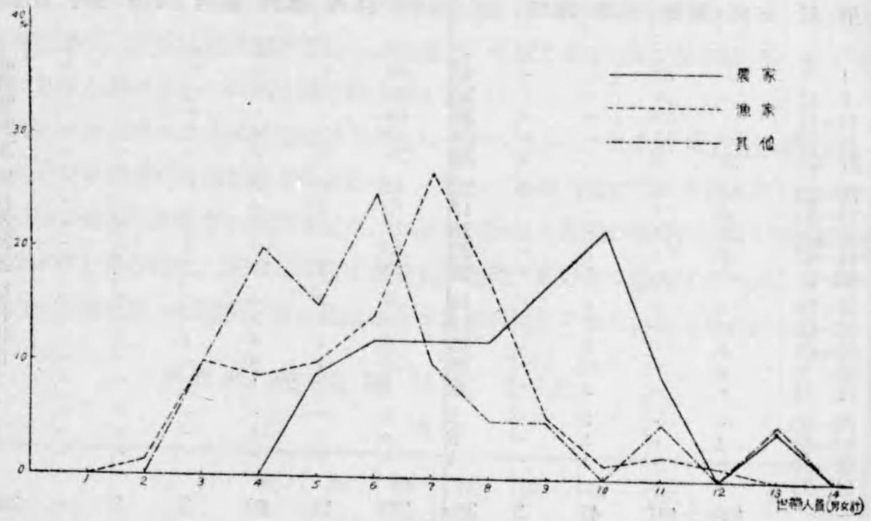

像以上に多きことや,「ユヒ」の慣習等の存續するのを知らしむる(第4圖參照)。

第 27 表　年齢、出生地、配偶別人口

〔男〕

年齢	有配	未配	死別	離別	計	部落内	村内	郡内	縣内	國内	海外	合計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1—5	–	47	–	–	47	47	–	–	–	–	–	47
6—10	–	62	–	–	62	51	1	5	3	2	–	62
11—15	–	52	–	–	52	42	–	9	1	–	–	52
16—20	–	42	–	–	42	29	–	8	5	–	–	42
21—25	12	25	–	–	37	25	–	8	4	–	–	37
26—30	29	7	–	–	36	32	1	3	–	–	–	36
31—35	13	–	–	1	14	12	1	–	1	–	–	14
36—40	23	–	–	–	23	16	–	5	2	–	–	23
41—45	18	–	–	–	18	11	1	6	–	–	–	18
46—50	15	–	–	–	15	9	–	6	–	–	–	15
51—55	14	–	–	–	14	8	1	3	2	–	–	14
56—60	21	–	1	–	22	12	1	7	2	–	–	22
61—65	12	–	1	–	13	10	–	3	–	–	–	13
66—70	7	–	–	–	7	6	–	1	–	–	–	7
71—75	1	–	1	–	2	1	–	1	–	–	–	2
76—80	1	–	2	–	3	3	–	–	–	–	–	3
81—85	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
86—90	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
91—95	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
計	166	235	5	1	407	314	6	65	20	2	–	407

〔女〕

年齢	有配	未配	死別	離別	計	部落内	村内	郡内	縣内	國内	海外	合計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1—5	–	47	–	–	47	45	–	2	–	–	–	47
6—10	–	37	–	–	37	37	–	–	–	–	–	37
11—15	–	38	–	–	38	38	–	–	–	–	–	38
16—20	9	15	–	–	24	19	1	4	–	–	–	24
21—25	28	8	–	2	38	29	2	7	–	–	–	38
26—30	19	–	–	1	20	13	–	6	–	1	–	20
31—35	16	1	–	–	17	10	3	4	–	–	–	17
36—40	25	1	–	–	26	19	–	7	–	–	–	26
41—45	17	–	3	–	20	10	–	9	1	–	–	20
46—50	25	–	1	–	26	13	1	11	1	–	–	26
51—55	8	–	6	–	14	9	2	3	–	–	–	14
56—60	10	–	1	–	11	6	–	5	–	–	–	11
61—65	6	–	9	–	15	9	1	4	1	–	–	15
66—70	4	–	11	–	15	10	1	4	–	–	–	15
71—75	–	–	2	–	2	1	–	1	–	–	–	2
76—80	–	–	3	–	3	3	–	–	–	–	–	3
81—85	1	–	5	–	6	4	1	1	–	–	–	6
86—90	–	–	1	–	1	–	1	–	–	–	–	1
91—95	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
計	168	147	42	3	360	275	13	68	3	1	–	360

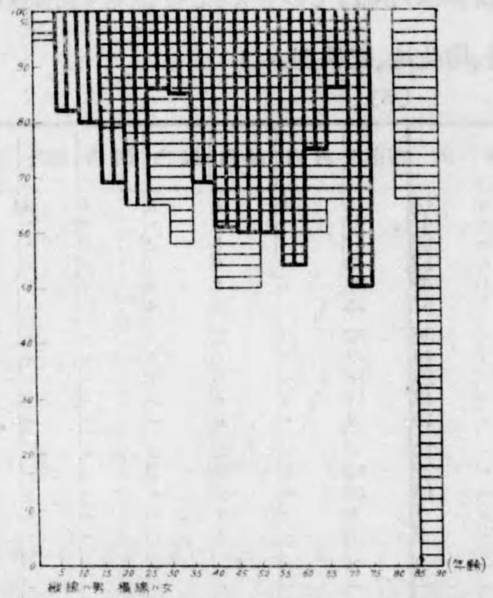

第 4 圖

現住男女別に於ける

出生地別，年齢別圖表

〔第27表〕

(圖說明) 縱線は男，橫線は女を示し，%は各年齢階級の現住者を 100 とし，その中部落内に於て出生したるものを下より上に向つてとる，故に縱線並に橫線に塗りたる部分は當該年齢該當男女の部落外出生者をあらはす。

(4) 配偶關係——配偶關係を職業別にみるに，男に於ては漁家につきては未婚最も多く，他の農業，其他の職業の有配偶對未婚の比にみる以上の差を有す。之はとりも直さず，漁業は其必要勞働力との關係上，未配の男子(殊に養子)を多く有する點にありと思はる。この點は後に詳述せん。

然るに女に於ては未婚は有配偶者に比して 10% も少く，これは男子未婚者に比して女子の未婚者が勞働を爲す機會が少く，從つて婚姻其他にて家を出る事を暗示する。一方農家の未婚者が有配者に比して多きに對して漁家の場合は其の正反對の現象を示すを見る時は，斯かる問題は生業上の慣習，風俗等に基因すると云ふより勞働力と勞働手段との關聯と云ふ見地よりみる方が妥當ではないかと思はれる。

第 28 表　配偶關係百分比

〔男〕

	有配	未婚	死別	離別	計
	%	%	%	%	%
漁家	39.7	59.1	1.2	–	100.0
農家	43.9	53.9	2.2	–	100.0
其他	41.3	57.1	1.6	–	100.0

〔女〕

	有配	未婚	死別	離別	計
	%	%	%	%	%
漁家	51.3	40.1	8.6	–	100.0
農家	38.8	44.7	14.6	1.9	100.0
其他	44.1	37.3	15.2	3.4	100.0

尙ほ女に就いて死別が漁家に於て最も少き點は，漁業形態が遠洋漁業の如き危險中の危險を伴ふもの少き爲か，漁家に於て特に再婚の風習が多き爲か，又死別者の內容，年齢の差違に基くものか詳らかでない。

(5) 職業別現住人口年齢構成——次に現住人口の年齢構成を見る。部落全體として見たる構成內容は多種職業者を混合せる故にその傾向は却つて相殺される結果を示すことがあるかも知れない。但し當部落の如く男・女の數の非常に相違せる所に於てはその相違自體が自然然らざる部落に就て考へらるる前述の相殺の傾向を變ぜ

しむる要素たり得ることは疑ひない。

（イ） 部落全體に就て見るに第29表の示す如く，男子に於ては 1歳—30歳迄のもの全體の7割を占むるに對し，女子に於ては同様7割を占む。而して男子に於て6歳—10歳が特に多く，女子に於て16歳—20歳特に少きは注目に値ひする。然も1歳—5歳に於ける移動人口なしとする時は男子のこの年齢における膨脹は何等か特殊の原因の存在を考へさせられざるを得ない。この年齢階級に續く次の二年齢階級への傾向がスムーズなる傾斜を辿るをみても勞力補充の爲の壯年者の移入を考へ得るであらう。又一方女子に於ける16歳—20歳の減少は21歳—25歳の膨脹をみても婚姻

第 29 表　現住人口年齢構成男女別

年齢	男		女		計	
	實數	%	實數	%	實數	%
1—5	47	11.6	47	13.1	94	12.3
6—10	62	15.2	37	10.3	99	12.9
11—15	52	12.8	38	10.5	90	11.7
16—20	42	10.3	24	6.7	66	8.6
21—25	37	9.1	38	10.5	75	9.8
26—30	36	8.9	20	5.5	56	7.3
31—35	14	3.4	17	4 7	31	4.0
36—40	23	5.7	26	7.2	49	6.4
41—45	18	4.4	20	5.5	38	5.0
46—50	15	3.7	26	7.2	41	5.4
51—55	14	3.4	14	3.9	28	3.6
56—60	22	5.4	11	3.1	33	4.3
61—65	13	3.2	15	4.2	28	3.6
66—70	7	1.7	15	4.2	22	2.9
71—75	2	0.5	2	0.6	4	0.5
76—80	3	0.7	3	0.8	6	0.8
81—85	—	—	6	1.7	6	0.8
86—90	—	—	1	0.3	1	0.1
計	407	100.0	360	100.0	767	100.0

に因る移動が斯かる階級に起り再び21歳—25歳の階級に移入せらるるに依るに非るかと思はる。

（ロ） 職業別に觀たる年齢階級構成

漁家は圖表竝に數字にて示す如く男女間に非常なる相違の傾向を示す。而して男子に於て31歳—35歳迄は殆んどスムースな形をとるに反し女子に於ては鋸齒狀をなし居るを見るが，其の由來する所は勞働力竝に移動上の差違の甚しき爲めではな

からうか。

第 30 表　職業別現住人口年齢構成

年齢	漁家						農家						其他					
	男		女		計		男		女		計		男		女		計	
	實數	%	實數	%	實數	%	實數	%	實數	%	實數	%	實數	%	實數	%	實數	計
1—5	30	11.8	27	13.7	57	12.6	9	10.0	15	14.4	24	12.4	8	12.7	5	8.5	13	10.7
6—10	44	17.3	20	10.2	64	14.2	9	10.0	11	10.6	20	10.3	9	14.3	6	10.2	15	12.3
11—15	26	10.2	22	11.2	48	10.6	16	17.8	10	9.6	26	13.4	10	15.9	6	10.1	16	13.1
16—20	26	10.2	6	3.0	32	7.1	11	12.2	11	10.6	22	11.3	5	7.9	7	11.8	12	9.9
21—25	23	9.1	24	12.2	47	10.4	5	5.6	7	6.7	12	6.2	9	14.3	7	11.8	16	13.1
26—30	23	9.1	9	4.6	32	7.1	8	8.9	10	9.6	18	9.3	5	7.9	1	1.7	6	4.9
31—35	11	4.3	14	7.1	25	5.5	3	3.3	3	2.9	6	3.1	—	—	—	—	—	—
36—40	15	5.9	19	9.7	34	7.5	7	7.8	3	2.9	10	5.1	1	1.6	4	6.8	5	4.1
41—45	13	5.1	13	6.6	26	5.8	3	3.3	3	2.9	6	3.1	2	3.2	4	6.8	6	4.9
46—50	8	3.2	14	7.1	22	4.9	4	4.5	7	6.7	11	5.7	3	4.7	5	8.5	8	6.6
51—55	9	3.5	4	2.0	13	2.9	3	3.3	5	4.8	8	4.1	2	3.2	5	8.5	7	5.7
56—60	14	5.5	5	2.5	19	4.2	6	6.7	4	3.8	10	5.2	2	3.2	2	3.4	4	3.3
61—65	7	2.8	6	3.0	13	2.9	3	3.3	5	4.8	8	4.1	3	4.7	4	6.8	7	5.7
66—70	3	1.2	9	4.6	12	2.7	2	2.2	5	4.8	7	3.6	2	3.2	1	1.7	3	2.5
71—75	1	0.4	2	1.0	3	0.7	—	—	—	—	—	—	1	1.6	—	—	1	0.8
76—80	1	0.4	2	1.0	3	0.7	1	1.1	1	1.0	2	1.0	1	1.6	—	—	1	0.8
81—85	—	—	1	0.5	1	0.2	—	—	3	2.9	3	1.6	—	—	2	3.4	2	1.6
86—90	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1.0	1	0.5	—	—	—	—	—	—
計	254	100.0	197	100.0	451	100.0	90	100.0	104	100.0	194	100.0	63	100.0	59	100.0	122	100.0

第 5 圖　男女別現住人口年齢構成（漁家）〔第30表〕

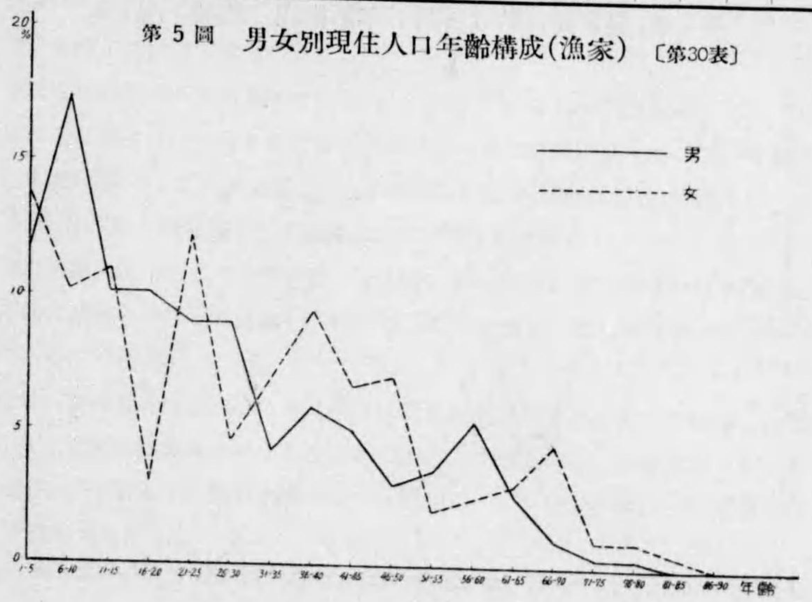

農家，男に於ては甚だしき鋸齒狀圖形を示すに反し，女に於ては比較的スムースな減少圖形をとる。

第 6 圖　男女別現住人口年齡構成（農家）〔第30表〕

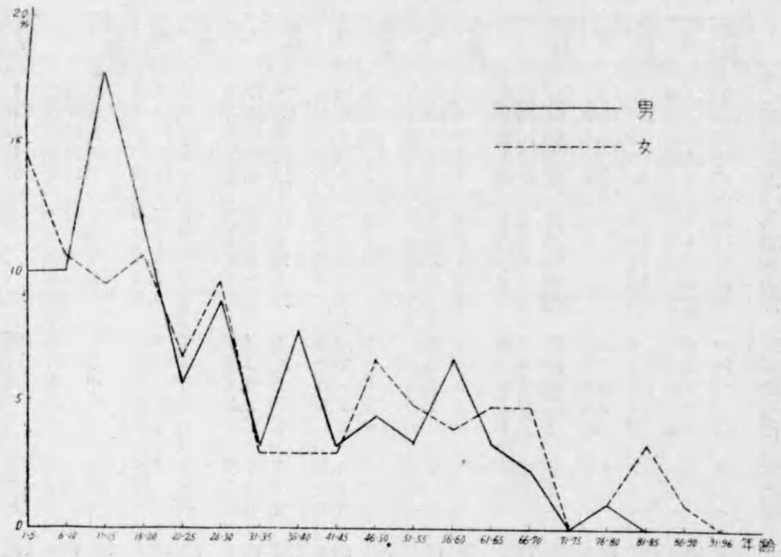

第 7 圖　漁，農家間に於ける男子年齡構成の比較〔第30表〕

漁農間に於ける男子年齡構成の比較，前圖は漁家及び農家男子現住者の年齡階級別にみたる構成狀態である。互に鋸齒狀をなしつつ漸減するも漁家にして 6 歲—10 歲特に多きに反し，農家に於ては11歲—15歲最も多く，且漁家の減少傾向が 6 歲—10歲より26歲—30歲迄の間に於て比較的緩慢なるに反して，農家に於ては 6 歲—10歲より21歲—25歲に於て激減し，又26歲—30歲に增加せると比較してこれを勞働力の移動上の差違と云ふ點からみるときは興味深きものがある。移動に就ては次に述べる。

第三節　勞働力を中心とせる人口移動

(1) 人口移動の大要（出稼と移住）

玆に云ふ移動なる言葉の意義を一時的の移動，即ち出稼と永久的移動即ち移住の二つを包むものとして論を進む。移動を起さしむる諸多の原因，動機に就きては此處に述べず別の機會にこれを讓り唯その樣態を記述す。

近來一般的不況に基因する農產物竝に海產物價格の下落，之れに對して公租公課其他諸負擔の固定或は增加等のため何れの階級層も疲弊困廢せるも，最もそれを痛切に感ぜるは小作農及び漁業者である。北海道及び樺太方面への出稼漁業者數は本村全體にて約700 名に達するも，近來〆粕價格下落の爲昭和 5 年春期の如き殆んど賃銀をも得る能はざる狀態である。

また近時農業者及び漁業者にして 4, 5 月頃より 12 月頃迄北海道へパルプの伐り出しのため傭はれ行く者も相當あり昭和 4 年に於ては 300 名に達せり。又農業者及び漁業者の妻女にて 5, 6 月頃より 11 月頃迄北海道へ種蒔（農業）に傭はれて行く者も 5, 6 名あり。尙漁業者にて露國及び本邦蟹工船に傭はるるものも 2, 30名あり。之等の出稼人は主として小自作農，小作農，自小作農兼漁業者等の如き當地にありても他に適當なる仕事を見出し能はざるものよりなる。而して彼等は年々增加の傾向にあるのである。

他村への移住者は主として貧農或ひは貧漁民にて近來漁民に其の數多く，移住の原因は生活難に餘儀なくせらるるものである。出稼者にして出稼に出でたるまま遂に歸國せざる者も年々數名を算する。今昭和 2, 3, 4 年度に於ける移動者をみるに第31 表の如し。

第31表 累年別移動者

年次及ビ行先地			農家	漁家	其ノ他	員數 男	員數 女	計
			戸	戸	戸	人	人	人
昭和二年	北海道	全戸	–	–	–	–	–	–
		一部	–	1	–	1	–	1
	樺太	全戸	–	–	–	–	–	–
		一部	–	3	2	5	–	5
	朝鮮		–	–	–	–	–	–
	計		–	4	2	6	–	6
昭和三年	北海道	全戸	–	1	–	3	2	5
		一部	1	1	–	7	3	10
	樺太	全戸	1	–	–	5	2	7
		一部	–	1	–	4	1	5
	朝鮮		–	–	–	–	–	–
	計		2	3	–	19	8	27
昭和四年	北海道	全戸	1	2	1	4	–	4
		一部	–	–	1	1	4	5
	樺太	全戸	4	–	–	9	16	25
		一部	1	–	–	3	4	7
	朝鮮	全戸	–	–	–	13	16	29
		一部	–	–	–	4	8	12
	計		6	2	2	34	48	82

即ち昭和2年度に於ては6名に過ぎざりしものが3年度に於ては27名，4年度に於ては斷然82名の多數に達せるをみる。

（附） 前記出稼者の保護機關として「莊內出稼者保護組合」あり。組合員775名，其の9割は本村民よりなる。組合の事業として

一，雇傭契約の締結に關する事項

一，賃金受拂に關する事項

一，勞働條件の改善に關する事項

一，遭難救恤に關する事項

一，出稼者の風紀矯正に關する事項

一，渡航，歸還及び貨物輸送の斡旋

一，出稼中に於ける出稼者竝に其の家族の保護共濟

一，出稼中に於ける出稼者の死傷者竝に其の家族の救濟。

等である。而して樺太方面の木材積出しに出稼してゐる者は10人を一組として組合に加入す。會費1名2圓である。

次に戸別調査に基きて移動人口の內容に就て詳說する。先づ移動に關する綜合表を揭げやう。（第32表）

（2）移動の原因

過剩勞働力の利用——耕地狹少にして農業上の餘地に乏しく，又一方漁業が生產用具の獲得に强き制約を受くるが如き當地に於て，過剩勞働力の利用の爲に新なる天地を求め出づる者あるは當然である。もとより漁獲物量，價格，市場，一般物價との比例等よりして該生產業の人口收容力は幾分の彈力性は認めらるるも，所有勞働力と報酬との不均衡或は他種產業の有利等々の見地から，或は漁業に收容力ありとするも後述する養子制度に依る養子の嫡出子との代替等により，自然移動（一時的たると永久的たると）を爲さざるを得なくさるる。斯くして消極的，積極的に移動によりて家計の救濟をなすこととなるのである。

第32表 移動地年齡別人口

〔男〕

現在年齡	部落內	村內	郡內	縣內	國內	海外	不明	計	世帶を出た年齡	人數	計
歲	人	人	人	人	人	人	人	人	歲	人	人
10以下	–	–	–	–	–	–	–	–	10以下	–	–
11—15	–	–	1	–	2	–	–	3	11—15	6	6
16—20	1	2	2	–	3	–	1	9	16—20	10	10
21—25	–	–	1	–	6	–	–	7	21—25	13	13
26—30	1	–	1	–	3	–	1	6	26—30	11	11
31—35	1	–	1	2	5	–	1	10	31—35	3	3
36—40	2	–	–	–	1	–	–	3	36—40	–	–
41—45	–	–	1	–	1	–	–	2	41—45	–	–
46—50	–	–	–	–	1	–	–	1	46—50	–	–
51—55	–	–	–	–	–	–	1	1	51—55	–	–
56—60	–	–	–	–	1	–	–	1	56—60	–	–
61—65	1	–	1	–	–	–	–	2	61—65	–	–
66—70	–	–	–	–	–	–	–	–	66—70	–	–
71—75	–	–	–	–	–	–	–	–	71—75	–	–
76—80	–	–	–	–	–	–	–	–	76—80	–	–
81—85	–	–	–	–	–	–	–	–	81—85	–	–
86—90	–	–	–	–	–	–	–	–	86—90	–	–
不明	–	–	–	–	–	–	–	–	不明	2	2
今計	6	2	8	2	23	–	4	45	計	45	45

〔女〕

現在年齢	部落内	村内	郡内	縣内	國内	海外	不明	計	世帶を出た年齢	人數	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	歳	人	人
10以下	–	–	–	–	–	–	–	–	10以下	4	4
11—15	–	1	2	–	1	–	–	4	11—15	12	12
16—20	2	2	7	–	8	–	–	19	16—20	62	62
21—25	6	1	4	–	6	–	–	17	21—25	16	16
26—30	5	1	4	1	10	–	1	22	26—30	9	9
31—35	7	2	4	–	4	–	–	17	31—35	4	4
36—40	10	–	–	1	–	–	1	12	36—40	1	1
41—45	3	–	1	–	4	–	–	8	41—45	–	–
46—50	2	–	–	–	2	–	–	4	46—50	–	–
51—55	1	–	–	–	2	–	–	3	51—55	–	–
56—60	1	–	1	–	1	–	–	3	56—60	–	–
61—65	–	–	–	–	–	–	–	–	61—65	–	–
66—70	–	–	–	–	–	–	–	–	66—70	–	–
71—75	–	–	–	–	–	–	–	–	71—75	–	–
76—80	–	–	–	–	–	–	–	–	76—80	–	–
81—85	–	–	–	–	–	–	–	–	81—85	–	–
86—90	–	–	–	–	–	–	–	–	86—90	–	–
不明	–	–	–	–	–	–	–	–	不明	1	1
合計	37	7	23	2	38	–	2	109	計	109	109

婚姻による移動——これは經濟的意義によるよりむしろ社會的意義のもとになさるる。調査部落は農耕地少きも農業は主として女子勞働力の一部を以て足りる位であるから，婚姻による移動の爲に當該家庭に於ては敢て勞働力の不足を來すとは云ひ得られず(但し男子の婿入，養子等は異る)。故に消極的に勞働力を減殺さるるに留まり，移動による新しき補充の如き考へられず。

(3) 移動の地理的範圍

次の表にても示す如く女子に就ては部落内の移動(全移動者109人中86人が婚姻關係によるもの）の場合には，婚姻によりて受くる一家の勞働力の減少も亦婚姻によつて回復せられ結局大なる勞働力の減少とならぬ。現住者女子の出生地中15歳以上のものの出生地に部落内出生者の多きを考へられたし。ただ男子に於ては婚姻によるもの僅か1割なる點は前者と著しく趣を異にす。又當地方の向都的移動は長岡市に向ふ者多く東京へは僅か2名にすぎず，且出稼と密接なる關係を有する北海道樺太地方に多きはこれ又漁村なるが故であつて，出稼を爲すが故の移動傾向として注意すべきことと思はる。

第33表　移動者職業別、移動地別、男女別表

縣名	漁家		農家		其ノ他ノ家		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
	人	人	人	人	人	人	人	人
北海道	5	8	5	5	3	3	13	16
青森	–	–	2	–	–	–	2	–
宮城	–	1	–	–	–	–	–	1
山形	8	30	7	20	3	19	18	69
埼玉	–	2	–	–	–	–	–	2
東京	–	1	–	–	–	–	1	1
神奈川	1	–	–	–	1	–	1	–
新潟	1	6	–	–	–	1	1	7
福井	–	–	–	–	–	1	–	1
長野	–	1	–	–	–	–	–	1
朝鮮	–	–	–	1	–	–	–	1
樺太	1	5	2	2	1	1	4	8
不明	3	2	1	–	1	–	5	2
計	19	56	17	28	9	25	45	109

備考　前表と不明(男1人)の差違あるは集計上、商船乘組者をこの表にては不明とせるに反し，前表にては國内に入るゝによる。

第34表　移動者、移動先別表

	總數		部落内		村内		郡内		縣内		國内		海外		不明	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
漁家	19	56	2	10	2	4	1	10	3	6	8	24	–	–	3	2
農家	17	28	3	14	–	2	3	3	1	1	9	8	–	–	1	–
其ノ他ノ家	9	25	1	13	–	1	1	2	1	3	5	6	–	–	1	–
合計	45	109	6	37	2	7	5	15	5	10	22	38	–	–	5	2

備考　不明に於て男1人，及郡内，縣内男女數に於て第32表と異るは
前者は前述參照
後者は鶴岡市を前表にては郡内として，當表にては縣内として計算せしによる。

(4) 移動者の家庭内の地位

調査の結果特筆すべきところなし。ただ女に於て長女最も多きはその數の多きによる爲ならん。當地方における相續關係と男子の移動につき若干考へらるる所あるも（例へば家產は長子が相續し，他に分配せざる爲め長子は親の業を繼ぐことをう

第 35 表　移動者の家庭における位置　（職業別）

〔男〕

世帯上位置	父 實	父 義	息子 長男	息子 次男	息子 三男	息子 四男	息子 五男	息子 六男	息子 七男	息子 八男	伯父 實	伯父 義	叔父 實	叔父 義	甥 實	甥 義	兄 戸主の	兄 配偶者の	弟 戸主の	弟 配偶者の	孫	養子 連戸主の	養子 連配偶者の	養子 舊主	養子 男子無	養子 男子有	貰子	の配偶者	合計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
漁家	−	−	4	3	2	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	4	−	1	−	−	1	−	3	−	−	19
農家	−	−	2	3	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	3	−	4	−	2	−	−	−	−	1	−	−	17
其ノ他家	−	−	2	3	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	3	−	−	1	−	−	−	−	−	−	9
合計	−	−	8	9	3	1	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	3	−	11	−	3	1	−	1	−	4	−	−	45

〔女〕

世帯上位置	母 實	母 義	娘 長女	娘 次女	娘 三女	娘 四女	娘 五女	娘 六女	娘 七女	娘 八女	娘 九女	娘 十女	伯母 實	伯母 義	叔母 實	叔母 義	姪 實	姪 義	姉 戸主の	姉 配偶者の	妹 戸主の	妹 配偶者の	孫	の配偶者	合計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
漁家	−	−	17	12	5	1	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	4	−	13	−	2	−	56
農家	−	−	6	4	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	4	−	12	−	−	−	28
其ノ他家	−	−	6	3	2	1	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	9	2	−	−	25
合計	−	−	29	19	9	2	2	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	8	−	34	2	2	−	109

るも二男，三男は當地に於ては分與さるるものなきため出生地に留らずに移動す）調査せざりき。

(5) 移動者の年齢

然らば移動者は一體何歳に最も多く移動してゐるか。尤もこれは當時の社會，經濟狀態と關係するは云ふ迄もなし。ただ羽越線開通と共に入り込める勞働者の誘導せる移動の如きが少數なのは玆に記して置きたい。

吾人の調査せる結果に依れば男子につきては31歳—35歳最も多く，16歳—20歳之れにつぎその間の階級に少し。これは當部落の漁業勞働力を最も要求せらるる年齢が21歳—25歳なると多大の聯關あるものの如く思はる。

然るに女子に於ては26歳—30歳多く16歳—20歳これにつぐは，男子の移動を制約するものが主として勞働能力なるに對して，婚姻の爲の移動の然らしむるものと思はる（尙第8圖參照）。

第 36 表　移動者現在年齢別人口　（調査部落全部）（現在年齢）

年齢		10以下	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	計
移動人員	男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		−	3	9	7	6	10	3	2	1	1	1	2	−	45
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		−	6.7	20.0	15.6	13.4	22.2	6.7	4.4	2.2	2.2	2.2	4.4	−	100.0
	女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		−	4	19	17	22	17	12	8	4	3	3	−	−	109
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		−	3.7	17.4	15.6	20.1	15.6	11.0	7.3	3.7	2.8	2.8	−	−	100.0

第 8 圖　移動者現在年齢別人口割合　〔第36表〕

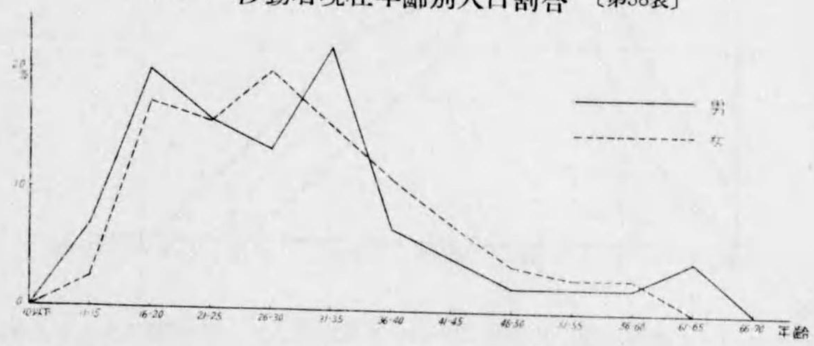

(6) 職業別移動男女別年齢

次に前記第4の移動者男女年齢別の內容を檢討する。

漁　家——これに於ては男子につきては20歳以下最も多く25歳以下，30歳以下これにつぐ。その圖形の右に歪める點に原因ありと考へらる。即ち生產用具の制約養子の補給と勞働力の過剩，出稼とその出稼地生活への憧憬の心理的關係等が影響するのではなからうか。

第 37 表　移動者年齢別人口　（世帶を出たとき）

（漁　家）

年齢		10以下	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	不明	計
移動人員	男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		−	2	6	5	4	2	−	−	−	−	−	−	−	19
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		−	10.5	31.6	26.3	21.1	10.5	−	−	−	−	−	−	−	100.0
	女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		3	11	25	11	6	−	−	−	−	−	−	−	−	56
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		5.4	19.6	44.7	19.6	10.7	−	−	−	−	−	−	−	−	100.0

第 9 圖　移動者出世帶年齡別人口割合　（漁家）〔第37表〕

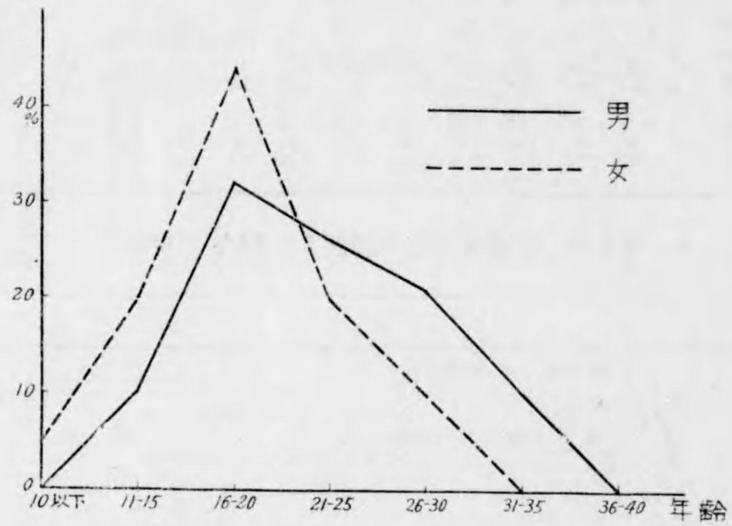

女子については漁，農，其他共に20歳—16歳が最大にして兩側に殆んど對象的形をとるは婚姻を最大原因として他に大なる原因なきことを思はしむ。

農家に於ては男子は漁家と正反對の圖形をとる。漁家の移動が20歳—16歳に於て急激であるに反し農家に於て16歳—20歳—25歳に漸進的なるは蓋し其生業の然らしむる所ならんか。

第 38 表　移動者年齡別人口　（世帶を出たとき）

（農　家）

年齡		10歳以下	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	不明	計
移動人員	男	人 —	人 2	人 4	人 5	人 5	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 1	人 17
		% —	% 11.8	% 23.5	% 29.4	% 29.4	% —	% —	% —	% —	% —	% —	% —	% 5.9	% 100.0
	女	人 —	人 —	人 19	人 3	人 3	人 3	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 28
		% —	% —	% 67.9	% 10.7	% 10.7	% 10.7	% —	% —	% —	% —	% —	% —	% —	% 100.0

第 10 圖　移動者出世帶年齡別人口割合　（農家）〔第38表〕

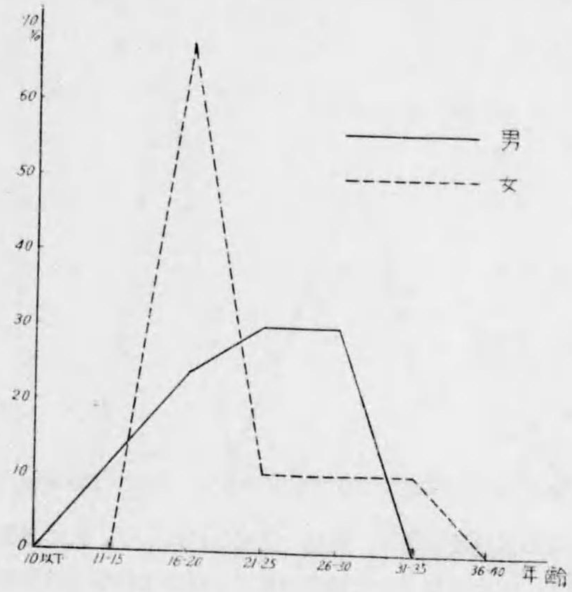

其の他の家に於て男子は前二者と別個の圖形をとるも，採取數少き故偶然的なるか又何等かの原因によるか不明である。

第 39 表　移動者年齡別人口　（世帶を出たとき）

（其ノ他）

年齡		10歳以下	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	不明	計
移動人員	男	人 —	人 2	人 1	人 4	人 2	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 9
		% —	% 22.2	% 11.1	% 44.5	% 22.2	% —	% —	% —	% —	% —	% —	% —	% —	% 100.0
	女	人 1	人 2	人 18	人 2	人 —	人 1	人 1	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 25
		% 4.0	% 8.0	% 72.0	% 8.0	% —	% 4.0	% 4.0	% —	% —	% —	% —	% —	% —	% 100.0

次に移動者職業別，年齡別における男女別の比較をなさう。

第 11 圖　移動者出世帶年齡別人口割合（其の他の家）〔第39表〕

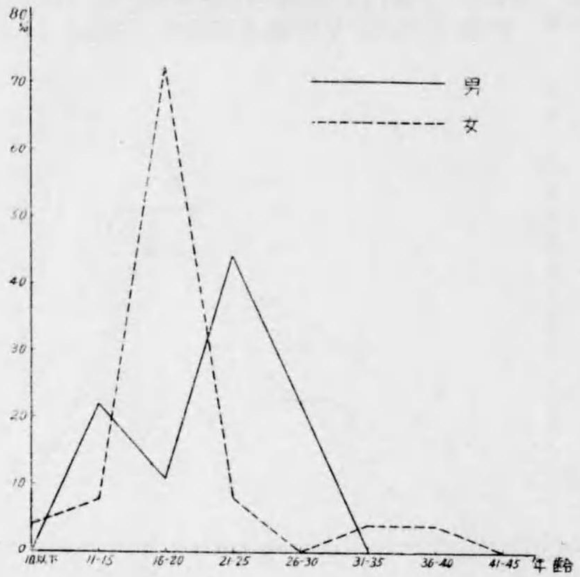

男に於ては漁家の移動最も若く，其他．農家これにつぐ。女にありては殆んど20歳—15歳に一致す。之れを要するに職業の異るに從ひて性別及び年齡別移動者に注

第 12 圖　職業別出世帶年齡別移動者の移動總人員に對する割合（男）
〔第37—39〕

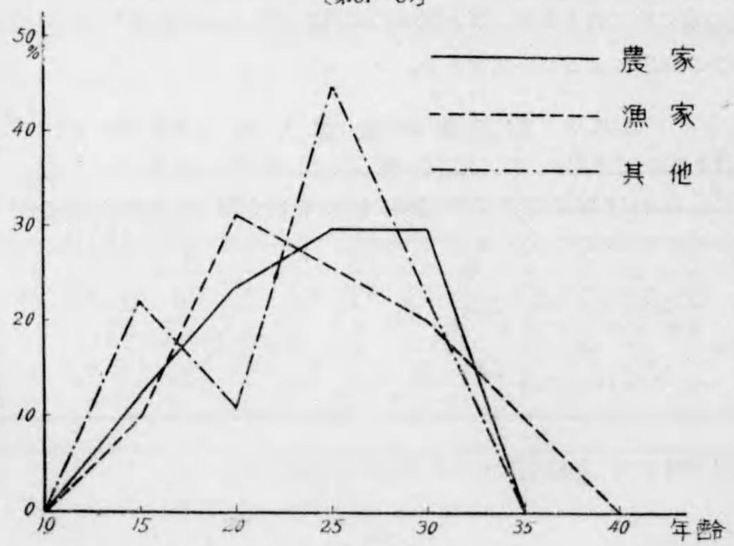

第 13 圖　職業別出世帶年齡別移動者の移動總人員に對する割合（女）
〔第37—39表〕

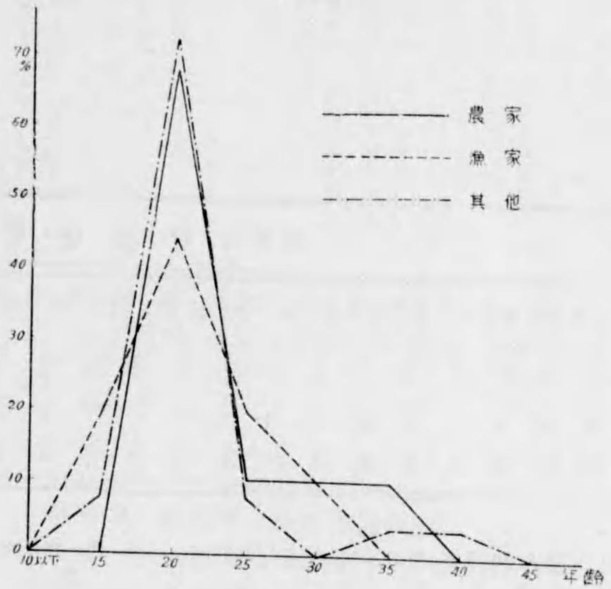

目すべき相違がある。これは其の反面に於て各種職業間に夫々異る年齡，性の人々を吸收し要求することあるを示すものである。斯くの如き相違に鑑みて農漁村に於ける授產施設は種々の仕事の結合に注意せざれば，其等の村の社會人口の性及年齡別による一定の均衡と比率を破壞するに至るのを思はしめると言はねばならない。

（7）移住後の經過年數

これを知ることは移住と調査部落の好況不況關係を知る一資料たり得るが，其の調査は全く困難であつた。蓋し移動期の事情が明確ならず，且移動動機につきての調査全く不可能のためである。只年數と移動者數とを掲ぐるに止む（第40—41表）。

第41表 移動者經過年數表

經過年		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
漁家	男	人 2	人 −	人 2	人 5	人 1	人 −	人 2	人 −	人 −	人 1	人 −	人 1	人 −	人 2	人 −	人 −	人 −	人 −	人 1	人 −
	女	10	5	5	4	2	5	1	2	1	1	3	−	1	1	2	1	−	1	−	−
農家	男	2	2	−	1	2	2	−	−	−	1	−	−	−	−	−	2	−	1	1	−
	女	1	1	−	4	−	1	2	−	1	1	4	−	−	1	2	1	−	−	−	−
其他	男	2	−	1	1	−	−	2	−	1	−	−	−	−	−	−	1	−	1	−	−
	女	1	2	3	−	3	−	1	1	−	−	1	−	−	−	−	−	−	1	1	−

第41表 移動者の移動年數表

經過年	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
男	人 6	人 2	人 3	人 7	人 3	人 2	人 4	人 0	人 1	人 2	人 0	人 2	人 0	人 2	人 0	人 3	人 0	人 2
女	12	8	8	8	5	6	4	3	2	2	8	1	1	2	4	2	2	2
合計	18	10	11	15	8	8	8	3	3	4	8	3	1	4	4	5	2	4

第14圖 男女別移動者の移動後經過年數 (漁，農，其の他の合計)

〔第41表〕

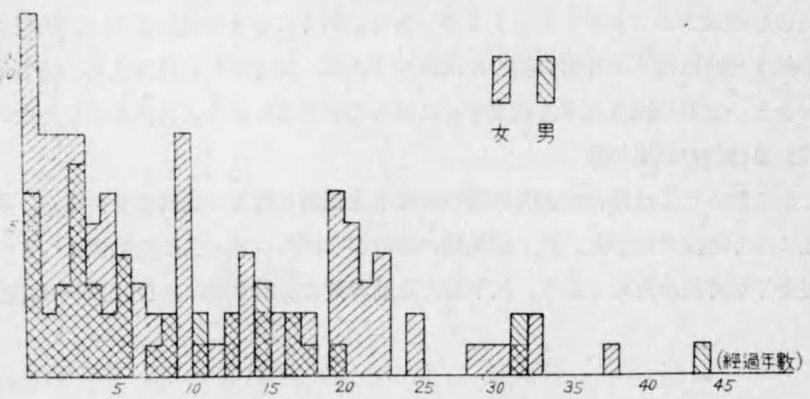

年數職業別表

20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	不明	計
人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 2	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 19
1	3	−	2	−	1	−	−	−	1	−	−	1	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	56
1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	1	17
2	1	1	2	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	28
−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	9
3	1	2	−	−	1	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	25

後經過年數表

18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	38	44	不明	合計
人 1	人 0	人 1	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 2	人 0	人 0	人 1	人 1	人 45
2	0	6	5	3	4	0	2	0	0	0	1	1	1	1	2	1	0	0	109
3	0	7	5	3	4	0	2	0	0	0	1	1	1	3	2	1	1	1	154

第42表 移動者の移動先職業別

	農家		漁家		其ノ他		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
學生	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −	人 −
家事使用人	5	−	7	9	3	4	15	13
工場勞働者	−	−	−	7	−	1	−	8
公務自由業	−	−	1	−	−	−	1	−
軍人	−	−	1	−	−	−	1	−
會社事務員	−	−	−	−	−	−	−	−
獨立業主	6	−	5	1	3	−	14	1
婚姻 農業	−	9	−	18	1	6	1	33
婚姻 漁業	1	13	1	10	−	8	2	31
婚姻 商業	−	2	−	2	−	3	−	7
婚姻 工業	−	3	−	1	1	1	1	5
婚姻 林業	−	−	−	1	−	−	−	1
婚姻 其ノ他	−	1	−	6	−	2	−	9
其ノ他	2	−	3	−	−	−	5	−
不明	3	−	1	1	1	−	5	1
計	17	28	19	56	9	25	45	109

(8) 移動者の送金及び移動先職業

調査戸につきては送金し來れるもの僅少數なり。これを以てしても移動者は積極的には出生家族の經濟に貢献してゐるものと考へられない。斯くて此の場合に於ける移動は正しく過剰人口の排出と云ふ意味の多分にあるを思はしむる。

移動先職業を示すと第42表の如し。學生の全然存せざるは注意すべき點である。

(9) 移動者の移動時の教育程度

職業別，男女別にする變化なし。無教育者が比較的多いが，尋常卒業が9割近い。

第43表　移動者教育程度

	農家		漁家		其ノ他		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
無教育	人 2	人 4	人 2	人 8	人 –	人 3	人 4	人 15
寺小屋	–	–	–	–	–	–	–	–
尋中退	–	–	–	2	–	–	–	2
尋中在	–	–	–	–	–	–	–	–
尋卒	7	24	9	45	5	21	21	90
高中退	2	–	1	–	–	–	3	–
高在	–	–	–	–	–	–	–	–
高卒	6	–	6	1	4	–	16	1
中中退	–	–	–	–	–	1	–	1
中在	–	–	–	–	–	–	–	–
中卒	–	–	1	–	–	–	1	–
計	17	28	19	56	9	25	45	109

第四節　養子制度に依る勞働力の確保

漁業の必要生產用具として後述の船舶，漁具は缺く可からざる者なるも，これと併立して重要なるは人間勞働の問題である。人間は前者の生產用具の操縱者たると共に利益分配に際して重大なる役割をなす。而も自己の子供を擁護せんとする親子の情の存するため特に漁業の如く危險なる生業に於ては養子を以てこれに當てんとする如くである。この點第一編に述べたる部落に於て他よりの賃銀勞働者の招致の場合と非常なる差違を示すものである。

大字三瀬を除く他の三部落は古來漁業を主たる生業として今日に至り，純農業を以て生活する者は甚だ僅少である。漁業資本としては船舶，漁具等必要なるも先づ第一に勞働の提供者たる人間の存在を必要とす。而して漁業は常に生命の危險に當面せざるを得ざる場合多きを以て，活動力に富む青壯年者の活躍を期待しなければならぬ。故を以て古來本村漁業部落に於ては貰子甚だ多く，主として鶴岡市，酒田市方面より貧困者の子弟を幼少の頃貰ひ受け成長の後は25歳迄養家の爲に勞働に從事せしめ，其の報酬乃至所得は全部養家に提供せしむる慣習あり。25歳以後は自已の勞働收入は自己の自由處分となす事を得。又25歳以後は養家を離れて獨立するも差支へなきも養家に於ては其の爲に補助を與へるが如きは稀である。

之等の貰ひ子は「養子」と呼ばれ寄留の形式にて其の家に附屬す。養子は一名「タラバオヂ」と稱せらる。其の意味は「鱈漁場に於ける男(弟)」と云ふ程のものなり。鱈漁場は海上8里の所にあり，冬期漁業たる爲危險甚だしく爲に實子よりも先づ養子を此の漁業に從事せしめたる爲此の名稱を生じたりと云ふ。

養子は近海に於ける漁業に從事せしめるのみならず北海道出稼漁業にも從はしめる。又近來本村の漁業不振のため養子を漁業以外の職業即ち屋根葺，船大工等をなさしむるものあるが如し。調査部落に於ける戸別調査の結果に依れば下表の如し。

第44表　養子調査

	總戸數	男子數	養子戸數	養子數	總男子に對する養子數比率
	戸	人	戸	人	%
農家	23	84	8	9	11
漁家	70	260	27	37	14
其ノ他	20	63	5	6	9
計	113	407	40	52	13

即ち漁業の主たるものに於て最も多く男子總數の14%である。然も養子が青年に多く，部落內の同年輩男子に比較するときは實に27%に及ぶのである。而も表の示す如く養子持戸數は漁業の場合に4割に及び每戸1人以上の割合となる。而して1戸に於ける養子數，多きは3人に及ぶものすらあり。

教育程度に付きてみれば無教育1，尋常科半途退學2を算するのみにて殆んど全部は義務教育を終へ或ひは現に受けつつある。

第 45 表　養子年齢別教育程度出生地別職業別

	教育程度							出生地					職業			
	無教育	未就學	尋在	尋中退	尋卒	高在	高卒	部落內	村內	郡內	縣內	國內	無職業	漁業	屋根葺	大工
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1歳—5歳	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
6歳—10歳	–	3	11	–	–	–	–	2	2	7	1	2	14	–	–	–
11歳—15歳	–	–	8	–	3	1	–	2	–	8	2	–	9	2	–	1
16歳—20歳	–	–	–	1	13	–	1	1	–	10	4	–	–	12	3	–
21歳—25歳	1	–	–	1	8	–	1	2	–	5	4	–	–	9	2	–
26歳以上	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
計	1	3	19	2	24	1	2	7	2	30	11	2	23	23	5	1

出生地に關しては總數52人中41人は縣內出身者なるも（村內，部落內を除きたるもの）その中19人が鶴岡市を其の出生地としてゐることは注意を要する。即ち都會に於ける貧民の子弟が多く貰はれ來るのである。

職業上より見れば未だ幼年にて職業なき者を除けば漁業に從事する者絕對多數にして屋根葺き業及び大工業に從事せるもの極少數存在す。

第五節　職業別による出產の調査

吾人は職業の種別と出產との關係について考へて見た。尤も出產はその母體たる既婚婦人の結婚年齡の如何によつてその數，質共に變化をみるのであるが，吾人の知りたいことは何がその結婚年齡を早からしむるかであつて，勞働補給の爲の結婚及地方の風習がふくまれてくる。統計の結果はこの事を判然せしめぬかも知らぬが，生業と衞生保健の觀念，生業と懷姙率等々の事象は當然考慮に入れねばなるまい。

(1) 出　產　回　數

調査部落に於ける出產回數をみると次表の如く，全體に於て出產回數1回のものと3回のものが最も多く，調査婦人(註)154人中の29人を夫々しめてゐる。今これを職業別にみると農家に就いては3回のもの最も多きに反し漁家にては1回のものが最も多い。榮養と職業とが出產數に影響することは勿論だらうが，一方漁業における出稼の爲の出產機會の減少と云ふ事も考へねばなるまい。

註　經產婦を云ふ。尙調査婦人の年齡を職業別に分類すれば次の如し。(第47表)

第 46 表　出　產　回　數

回數	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	調査婦人數
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
農家	5	5	9	6	6	3	2	3	1	–	1	–	–	41
漁家	18	11	14	13	13	9	3	1	2	1	–	1	–	86
其ノ他	6	4	6	2	3	2	2	1	1	–	–	–	–	27
計	29	20	29	21	22	14	7	5	4	1	1	1	–	154
%	19	13	19	14	14	9	5	4	3	0	0	0	–	100

第 47 表　調　査　婦　人　年　齡

年齡	20歳以下	21–25	26–30	31–35	36–40	41–45	46–50	51–55	56–60	61–65	66–70	71–75	76–80	81–85	86–90	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
農家	1	1	9	2	3	3	6	1	5	4	3	–	–	2	1	41
漁家	–	11	8	11	14	10	14	4	5	4	3	–	1	1	–	86
其ノ他	–	7	–	–	4	4	4	3	2	2	–	–	–	1	–	27

次表は前表の內容を示すと共に出產兒の內容即ち成育兒と死亡兒とを示したるものである。

第 48 表　出　產　回　數　成　育　兒　數

←出產回數

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	成育兒數↓
											(1)		0
							(1)		1 (1)	1 (1) [1]	5 (17) [6]		1
						(1)		1 (2)	2 (5) [1]	4 (10) [3]			2
					(1)	[1]	(2)	2 (4)	6 (8) [5]				3
				1 (1)	(1)	1 (4)	2 (3) [2]	3 (7) [2]					4
			(2) [1]		1 (1) [1]	2 (1)	4 (7) [1]						5
	1				1	(2) [2]							6
		(1)	1	1 [1]	[1]								7
(1)				1									8
													9

備考　表中括弧にて包まざるは農家，( )は漁家，[ ]は其の他をあらはす

(2) 出産年齢別に依る産兒率の職業別比較

下記の表は産兒が母體の何歳の時に生まれたかを職業別に見たものである。これを次のグラフと對照して見ると，農，漁家共に26歳—30歳の出産兒數最も多く，其他の家に於ては21歳—25歳最も多し。

第 49 表　出産年齢別に依る産兒數と百分比

年齢		20歳以下	21-25歳	26-30歳	31-35歳	36-40歳	41-45歳	46-50歳	計
農家	實數	19	43	47	31	27	5	–	172
	%	11	25	27	18	16	3	–	100
漁家	實數	34	70	76	71	43	26	2	322
	%	10	22	24	22	13	8	1	100
其ノ他	實數	11	23	22	19	15	7	1	98
	%	11	24	23	19	15	7	1	100
計	實數	64	136	145	121	85	38	3	592
	%	11	23	24	20	14	7	1	100

第 15 圖　出産年齢別に依る産兒數割合　〔第49表〕

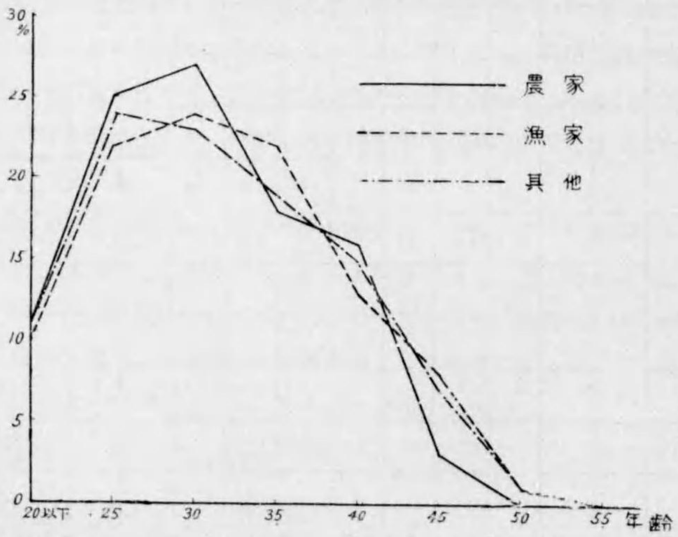

(3) 産兒の死亡と成育

農家はその成育率83%，漁家は79%，其他の家は86%，これに依つても生業と勞働關係より育兒に注意力をむけることに於て漁家が農家，其他の家に比して劣ることを知ると同時に各職業者に對しても，適當なる育兒施設の存在あらばより成育率を増大せしめうるだらうことを痛感せしめる。

(4) 産　兒　數

職業別にみれば農家最も多く1人平均4.20人，次は漁家の3.74人にして其他の家の3.63人最も少し。

第 50 表　出　産　年　齢　(産兒死亡兒調べ)

年齢	20歳以下			21-25歳			26-30歳			31-35歳			36-40歳			41-45歳			46-50歳			計		
	産兒	死亡 男	死亡 女	産兒	死亡 男	死亡 女	産兒	死亡 男	死亡 女	産兒	死亡 男	死亡 女	産兒	死亡 男	死亡 女	産兒	死亡 男	死亡 女	産兒	死亡 男	死亡 女	産兒	死亡 男	死亡 女
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
農家	19	2	3	43	5	5	47	4	4	31	1	1	27	3	1	5	–	1	–	–	–	172	15	15
漁家	34	8	1	70	9	7	76	11	3	71	6	9	43	5	4	26	3	2	2	1	–	322	43	26
其ノ他	11	1	1	23	3	4	22	2	–	19	–	–	15	1	1	7	1	–	1	–	–	98	8	6
計	64	11	5	136	17	16	145	17	7	121	7	10	85	9	6	38	4	3	3	1	–	592	66	47
%	26%			24%			16%			14%			17%			19%			33%			19%		

備考　%は死亡兒(男女計)の産兒100に對する割合

第 51 表　出　生　生　育

	調査婦人數	出産兒	産兒數平均	成育兒	死亡兒	成育率	死亡率
	人	人	人	人	人	%	%
農家	41	172	4.20	142	30	83	17
漁家	86	322	3.74	253	69	79	21
其ノ他	27	98	3.63	84	14	86	14
計	154	592	3.84	479	113	81	19

(5) 出産年齢と出生兒死亡率

次の表にて示す如く出産年齢別にみたる生兒死亡率が農家及び其他の家については大體25歳以前の出産兒に死亡率が多く，漸次減少して31歳—35歳を以て最少とな

第 52 表　出生年齡別出生兒死亡兒數竝に其の對比數

年齡		20歳以下		21-25歳		26-30歳		31-35歳		36-40歳		41-45歳		46-50歳		計	
出生死亡		出生兒	死亡兒	出生兒	死亡兒	出生兒	死亡兒	出生兒	死亡兒	出生兒	死亡兒	出生兒	死亡兒	出生兒	死亡兒	出生兒	死亡兒
農家	實數	人 19	人 5	人 43	人 10	人 47	人 8	人 31	人 2	人 27	人 4	人 5	人 1	人 –	人 –	人 172	人 30
	%	% 26		% 23		% 17		% 6		% 15		% 20		% –		% 17	
漁家	實數	34	9	70	16	76	14	71	15	43	9	26	5	2	1	322	69
	%	26		23		18		21		21		19		50		21	
其ノ他	實數	11	2	23	7	22	2	19	0	15	2	7	1	1	0	98	14
	%	18		30		9		0		13		14		0		14	
計	實數	64	16	136	33	145	24	121	17	85	15	38	7	3	1	592	113
	%	26		24		16		14		17		19		33		19	

(註)　%は$\frac{死亡兒}{出生兒}\times 100$

し，又漸次增加するに反して漁家に於ては各年齡を通じて殆んど死亡率に變化はみとめられぬ。前二者の平行的な變化が母體の出產年齡と云ふ生理的の影響によるものと考へるならば，これを後者に當てはめて同樣に31歳—35歳に於ても減少をしなければならないにも拘らず，むしろ增加の傾向にあるは母體と生兒の關係よりも生後の生兒に對する保健衞生思想の缺くるに依れるに非るかと思はる。

第三章　漁　　業

(1) 漁業を中心とせる豐浦村の歷史的變遷

豐浦村全體としてみたる職業別戶數は前表の如く，職業分類による當村は明かに漁村としての資格を具へてゐる。全戶數の約40%は漁業に從事せるものであるが，これを調査部落堅苔澤につきては60%以上は漁家にして，これ亦漁業部落たるの名に耻ぢない。之は現在に於ける當村の職業別戶數狀態にして，かかる狀態が舊き以前より繼承されて來たるものなりや又他の形態より變化したるものなりや，或は各々の內部に於ける其等の消長如何について，吾人はここに各部落を單位としてそれの綜合としての村の歷史的變遷——殊に漁業上の——をみたいと思ふ。

（イ）　大字三瀨（さんぜ）——當部落は往古より天產薄く，沿岸は船舶の出入に適せず且つ地形は林產耕作の諸業に適するため住民は先づ以て林產，耕作業等に從事し漸時に戶口の增加するに從ひ漁業を創始するに至つた。但しその創始は遙に後世の事であらうと推測せらる。古老の口碑に傳ふるものを略記すれば，「往古は 4, 5 名の漁業者のみにして主として磯漁，手網等の漁業をなしたるものの如く天保5, 6年頃に至りて 10餘戶となり，爾來逐年漁具漁法の改良發達に伴ひて增加し現今(大正8年)の如き總戶數280餘戶の內漁業戶數50餘戶を算するに至れり」(「漁業組合事績」)。

明治初年に於ける村勢の一班を誌るしたる「村誌調」(明治11年) 中の三瀨に關するものの中 2.3 を拔萃すれば

1. 戶　數……本　籍 194戶　(士　族　1戶　平　民 193戶)　縣　社　1座
　　寺　　5戶　(曹洞宗　4宇　眞高宗　1宇)　總　計 200戶
2. 人　員……男　645口(士族 4口，平民 641口)
　　女　651口(士族 3口，平民 648口)　計 1,296口
3. 船……日本形 100石未滿—50石以上　2艘
　　50石未滿　荷　舟　14艘　64艘
　　漁　舟　48艘
4. 民　業……男 7分 農　業　2分 漁　業　1分 離　業
　　女 5分 農　業　5分 離　業
5. 物　產……米　2,090石　大　豆　23石　小　豆　5石　麥　10石
　　蕎　麥　10石　粟　10石　淸　酒 200石
　　魚 牧 獲(鰈，小鰈，烏賊，鮑，若目)

當部落は德川時代の初期に於て旣に海濱道に於ける宿驛として重要なる位置を占

め，所謂人夫人足の外旅籠業，雜貨商，其他の手工業に從事する者等，農業に關係なきものの相當存在せし外は前述の如く古來より農業を以て生活し，漁業の如き德川末期より明治時代にかけて發達せしものである。

かかる狀態も明治の維新後の目醒しき發展の波に漸次浸潤しつつ次第に宿驛としての地位を失ひ來つたのが大正8年鐵道開通以來，農業及漁業者以外の前記職業者は著しく生活の困難を感じ且農業地開發の餘地なく，漁業又餘り有利ならざる當部落に於ては現在迄に於ける如く將來に於ても過剩人口は必然的に村外への移動するを誘致せられるであらう。

（ロ） 大字由良（ゆら）——舊記に依れば永祿年中には戸數36戸存したるものの如く爾來天然の良灣なることと，漁具，漁法の發達に伴ひ，逐年住民を增加して現今の如き200戸を超過し，而かも住民の9割强は漁業者である。部落創始當時は半農半漁の狀態であつたものの如く漁村としての形態をなしたのは慶長年間の頃であつたと推測される。當時は主として磯漁，手繰，配繩等の漁業に過ぎなかつたが，爾後戸數の增加すると共に生存競爭のため次第に各種漁業の開發を促進し，沖合漁業に着手するに至つたものと思はれる。天然の良灣なることと，住民の勇敢なることと相俟つて逐次先業者を凌駕し現今の如く沿岸第一の漁村となつたものと推測さる。

（ハ） 大字小波渡（こはと）——古來漁業を以て立ち，今より90年以前より北海道出稼（漁業）を創始し，最近數10年は出稼漁業を以て唯一の生業となして今日に至りしも近來出稼漁業不振の爲稍方向轉換の事情にあり（戸數，職業に關しては人口の項參照）

（ニ） 大字堅苔澤（かたのりざわ）——部落に於ける生業は其地形上開村當時より半農半漁であつたと認むるより外なく，從つて漁業も亦時勢の進運と共に漸進的に開發したものの如し。現在にては全戸數120戸中漁業70戸（農業も多少行ふ），農業20戸（漁業も多少行ふ）其他30戸に大別し得る。

隣部落小波渡に於ける北海道出稼漁業の發達に伴ひ當部落に於ても出稼漁業は隆盛なりしも，近來該漁業の衰退に傾くと共に柔魚（サヤナガイカ）釣漁業の外は主として近海に於ける建網漁業に賴ることとなりつつあり。

ここに於て特に附記すべき事項は柔魚釣漁業には當部落は最も有利なる地位にある爲出漁船最も多く，漁期に際しては平素の商工業者と雖も皆本業を捨てて柔魚釣に從事す。本部落民男子にして終生柔魚釣の經驗なきものは僧侶位に止るをみてもその有樣を推察しうる。

尙當部落に關して「村誌調」の誌す所に依れば（明治11年）人口男317，女231にして舟は日本形50石以下4艘，1間船74艘，3間船3艘，民業は農業18戸，漁業33戸，工業36戸とあり。

× × × × ×

以上に於て吾人は部落別にその生業的沿革をみて來た。次にこれらを總括して漁村豐浦として略述しよう。

今漁村として觀察すれば小波渡最も古く由良之に次ぎ，堅苔澤，三瀨の順位にて發達し來つたものの如くである。堅苔澤，三瀨兩部落の漁部落としての將來につきては甚だ疑問なるも，小波渡の如きは數10年來出稼漁業を唯一の生業として來たのであるが，近來該漁業の不振と共に地先き益に沖合漁業復活の兆がみらる。將來は或は歷史を繰返して佐渡方面其他に發展する機運に際會するやも知れぬ狀態にある。

由良は從來出稼漁業は數ふるに足らず，主として地先漁業に依賴して來たのであるが，逐年漁業者の增加と共に漁場の狹隘を感じ將來は漸次沖合漁業に發展の傾向著しきをみるのである。故に將來は由良及び小波渡兩部落共に沖合漁業に對し其の祖先以來の勇敢なる意氣を發揮し，互に相角逐するに至るべき趨勢なりと認められる。

（2）山形縣に於ける豐浦村の漁業上の地位

これを明かにする爲に吾人は次の3表を揭げた（山形縣統計より）。

第53表 水 產 業 者 數 （昭和三年）

		總數	本業				副業			
			總數	漁撈	養殖	製造	總數	漁撈	養殖	製造
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
山形縣	業主	4,803	1,761	1,694	40	27	3,042	2,080	937	25
	被用者	4,939	3,282	2,925	43	314	1,657	908	202	547
	計	9,742	5,043	4,619	83	341	4,699	2,988	1,139	572
豐浦村	業主	295	285	277	–	8	10	10	–	–
	被用者	661	565	557	–	8	96	40	–	56
	計	956	850	834	–	16	106	50	–	56

第54表　漁　獲　高　（昭和三年）

		魚類	貝類	海藻類	其ノ他	計
		円	円	円	円	円
山形縣	沿岸漁業	386,280	9,335	19,894	61,186	476,695
	遠洋漁業	412,399	–	–	–	412,399
	計	798,679	9,335	19,894	61,186	889,094
豐浦村	沿岸漁業	56,645	2,152	699	11,167	70,663
	遠洋漁業	757	–	–	–	757
	計	57,402	2,152	699	11,167	71,420

第55表　水　産　製　造　高　（同　上）

	食料	肥料	魚油	計
	円	円	円	円
山形縣	59,443	22,893	1,988	84,324
豐浦村	493	4,666	880	6,039

上の表にてみる如く水産業從業者中漁撈從事者は本村民に於て本縣總數の9分の1を占め，遠洋漁業に於ては問題とならぬが沿岸漁業に於ては縣生産額の約7分の1を生産す。水産製造物に於いては食料品は甚だ僅少なるも肥料(鰮粕)に於ては縣生産額の5分の1，魚油に於ては2分の1を産出す。

尙出稼漁業に關し村當局の調査に依れば

（昭和四年）	漁獲	製造	計	人員
	円	円	円	人
	120,064	117,624	237,688	696

なるを以て本村漁業は縣水産業に於て可なり重要なる地位を占むるを知る。

(3) 漁業の勞働關係

總ての生産はその一半を勞働に負ふ。而して勞働を給付する者は農業に於てはそは人間勞働竝に家畜勞働に分たるるも，漁業に於ては完全に人的勞働にのみ依存しなければならない。而も勞働の場所は海面であつて常に自然の恐脅を伴ふ。故に該生産業に於て所謂男盛りの勞働給付者を要求するは想像に難くない。かかる完全なる勞働者を以てしても尙「味噌流し」(後に家計狀態を述べる所を參照せよ)「信仰」

等々の迷信を必要とする程の困苦を附隨する。もとより漁業と云ふも地曳式の如く老若男女を勞力給付者とする場合もあるが，普通の漁業に於ては常に大洋の荒波と變化極まりない天候を伴ふ。これ正に漁業勞働の特殊なる背景である。

かかる勞働力もそれのみにては生産を爲すを得ず。後述する生産用具（ここにては漁船，漁具）と一定程度の比例を以て結合するを必要とし——假に生産條件にして不變なりとせば——その比例以上の勞働力の存在は出稼或は其他職業への轉向となる。

又「板子一枚下は地獄」なる觀念に伴ふ飲食物，飲酒，娛樂方法等の他職業との差違や將又此の危險なる作業に先づ從事せしむるものを自已の嫡出子とせず，特殊なる養子をして當らしむるが如き漁業者の心理の反面も亦顧みなければならない。

第56表　男子漁業從事者

年齡	漁家		農家		其ノ他ノ家		計	
	現住	漁業從事	現住	漁業從事	現住	漁業從事	現住	漁業從事
歲　歲	人	人	人	人	人	人	人	人
1—5	30	–	9	–	8	–	47	–
6—10	44	–	9	–	9	–	62	–
11—15	26	2	16	1	10	1	52	4
16—20	26	19	11	2	5	–	42	21
21—25	23	21	5	2	9	4	37	27
26—30	23	15	8	5	5	3	36	23
31—35	11	8	3	2	–	–	14	10
36—40	15	14	7	1	1	–	23	15
41—45	13	12	3	1	2	–	18	13
46—50	8	8	4	3	3	1	15	12
51—55	9	8	3	–	2	1	14	9
56—60	14	12	6	1	2	1	22	14
61—65	7	5	3	1	3	–	13	6
66—70	3	1	2	1	2	–	7	2
71—75	1	–	–	–	1	–	2	–
76—80	1	–	1	–	1	–	3	–

扨て吾人の漁業勞働力に關係した調査結果を示さう。前表に於てみらるる如く漁家に於ては現在男254名中少くも漁業に從事せるものは專業なると否とを問はず11歲——70歲の者にして農家につきても亦同じ。只其他の家者にては60歲にて留る。今これを年齡別に分つてみればその內容を確然と把握し得る。

尤も前表は部落內における男子につきての調査であるが(註)，數に於て年齡21歲—25歲のもの最多にして27人を示し，現住者との對比に於て46歲—50歲の80%を最多

とし，21歳—25歳の73%これにつぐ。これを以てしても如何に漁業が壯年男子を必要とするかを知り得。

註　ここに云ふ漁業從事者とは專業は云ふ迄もなく半漁的のもの，漁業手傳の如きもの總てを包含す。尙女子につきては僅少數にして擧ぐる程もなき故掲げず。

次にかかる漁業從事者中漁業出稼者をみる。

第 57 表　漁業從事者數竝にその內の漁業出稼人

年齢	漁家		農家		其ノ他ノ家		計	
	漁業從事者	漁業出稼人	漁業從事者	漁業出稼人	漁業從事者	漁業出稼人	漁業從事者	漁業出稼人
歳	人	人	人	人	人	人	人	人
1—5	–	–	–	–	–	–	–	–
6—10	–	–	–	–	–	–	–	–
11—15	2	–	1	–	1	–	4	–
16—20	19	4	2	–	–	–	21	4
21—25	21	16	2	2	4	4	27	22
26—30	15	10	5	3	3	1	23	14
31—35	8	6	2	2	–	–	10	8
36—40	14	6	1	–	–	–	15	6
41—45	12	6	1	1	–	–	13	7
46—50	8	4	3	–	1	–	12	4
51—55	8	4	–	–	1	–	9	4
56—60	12	7	1	–	1	–	14	7
61—65	5	2	1	–	–	–	6	2
66—70	1	–	1	–	–	–	2	–

第 16 圖　男子漁業從事者數竝にその內の漁業出稼人圖表（第 56, 57 表）

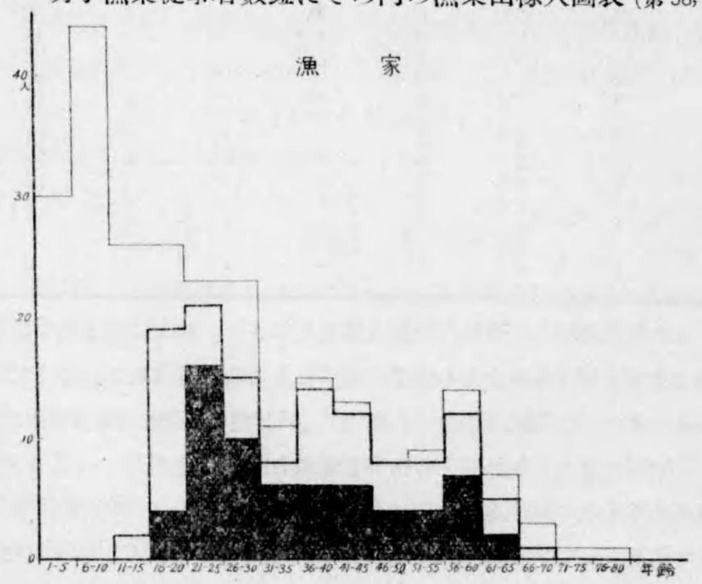

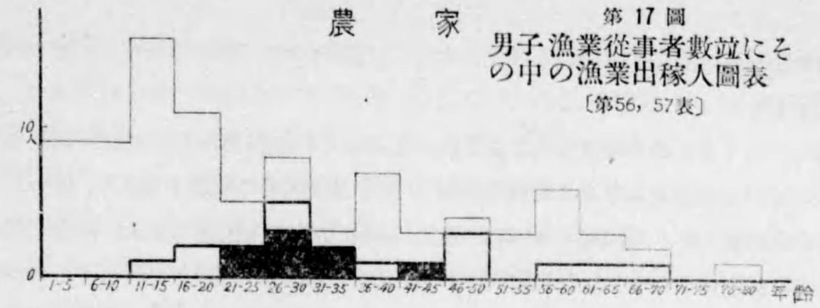

第 17 圖
男子漁業從事者數竝にその中の漁業出稼人圖表
〔第56, 57表〕

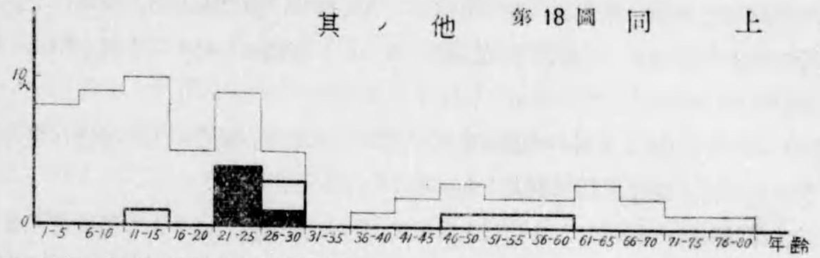

第 18 圖　同　上

圖の說明　細線は現住男子を年齢別にみたる實數である。

太線は各職業中における男子にして少くも漁業と名のつくものに從事せるものゝ實數。

黑は前記漁業從事者中漁業の爲に出稼するものゝ實數。

この表によつても漁業出稼人は21歳—25歳に於てその數絕對に多く又漁業從事者の%に於ても最大であつて80%を占む。これ即ち勞働力と漁業との關係を雄辯に裏書するものと云つてよい。

ここに一層注意すべきは勞働力を最も多く要求する漁業に於てもその內部に於て强弱の存する事で最强者程勞働强度の大なる所に置かる。この事は61歳—65歳に於ても2人の出稼漁業者が働口を見出し得る事を說明する。

(4) 漁業の種類とその勞働關係

（イ）　出稼漁業——本村に於ける出稼漁業者數は次表の如し（昭和4年度）。

第 58 表　出稼先別漁業者（村勢要覽）

	北海道	青森	樺太	計
男	475	122	17	614
女	58	16	8	82
計	533	138	25	696

即ち北海道へ出稼する者最も多く，主として鱈(タラ)，鰊(ニシン)，かすべの漁獲に従事す。

前述の如く本村の出稼漁業は今より約90年以前小波渡部落漁業者により創始せられ，其後40年を經過し今より約50年前より堅苔澤部落民の參加するあり，續いて三瀬・由良兩部落よりも出稼をみるに至りしも現在に於ても後者二部落は前者二部落に比すれば極少數なり。今より約30年以前迄は鱈及びカスベ釣りに從事するのみにて鰊の漁獲は北海道の漁業者の許容を得ることを得ず，僅に鰊わく（漁場にて鰊を袋網中に入れたるもの）を海岸まで運搬することを依頼せられて曳き賃を得たるに過ぎず全く副業的のものなりき。

然るに約30年以前より鰊の漁獲が許さるることとなり，現在にては鰊漁が主となり，鱈及びカスベ漁は反對に副業となつた。

出稼漁業は船主の提供したる船(長さ40尺，出稼先に置く)に9人の勞働者及び1人の雜役者(女或は1人前ならざる男子)にてなさる。

附　吾人の調査部落につきて出稼漁業者をみるに次の如き結果を示してゐる(昭和5年度)。

漁業家	65 名	計 78 名
農業家	8 名	
其ノ他ノ職業家	5 名	

尙こゝに云ふ出稼は1箇年中數箇月を出稼漁業に從事するものをとりたるものにして，1年以上不在者は移動人口中にあり。前記統計との相違が可なりあるはこの2點によると思推さる。

（ロ）近海漁業中の鰯及イカ漁——鰯漁は1艘の船に7人の者が乘組み行はるるを普通とし，各乘組員は網3把を提出し船主は船と共に附屬せるものとして網2把を提出し計23把にて行ふ。イカ釣は3人共同にて行ふ。船主は漁具を提出す。

(5) 生産用具と其の支配關係

農業は耕地によつて牛馬によつてある程度の制約をうく。この事は漁業に於ても然りでその生産用具たる船舶，漁具こそその主要なるものである。然も船舶，漁具の所有は資本關係と結合し，それは亦利益分配に干與す。吾人は以下に於て調査部落並に本村に於ける生産要具につきて論述し，その支配關係に觸れる。尤も後者は利益分配と密接に結合するを以てその詳細に關しては後述の分配的事情の項中に述ぶ。

吾人の調査に於て當部落にて所有，使用さるる漁船，漁具は次の如くであつて注

意すべき二三の點を擧ぐるならば

（イ）調査113戸中船の所有戸數70戸にして，この中には漁家のみならず農業者及其の他の職業者にても船を有する事である。即ち漁家70戸中船を有するもの51戸(73%)にして他の19戸中の漁業に從事せるものは少くとも船を所有（使用と異る）せざる漁業者である。これらは主として船舶の賃借によらずして純漁業勞働者たるものにして雇傭契約による勞働者である。

（ロ）所有の形態であるが自己一家にて船を所有するもの(如何にして所有せるかは問はず)は62戸にして他の8戸は共有の形式にて所有す。猶ほ調査方法の明かならざるものありし爲めに共有の船舶をも各戸について1艘と計上せるものあるやも知れず，爲に事實現在船舶以上の結果となりたるかを疑はしむる場合もあるのであるが，何れにしてもその所有の形式の如何はその分配に重大なる影響を及ぼすものにして，この點こそ吾人の最大の注意を要する所であらねばならぬ（農業者の船舶共有形式に44人共有とあるが如き興味深し)。

註　船所有戸數
70戸

内　6人共有船
　6人乘 1 No. 36
　8人乘 1 No. 39

2人共有船
　8人乘 1 No. 39

8人共有船
　8人乘 5 No. 38, No. 42, No. 44, No. 47, No. 52

3人乘 2 No. 44, No. 52

第 59 表

		艘數
尺別ニヨルモノ	12 尺	6
	20 尺	8
	21 尺	30
	22 尺	2
	23 尺	2
	24.5 尺	1
	25 尺	1
	26 尺	1
	27 尺	1
	35 尺	5
	42 尺	2
	43 尺	1
乘人別ニヨルモノ	1 人乘	3
	2 人乘	3
	3 人乘	15
	6 人乘	1
	8 人乘	9
	15 人乘	1
噸別ニヨルモノ	5 噸	1
	60 噸	2
石別ニヨルモノ	8 石	1
計		96

第 60 表

		所有戸數
		戸
網の種類別	鰯網	18
	手繰網	4
	濱網	3
	磯網	2
	蟹網	3
	飛魚網	1
	刺網	1
	小網	1
	サヽ網	3
	タテジリ	1
	張網	1
	鰊網	2
	蝦網	1
	建網	1
	トゲ網	1
	雜魚網	6
	魚網	2
釣具	イカ釣	22
	一本釣	2
其ノ他	延縄	7
	ハヒ縄	3
	漁具	8
	漁業權	5
	晴雨計	22

備考　尺別，乘人別，噸別，石別によるものゝ相互換算をなさず，その儘玆に示したり。
(No.は調査戸番號)

(3) 次に注意すべきは所有船舶の形狀よりみて大なるものの少き點にしてこの事は漁具の種類と共に當部落(當村と云ふも可ならん)の漁業の方法形態を暗示すべし。

(4) 調査船舶中2艘は北海道にあり。

(5) 最後に參考として吾人は全國，山形縣，西田川郡，豐浦村の四つに於ける漁船を表示した(昭和3年度)。かくして全國における山形縣，西田川郡，豐浦村の漁業の方法形態を知り得ん。(第61表)

即ち概略的にみて有動力船の殆んどなきこと，資本の投下の微弱なること及び漁業方法が所謂遠洋漁業に非ずして近海漁業に留るの一言につく。

尙生產用具の一部として附記すべきは生產用服裝なり。漁業者が出漁する時は「モンペ」を着用するが漁業用の「モンペ」は農業用のそれと異り，比較的ゆるやかにて布地は夏はフランネルの縞模樣のものを用ひ，冬は赤毛布にて作られたるものを用ふ。被りものは夏は手拭を用ひ，冬は「タナ」と稱するスコッチの毛絲にて幅3寸位長さ4尺5寸乃至5尺に二重編したるものを用ふ。之にて頭部及び顏の下半分を卷いて包み眼のみ出す。蓋し冬期の海上の寒氣に堪えるためである。足には冬はゴム長靴，夏は素足である。

附　これ等船舶，漁具，生產用被服費の計算は前二者については若干の調査結果あるも一部分に過ぎず，第三の生產用被服類は第五章中の衣服の項にて消費方面のものと混合して計算する。經濟學的見地よりすれば當然此の二者を識別すべきも，日本の如き生產と消費の分割の劃然たらざる所に於て，しかも吾人の短日時の調査にてはこゝまで詳しくなすを得なかつた。

第61表　全國，山形縣，西田

	總數			動力ヲ有セザルモノ						
	年末現在數	新造船數	廢用船數	5噸(50石)未滿			5—10噸未滿(50—100石)			20噸(200
				年末現在船數	新造船數	廢用船數	年末現在船數	新造船數	廢用船數	年末現在船數
	艘	艘	艘	艘	艘	艘	艘	艘	艘	艘
全國	360,126	21,541	20,183	326,500	17,233	18,540	7,502	342	411	619
山形縣	2,044	53	113	1,916	39	108	54	–	3	–
西田川郡	1,217	37	85	1,104	24	81	54	–	3	–
豐津村	324	7	21	314	5	21	–	–	–	–

(註)　農林統計，山形縣統計による。

(6) 漁業組合と漁業權

豐浦には豐浦漁業組合あり。組合員263名(昭和5年)，本村漁業者は全部加入す。會費は個人割とせず，組合費2,800圓(昭和4年度)を船舶數，人員數を標準として部落割とし，部落內に於て其の船舶所有數，魚獲量等に比例して負擔す。

組合の機關として組合長1名，總代26名(組合員10名に付1名)あり。

組合の事業としては漁業設備の改善，漁獲法の改良竝に研究，其他漁業者の利害代表機關として活動する事等である。販賣斡旋事業は目下考慮中であるに過ぎない。即ち此の場合の漁業組合は法律通りに單なる利益代表團體とも云ふべく事業團體ではない。

漁　業　權

組合は漁業權を享有す。

(1) 地先專用漁業權——沿岸に於ける漁業權にして各部落每に自己の部落沿岸を專用する權利を有す。

(2) 大魚專用漁業權——(加茂町，豐浦村共同)

(3) 柔魚(さやながいか)專用漁業權

(4) たら專用漁業權(念珠關村，熱海村，加茂町，豐浦村共同)

上の漁業權は一定漁場に於ける專用權であるが，地先漁業權を除く他の三者に付きては常に漁業權侵害問題を惹起し，加茂町，念珠關村，熱海村等と猛烈なる係爭を繼續す。

川郡，豐浦村，船舶數　(昭和三年)

	動力ヲ有スルモノ										
		發動機ヲ有スルモノ									蒸汽機關ヲ有スルモノ
未滿石)	5噸未滿			5—10噸			10—20噸			20-50噸	50噸以上
廢用船數	年末現在船數	新造船數	廢用船數	年末現在船數	新造船數	廢用船數	年末現在船數	新造船數	廢用船數	年末現在船數	年末現在船數
艘	艘	艘	艘	艘	艘	艘	艘	艘	艘	艘	艘
75	12,874	2,229	448	4,639	678	302	6,468	830	351	1,226	129
–	19	10	–	28	–	2	26	4	–	1	–
–	17	10	–	18	–	1	23	3	–	1	–
–	2	2	–	1	–	–	–	–	–	–	–

漁業上の救濟機關として水難救濟會あり。水難救濟に關しては各船滯り所に救助に必要なる設備を具へ，若し水難ありたる時は部落民總出にて救助に盡すのである。必要設備は部落の經營とし漁業組合之を援助す。

(7) 漁獲物の處分方法

漁獲物の處分方法として注意せらるる點は——勿論漁獲物の種類によりて差違あるが——次の如し。

(イ) 販賣時期は漁獲期によつて決定さる。資本の入る事乏しき漁村に於ては企業的冷藏庫の設備，其他冷凍法なく只生產より販賣迄の期間を延長せしむる唯一の手段として採られたる方法は干物とするにあつた。この一種の加工品たる干物についてその量は亦漁獲物の量，時期，時質と密接に關聯し一方加工法として漁家の住宅の構造を特徴づける(尤も當村では多く海濱を利用せしものの如し)。

この販賣時期についての調査結果は別表の如く時々なることをみても農業者の如く收穫期の稍確定せるものと異り，漁業者に於ては區々にしてこのことは販賣金錢の獲得を不確定ならしめ，又農業の如く生產量をやや豫定しうるものと異る點に於てその生計狀態を不安ならしむるものと思ふ。

(ロ) 賣先は亦漁獲量，時期，種類によつて種々變化しうるも大體會社，仲買人商人に多し。且その販賣は近村對個人のものは漁業者の配偶者，子女等が副業的に行ふ。

(ハ) 販賣箇所は大體濱，部落內，村內，鶴岡市にて行はる。

(ニ) 販賣形式は個人を經るもの斷然多く，後に示さるる如く販賣家68戶中共同販賣を主張するもの半を占むるをみても，個人經由の方法の不利益なるを痛感しつつも尙かかる方法を採りつつあるをみらる。何故に個人經由方法をとらざるや，又漁業生產の裏面に蠢動する商人の魔手が存在したるや否やにつきては興味深き問題たらんも遺憾ながら調査する餘裕を有しなかつた。

(ホ) 代金支拂方法は殆んど現金なり。現金拂と掛による場合との値開き，又表中掛拂が農家にのみ2戶みらるる疑問につきても調査しえず。

(ヘ) 生產者の關心 これにつき興味深きは農家12戶中半分は個人經由を主張せるに反し，漁家にては52戶中半以上が共同販賣を主張せる點なり。

この點につき考へらるるは漁家が漁獲物販賣をその生計の主眼點として，最も効果的方法を探究するに切なるに反し，農家につきては半ば兼(副)業的色彩の下にあ

る爲に非ざるかと想像される。

以上六項目の調査結果を表示せば次の如し。

第62表 販賣狀況 (魚類)

種別及ビ時		賣先	所	販賣形式		代價		關心		
				個人	組合	現金	掛金	個人	共同	無シ
自作	秋來出	會社	會社	1		1		1		
	〃	〃	部落內	1		1				1
	〃	商人	會社	1		1		1		
	〃	近村	磯	1			1	1		
	〃	市場	魚商	1		1		1		
	〃	水產會社	部落內		1	1			1	
	〃	〃	生產會社	1		1		1		
	〃	商人	濱	1		1		1		
	〃	〃	〃		1		1			1
	〃				1	1			1	
	10	10	10	7	3	8	2	6	2	2
				10		10		10		
自小作	時々	商人	ツルオカ		1	1			1	
	〃	仲買人	濱		1	1			1	
	2	商…2	2		2	2			2	
漁家	時々	漁業會社	會社		1	1			1	
	〃	〃	〃		1	1			1	
	〃	個人	部落內	1		1				1
	〃	市場	市場	1		1			1	
	〃	〃	〃	1		1				1
	〃	製造業者	濱		1	1			1	
	〃	地方商人	〃	1		1		1		
	〃	隣村	隣村	1		1				1
	〃	會社	會社	1		1				1
	〃	フルオカ個人	ツルオカ	1		1		1		
	〃	會社	會社	1		1			1	
	〃	仲買人	自宅	1		1			1	
	〃	會社	會社		1	1			1	
	〃	個人隣村	隣村	1		1				1
	〃	フルオカ商人	自宅	1		1		1		
	〃	會社	會社	1		1		1		
	〃	仲買人	濱	1		1		1		
	〃	製造業者	〃	1		1			1	
	〃	會社	會社		1	1			1	
	〃	仲買人	濱		1	1			1	
	〃	會社	會社	1		1			1	
	〃	〃	〃		1	1			1	
	〃	仲買人	濱		1	1			1	
	〃	商人	〃	1		1		1		
	〃	會社	〃		1	1			1	
	〃	〃	會社		1	1			1	
	〃	仲買人	濱	1		1		1		
	〃	會社	會社		1	1			1	
	〃	製造業者	濱	1		1			1	
	〃	會社仲買人	〃	1		1			1	

販　賣　狀　況　(續)

種別及ビ時	賣先	所	販賣形式		代價	關心	
時々	仲買人	濱		1	1		1
〃	製造會社	〃		1	1		1
〃	地方商人	〃	1		1	1	
〃	フルオカ商人	〃	1		1		1
〃	隣村	隣村	1		1	1	
〃	會社	會社	1		1		1
〃	仲買人	濱		1	1		1
〃	隣村	隣村	1		1		1
〃	會社	會〃		1	1		1
〃	〃	〃		1	1		1
〃	仲買人	濱	1		1	1	
〃	商〃人	共同販賣所		1	1		1
〃	〃	濱	1		1	1	
〃	會社	會社	1		1		1
〃	商人	濱		1	1		1
〃	會社	會社	1		1		1
〃	商人	濱	1		1		1
〃	〃	〃	1		1		1
〃	〃	〃	1		1	1	
〃	製造業者	〃		1	1		1
〃	會社	會社	1		1		1
〃	市場	市場	1		1	1	
	52	52	33	19	52	13 29	10
			52			52	
其ノ他 時々	商人	共同販賣所		1	1		1
〃	〃	濱	1		1	1	
〃	共同販賣所	ツルオカ	1		1		1
〃	市場	市場	1		1		1
	4	4	3	1	4	1	3
			4			4	
合計	68	68	43	25	66 2	20 33	15
			98		66	68	

(8) 利益分配方法

(イ) 出稼漁業は一種の組合組織にて行はれる。即ち船主は船を提供し(大さ 40尺の和船にて先方に置く) 其の船に9人の勞働者及び1人の雜役者 (女或は一人前ならざる男子) が乘り組み出帆以來の全員の飲食費竝に加工製造をもなす時は製造費其他一切の費用を賣上高より控除し, 殘餘を船に3, 乘組員は1人につき1とし一人前ならざる者は6分或は7分等適宜に定め分配する。即ち純收入の $\frac{3}{12}$ は船の所得として船主に屬し乘組員は各 $\frac{1}{12}$ を得るわけである。船主が自己の船に乘組む

時は $\frac{4}{12}$ を得る。

出稼漁業者は其の出稼中に於ける家族の生活を保證しなければならぬ故に, 充分の貯蓄ある者は別であるが普通の者は船主より米を前借する。船主は手許に資金なき時は他より借金して(利率2割位)乘組員に代はり, 彼等に米を分配する。即ち一種の實物賃拂を行ひ金錢にて與ふる事稀なり。

出稼漁業者の大部分は殆んど此の米の前借を有するも年々出稼を終へれば總てを清算して1人に付200圓乃至300圓の純所得はあるのである。但し本年度 (昭和5年) 春期に於ては純益殆んど無く寧ろ缺損の狀態なり。

(ロ) 近海漁業中鰯及び烏賊漁についての分配方法を述べるに(一部前述), 鰯漁は1艘の船に7人の者が乘組み行はるるを普通とす。各乘組員は網3把を提出し, 船主は船に附屬せるものとして網2把を提出するの權利を有す。即ち1艘 7人にて網23把を用ふ。各人は自己の網に懸りし魚を總て所得する。船主は船所屬の網2把及び網操縱の際船中に落ちたる魚を所得する。乘組員中網を所有せざる勞働者には給料を支給す。通常一漁期間70圓乃至100圓である。

烏賊釣は3人共同にて行ふ。船主は漁具を提供し (漁業は至極簡單にて其の價額も多からず) 船は一人分と定め, 總賣上金より餌代を控除したるものを四分し各人は其の一つを得るのである。

(9) 金融問題

漁業としての金融關係は, 農家への金融が必ずしも農業生産の爲に行はるるに非ずして, 今迄云はるる如くその大半は消費的のものであると同樣に, 漁業金融が必

第63表　調査部落に於ける借金の內容と口數

	借金									
	無盡		個人		組合		郵便		銀行	
	口		口		口		口		口	
自作	4		12		–		–		2	
小作	1		2		–		–		–	
漁家	19		43		–		–		–	
其ノ他	3		10		–		–		–	
計	27		67		–		–		2	

ずしも漁業の爲とは云ひ得ず。尤も組合的形式にて借入る場合は然らず（前述したる賃銀の前借を想起せられたし）。

吾人の調査は各戸につきその借金の形式をみた(額は不問)。上表はそれをあらはす。即ちその大部分は個人よりの信用にしてここに又農村に見らるる如く高金利の存在を豫想しえらる。

只船舶，漁具の購入とその金融關係，共有形式の代金按分關係と分配關係，信用の期間，漁村金利等につきては調査を爲ずの餘裕なかりき。

終りに戸別調査によりて各戸の貯金を見んとした。家計に於いては貯金たる一項目は生計費中の支出の項目中に入れらるるものである故ここに調査結果を擧ぐる。

第 64 表　調査部落に於ける貯金の内容と口數

	貯金				
	無盡	個人	組合	郵便	銀行
	口	口	口	口	口
自作	15	2	1	3	–
小作	1	–	–	–	–
漁家	47	2	–	3	–
其ノ他	14	–	–	3	–
計	77	4	1	9	–

但し當項目の性質としてその金額を聞く事困難なりし爲め，單に如何なる機關へ貯金せるかの調査にとどめた（貯金をして借金をせる如き場合の多きに鑑みて貯金あるもの必ずしも餘剰ありとは考へられず)。

この表に依つても部落民の如何に多數が無盡によつて貯金をなしてゐるかを知りうる。尙この表につきて注意すべきは貯金々額の中にて少くとも貯金となせる箇所の合計にして，一家にて數項目の箇所へ貯金をなせるものある故に貯金金額の割合を表現するものにあらず。而もその大部分は無盡へのものにしてその他は其の金額に於て極めて僅少である。今日依然として無盡式金融の農漁村に强き地盤を有することは注目に値する事實と云はねばならない。

第四章　漁村民の兼業(特に農業)

(1) 兼業の事實

兼業の事實として先づ第一にみることはその生産の内容であつて，農家の生産物内容に魚類あり，又漁家の生産物内容に農産物あり，其他職業家の生産物内容に農産物，魚獲物のあるをみても，各戸の構成員が單一にその世帶主の歸屬する職業に從事せざるを知るに充分である。又世帶主そのものに於ても本業，兼業を有し以て當部落に於て行はるる如何なる産業もその規模の如何に小なるかを思はしめ，同時に世帶主の本業のみを以てしては從屬者の勞働力を收容するに餘りにも小なるを會得せしむ。一家の構成員が如何に多種多様の職業に從事せるかを第74表によりて知られよ。

第二に，農業生産用土地の僅少なること及び生産期間の固定による農業勞働力の過剩，漁業勞働者の勞働力が船，漁具の數に制約さるる爲の過剩等はこれら勞働者を驅つて被傭勞働に赴かしむ。

如何にこれらによる收入が家庭經濟上に大なる部分を占むるかを，生産物總價額と對比して見るときは興味深きものがある。

調査部落に於ける各種職業別に見たる生産者の生産並に販賣狀態，及び各項目における内容を略示して，各種職業の大觀に便にする。これは同時に漁業と農業との結合狀態を示すものである。

(1) 生産　次表は農•漁•其他別にみたる生産物の種類，生産高，價額を表はす。農業者23戸中に於てその現金收入の主源泉となるべき米の生産は僅か298.9石に過ぎず。農業者人口194人(男女計)が平均1石宛消費するものとして，且小作米の出入が農業者にのみあつたものと假定しても僅か販賣米として殘るものは100石に過ぎざる狀態であつて，而も小作米の歸着點が農家ならざる場合その販賣量はより減少するわけである。

且農家の魚類生産が相當ある點に於て又其他職業家に於ても亦魚類の生産を少く有する點に於て，當部落における漁業が全般的のものである點を首肯せしめる。

(2) 販賣　次に販賣をみよう。農家に於てその生産額に於て59%をしめたる米は其の販賣額に於いては只20%をしむるに過ぎず，却つて魚類が31%を占むるの現象を呈し，漁業者に於いて生産中にみらるる米，麥，豆は販賣に於ては全部麥をひそめ

第65表 生　　産

	米			麥			粟			豆		
	戸數	數量	金額	戸數	數量	金額	戸數	數量	金額	戸數	數量	金額
	戸	石	円	戸	石	円	戸	石	円	戸	石	円
自作	21	293.90	8,328.60	2	1.75	35.00	1	0.20	0.40	11	12.20	245.00
自小作	2	5.00	225.00	–	–	–	–	–	–	1	1.60	26.00
漁家	8	21.90	600.80	3	1.05	17.00	1	0.30	5.00	25	13.40	227.80
其ノ他	5	36.70	1,029.00	–	–	–	–	–	–	5	2.45	47.50
合計	36	357.50	10,183.40	5	2.80	52.00	2	0.50	5.40	42	29.65	546.30

第66表 (生　　産) (單位圓)

		米	麥(粟含)	豆	魚	薪炭	繭	其ノ他	合計
農家	價額	8,553.6	35.4	271.0	1,601.0	1,264.3	1,506.7	1,289.5	14,521.5
	百分比	58.9	0.2	1.9	11.0	8.7	10.4	8.9	100.0
漁家	價額	600.8	22.0	227.8	9,819.0	583.8	455.5	724.5	12,433.4
	百分比	4.8	0.2	1.8	79.0	4.7	3.7	5.8	100.0
其ノ他	價額	1029.0	–	47.5	495.0	278.0	130.0	410.0	2,389.5
	百分比	43.1	–	2.0	20.7	11.6	5.4	17.2	100.0

第67表 販　　賣

	米			果實及蔬菜			豆	
	戸數	數量	金額	戸數	數量	金額	戸數	數量
	戸	石	円	戸	貫	円	戸	石
自作	6	39.50	1,026.00	6	–	312.00	6	1.55
自小作	–	–	–	–	–	–	–	–
漁家	–	–	–	–	–	–	–	–
其ノ他	1	6.00	160.00	1	–	5.00	1	0.20
合計	7	45.50	1,186.00	7	–	317.00	7	1.75

高　　(一ケ年)

魚			薪炭			繭			其ノ他		小作料	
戸數	數量	金額	戸數	數量	金額	戸數	數量	金額	戸數	金額	戸數	數量
戸	貫	円	戸	貫	円	戸	貫	円		円	戸	石
10	–	1,331.00	19	–	1,224.80	11	174.0	1,469.70	野菜 7 果實 6 杉材 1 桑 7	235.00 138.00 700.00 216.50	–	–
2	–	270.00	2	–	39.50	1	4.5	37.00	野菜 1	25.00	2	大豆 1.8
52	–	9,819.00	22	–	583.80	3	56.0	455.50	果實 5 野菜 29	150.50 574.00	1	米 3.6
4	–	495.00	7	–	278.00	1	18.0	130.00	野菜 10 釣針 1	260.00 150.00	1	米 2.5
68	–	11,915.00	50	–	2,126.10	16	252.5	2,092.20	野菜 47 果實 6 桑 12 杉材 1 釣針 1	1,094.00 138.00 367.00 700.00 150.00	4	大豆 1.8 米 6.1

只魚類のみが殆んどその現金收入源泉たるの狀態を示してゐる。又其他に於ても魚類は販賣中の60%を占め，こゝにも現金收入上の魚類の位置の重要性を認識せしむる。玆に於て部落が漁村部落なるが故に示せるかかる數字は又一方に半農，半漁的色彩の濃厚なるを反映し，かくして純田所，畑所，養蠶村におけると頗る異なる現金收入の內容となつてあらはれる。又漁村なるが故にみらるる特質は一方，その被傭勞働の內容にも明確にあらはれてくる。他方各職業內における構成員の漁業に從事するものの數の上にもあらはれてくる。

高　　(一ケ年)

	魚			繭			桑		
金額	戸數	數量	金額	戸數	數量	金額	戸數	數量	金額
円	戸	貫	円	戸	貫	円	戸	貫	円
29.50	10	–	1,378.00	11	184.0	1,379.40	1	200.0	20.00
–	2	–	250.00	1	4.5	37.00	–	–	–
–	52	–	9,373.00	2	43.0	347.60	2	75.0	7.50
4.00	4	–	465.00	1	18.0	130.00	–	–	–
33.50	68	–	11,466.00	15	249.5	1,894.00	3	275.0	27.50

第 68 表　（販　　賣）　（單位圓）

		米	麥	豆	魚	繭	桑	其ノ他	合計
農家	價額	1,026.0	312.0	29.5	1,628.0	1,416.4	20.0	700.0	5,131.9
	百分比	20.0	6.1	0.6	31.7	27.6	0.4	13.6	100.0
漁家	價額	-	-	-	9,373.0	347.6	7.5	-	9,728.1
	百分比	-	-	-	96.3	3.6	0.1	-	100.0
其ノ他	價額	160.0	5.0	4.0	465.0	130.0	-	-	764.0
	百分比	20.9	0.7	0.5	60.9	17.0	-	-	100.0

第 69 表　販　賣　方　法

〔米〕

時	賣先		賣渡場所		何人ノ手ヲ經タカ		代金		販賣ニ對スル關心		
出來秋	部落内個人		庭先	個人	組合	現金	掛		個人	共同	無
戸 7	戸 7		戸 7	戸 7	戸 -	戸 4	戸 3		戸 4	戸 1	戸 2

第 70 表　〔繭〕

時	賣先		賣先場所		何人ノ手ヲ經タカ		代金		販賣ニ對スル關心		
出來時	仲買人	市場	庭先	市場	個人	組合	現金	掛	個人	共同	無
戸 15	戸 11	戸 4	戸 11	戸 4	戸 15	戸 -	戸 14	戸 1	戸 5	戸 6	戸 4

（註）　魚類につきては前掲

被傭に依る勞賃收入を見るに次の如し。

第 71 表　漁業による被傭勞賃　（漁　家）

期間（件數）		延日數	仕事收入金	部落内外
季節 50件	55件	12,885日	円 10,675.45	外 39
臨時 5件		595日	326.65	内 8
		不明 1件	不明 1件	不明 8

（農　家）

期間（件數）		延日數	仕事收入金	部落内外
季節 2件	3件	370日	200円	外 3
臨時 5件		100日	140円	

（其ノ他）

期間（件數）		延日數	仕事收入金	部落内外
季節 5件	5件	1,270日	850円	外 4
臨時 -				内 1

第 72 表　漁業外に依る被傭勞賃　（漁　家）

期間（件）		仕事ノ種類		仕事ノ場所（部落内外）		延日數（日）		收入（圓）
季節雇 8	34	官公造林	19	内	26	季節	1,785	2,699
臨時雇 31		大工	4	外	10	臨時	1,138	781（＋辨當25日分）
		農業	18	不明	3			
		屋根葺	3					
		桶屋	1					

（農　家）

期間（件）		仕事ノ種類		仕事ノ場所（部落内外）		延日數（日）		收入（圓）
季節雇 3	8	官公造林	2	内	1	季節	515	578.50
臨時雇 5		大工	1	外	3	臨時	526	993.05（＋辨當23日分）
		屋根葺	2	不明	4			
		農業	2					
		不明	1					

（其ノ他）

期間（件）		仕事ノ種類		仕事ノ場所（部落内外）		延日數（日）		收入（圓）
季節雇 7	13	官公造林	4	内	6	季節	1,588	1,698
臨時雇 11		大工	6	外	8	臨時	1,460	（其ノ他不明1）1,720.5
		農業	4	不明	4			
		屋根葺	3					
		生絲	1					

第 73 表　(1) 漁家に於ける漁獲物販賣額と
(2) 漁家に於ける漁獲物販賣額と漁業出稼に依る收入との結合
總 出 稼に依る收入との結合 (△印)

(單位圓)

出稼＼漁獲販賣高	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	150	200	250	300	350	400	450	500	550	計
←200	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
(−)150	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	△1 1	–	–	–	–	–	–	–	–	–
(−)100	△ 1 1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	△ 1 1
(−) 50	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	△ 1 1
0	△*1 *1	△1 1	1	△2 3	–	1	–	1	–	–	–	△1 5	△1 3	1	△1 2	–	△2 3	△1 1	–	△1 1	△11 24
50	△ 1 2	–	△2 1	△1 –	–	△1 –	–	△1 –	–	–	1	△2 1	△1 1	△1 –	△1 –	–	△1 –	–	–	–	△12 6
100	△ 2 2	–	–	–	△1 1	△1 1	–	–	–	–	△1 –	△2 1	–	△2 1	–	–	–	–	△1 1	–	△10 7
150	△ 3 3	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	△1 1	1	–	–	–	–	△2 2	–	△ 6 7
200	△ 3 2	–	–	–	△1 1	–	–	–	–	–	–	△2 2	△1 –	1	–	–	–	–	–	–	△ 7 6
250	△ 1 2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	△1 –	–	1	–	–	–	–	–	–	△ 2 3
300	△ 2 1	–	–	–	–	–	1	–	–	–	1	△1 –	△1 –	△2(×) 1	(×) 1	–	–	–	–	–	△ 6 5
350	–	–	–	–	–	–	△1 –	–	–	–	△1 –	–	–	△1 1	△1 –	1	–	–	–	–	△ 4 2
400	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1
450	△ 2 2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	△ 2 2
500	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	△1 –	–	–	–	–	–	–	△ 1 1
550	△ 1 1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
600	–	–	–	–	–	△1 1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	△ 1 1
650	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	△1 –	–	–	–	–	△ 2 1
700	–	–	△1 1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
750	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	△ 1 1
800	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
850	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
900	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
950	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
1000	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
1100	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
1200	△ 1 –	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
1300	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	△ 1 –
1400	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
1500	△ 1 –	–	–	–	–	△1 1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	△ 2 1
計	19	1	3	3	2	4	1	1	–	–	2	10	5	7	3	1	3	1	3	1	△70 70

＊ 出稼をなすものなるも報酬なし。　(×) 繭販賣をふくむ。

また出稼による收入は上の如き割合を占めてゐる。表によれば漁業のための出稼をなさざる漁家は23戸に過ぎず，漁業外の出稼をも考慮に入るるときは漁獲物販賣を以て職業とせる純漁家はただの10戸に過ぎないのを知る。以て出稼が占める重要なる役割を知ることが出來る。

終りに漁家内部に於ける從事職業別詳表を加へる(第74表)。これに就て注意すべき事項は次の如し。

(イ) ここに云ふ無職とは，勞働しうる年齢に達せざるが爲に何もなさざるもの及婚姻の爲に一家の主婦となり何も爲さざるもの及び老年の爲に働きえざるものの三者を含む。

(ロ) 女197人中無職99人を除く殘り98人中の61人が農耕に從事せること。

(ハ) 男子254人中無職101人を除く153人中113人が漁業のみに從事せること。

(ニ) 商と名づけらるるものの中に女子の多きことが主として，漁獲物を行商する

第74表 漁家に於ける世帯員従事職業

年齢		10以下	11—15	16—20	21—25	26—30	31—35	36—40	41—45	46—50	51—55	56—60	61—65	66—70	71—75	76—80	81—85	86—90	90以上	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人										
無職	男	73	20	1	–	–	–	–	–	–	–	2	1	2	1	1	–	–	–	101
	女	46	15	1	3	3	2	1	4	2	1	3	5	8	2	2	1	–	–	99
漁	男	–	2	19	20	14	6	13	10	7	5	12	4	1	–	–	–	–	–	113
	女	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1
農	男	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	1
	女	–	–	2	18	2	5	14	8	8	3	1	–	–	–	–	–	–	–	61
漁農	男	–	–	–	–	1	1	–	2	1	2	–	1	–	–	–	–	–	–	8
	女	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	2
漁商	男	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1
	女	–	–	–	–	–	1	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2
農漁	男	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1
	女	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1
農商	男	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1
	女	–	–	–	–	1	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
工農	男	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2
	女	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1
商農	男	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	女	–	–	–	1	–	–	1	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
工漁	男	–	–	–	1	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	3
	女	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2
家事	男	1	4	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	女	1	7	2	–	–	–	2	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	5
公務自由	男	–	–	–	–	1	1	–	–	–	–	–	1	1	–	–	–	–	–	15
	女	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2
商	男	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1
	女	–	–	–	1	2	2	1	–	2	1	–	–	–	–	–	–	–	–	2
工	男	–	–	6	2	5	2	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	8
	女	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	16
林	男	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	女	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	1
工場労働	男	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1
	女	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
總計	男	74	26	26	23	23	11	15	13	8	9	14	7	3	1	1	–	–	–	254
	女	47	22	6	24	9	14	19	13	14	4	5	6	9	2	2	1	–	–	197

ものに基くこと。

（ホ） 工場労働者が男女共に微少なること。

（ヘ） 「工」の中は左官，大工，屋根造りの如きものにして動力機械使用者は全然なきこと。

（ト） 漁家と農家，其他の家とを比較する爲に後者の二つを附として挿入した。

第 75 表　（農　　家）

年齢	〔男〕無職	農業	農漁	漁業	農工	工業	商業	計	〔女〕無職	農業	家事	商業	家事使用人	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1- 5	9	–	–	–	–	–	–	9	15	–	–		–	15
6-10	9	–	–	–	–	–	–	9	11	–	–	–	–	11
11-15	12	1	1	-	–	2	-	16	5	2	3	–	–	10
16-20	1	2	2	1	–	5	–	11	1	7	1	–	2	11
21-25	-	–	1	1	–	3	–	5	1	6	–	–	–	7
26-30	–	2	2	3	–	1	–	8	–	10	–	–	–	10
31-35	–	–	–	2	1	–	–	3	1	2	–	–	–	3
36-40	–	3	2	–	1	–	1	7	–	3	-	–	–	3
41-45	–	2	–	1	–	–	–	3	1	2	–	–	–	3
46-50	–	–	2	1	–	–	1	4	–	7	–	–	–	7
51-55	–	3	–	–	–	–	–	3	1	2	2	–	–	5
56-60	–	5	1	–	–	–	–	6	–	4	–	–	–	4
61-65	1	1	1	–	–	–	–	3	4	1	–	–	–	5
66-70	–	1	1	–	–	–	–	2	2	2	–	1	–	5
71-75	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
76-80	1	–	–	–	–	–	–	1	1	–	–	–	-	1
81-85	–	–	–	–	–	–	–	–	3	–	–	–	–	3
86-90	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	1
計	33	20	13	9	2	11	2	90	47	48	6	1	2	104

註　（男）「工」大工 8，屋根葺 5，「商」木炭仲間 1，煙草小賣 1，（女）1

第 76 表　（其　他　ノ　家）

年齢	〔男〕無職	農業	漁林	農工	漁業	農商	家事	工業	工漁	工漁農	公務	計	〔女〕無職	農業	商業	農商	家事	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1- 5	8	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	8	5	–	–	–	–	5
6-10	9	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	9	6	–	–	–	–	6
11-15	8	–	–	–	1	–	1	–	–	–	-	10	6	–	–	–	–	6
16-20	–	–	–	–	–	–	1	4	–	–	–	5	–	7	–	–	–	7
21-25	-	–	–	–	4	–	–	5	–	–	–	9	1	5	–	–	1	7
26-30	–	–	–	1	1	–	–	–	1	1	1	5	–	1	–	–	–	1
31-35	–	–	–	–	–	–	–	-	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
36-40	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	1	1	3	–	–	–	4
41-45	–	–	–	–	–	–	–	1	1	–	–	2	1	1	1	1	–	4
46-50	–	–	–	2	–	–	–	1	–	–	–	3	1	2	–	1	1	5
51-55	-	–	1	–	–	–	–	1	-	–	–	2	1	4	–	–	-	5
56-60	–	–	–	–	–	1	–	–	–	1	–	2	1	-	1	–	–	2
61-65	1	–	–	–	–	–	–	2	-	–	–	3	1	2	1	–	-	4
66-70	1	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	2	1	–	–	–	–	1
71-75	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	-
76-80	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	-
81-85	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2	–	–	–	–	2
86-90	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
計	29	–	1	4	6	1	2	15	2	2	1	63	27	25	3	2	2	59

註　「工」と稱せらるゝものゝ内容　　大　工 17，屋根フキ　5，釣針製造　1
「公務自由」　鐵道工夫 1，「林業」　木挽，「家事」（男）　商業

（2）兼業（又は副業，以下同斷）の必要

兼業の必要は兼業をせざる場合には一家の生計が危怡におち入ると云ふ積極的の場合と過剰勞働力投下の手段としての兼業と云ふ消極的なるものとがある。兼業及び副業共に業態の一定性を必要とする以上，被傭勞働による臨時的なる不確實なるものは兩者に入らない。尤もこれも連年に於てその形態に一つの循環をとるが如き場合はいづれかに入りうる。

扨て當部落の如き地勢の影響による生産手段としての土地の僅少なるものにあつては農家は必然的に兼業を要求する。また此の要求が幾分滿される所に所謂過剰に見える人口も定着する。一方海岸に面すると云ふ爲に發展した漁業が季節とその收獲物の不確實さによつて，且又主食物の純然たる購買者の位置を幾分にても輕減せんとする欲求のため，或は養子制度による新勞働力の補給によつて自家の男子の勞働力に過剰が生じたる場合にこれに何等かの生業を附與しつつ，漁家の成員として大漁時の漁業に從事せしめんとするが如き，ここに兼業又は副業は生活費と結びつき，勞働力の過剰と結びつき生産期間の不確定，生産物の不確實さと結びついてかくして分化のおくれたる農漁村の傳統的な一樣相として存在してゐる。

調査が示す如く本部落に於ては，漁家の兼業は農業，漁業以外の出稼業であり，農家，其他の家のは漁業である。

これは前節の第74表の漁家成員職業關係表にもある如く，漁家の女子が大部分農業に從事し，又出稼人及老年漁業者が本業として漁業をやりつつ同時に農業をやつてゐるのをみても明かであるし，生産表に於てその額に於て漁獲物が絶對額を占むる一方に農産物の可なりの價額の存在するをあらはしてゐる。

（3）兼業としての農業

前述の如く漁業の大部分が出稼的なる爲に其の期間に偏りのある爲と，主要食物の純然たる購買者たるの位置からのがれんとする爲竝に婦女子の勞働力が餘れる爲——農業者に於けるが如く補足的に，男子の勞働を充すことが出來ない爲——との如き諸多の原因及び附近に，女子の勞働力を要求するが如き市場のなき爲に，漁家における婦女子が農耕に專らたづさはれるは前述の通りである。調査部落に於ける漁家70戸の中幾何がどの程度の面積の耕地を所有，經營してゐるかを農家及び其他の家と比較してみよう（次表參照）。

その耕地所有面積に於ては，農家は１町５反—１町が最も多きに反し漁家に於て

は2.5反以下が最も多く，又其の他の家に於ても2.5反以下絶對的に多し。

これを漁家についてみれば70戸中耕地所有戸數は40戸即ち57%，1戸平均1.9反に過ぎず，而も40戸中31戸は2.5反以下の微細なるものを所有せるに過ぎず。

經營地面積についてみると農家については矢張り2.5反—2.0反が多く，漁家についてみると漁家70戸中48戸が經營して居り（70%）その中41戸2.5は反以下のものである。

一戸平均の經營面積は1.5反なるも，その大部分が2.5反以下のもの多くその平均が0.9反なるをみても，その生產物が自給品を目的とのみして何等商品たるの餘地のないことを示し，前述の生產と販賣表に於て漁業者の販賣物表の中に農產物の皆無なることの基因をなしてゐる(耕地の貸借關係につきては第81表參照)。

又次表に於て分明する如くその經營地が田に於て9戸(1戸平均1.4反)，畑に於て46戸(平均1.3反)，桑園に於て2戸(1戸平均0.9反)をみても，主食物たる米を漁家が買はざるを得ざる立場にあること及びたとへ田を經營してゐてもそれのみにては一家の必要量をも充しえないことが分る。

第77表　土地所有面積段階別戸數　(田畑の部)

	自作		自小作		漁家		其ノ他		合計	
	戸數	面積	戸數	面積	戸數	面積	戸數	面積	戸數	面積
反	戸	反	戸	反	戸	反	戸	反	戸	反
2.5以下	–	–	1	2.5	31	32.3	7	8.4	39	43.2
5.0	–	–	–	–	6	23.7	2	8.5	8	32.2
7.5	4	27.0	1	5.3	2	11.8	1	5.5	8	49.6
10.0	6	53.1	–	–	1	8.2	–	–	7	61.3
15.0	7	88.2	–	–	–	–	1	12.0	8	100.2
20.0	3	47.3	–	–	–	–	–	–	3	47.3
25.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
30.0	1	28.0	–	–	–	–	–	–	1	28.0
35.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
40.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
45.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
50.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
50.1以上	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合計	21	243.6	2	7.8	40	76.0	11	34.4	74	361.8

第78表　農家經營面積段階別戸數　(田畑の部)

	自作		自小作		漁家		其ノ他		合計	
	戸數	面積	戸數	面積	戸數	面積	戸數	面積	戸數	面積
反	戸	反	戸	反	戸	反	戸	反	戸	反
2.5以下	–	–	–	–	41	38.3	7	6.9	48	45.2
5.0	–	–	1	3.5	5	21.1	3	12.0	9	36.6
7.5	4	27.0	–	–	1	6.3	1	5.5	6	38.8
10.0	5	44.5	1	8.4	1	8.2	–	–	7	61.1
15.0	8	99.4	–	–	–	–	1	12.0	9	111.4
20.0	3	47.3	–	–	–	–	–	–	3	47.3
25.0	1	25.0	–	–	–	–	–	–	1	25.0
30.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
35.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
40.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
45.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
50.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
60.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
70.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
80.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合計	21	243.2	2	11.9	48	73.9	12	36.4	83	365.4

第79表　經營內容別面積

	自作		自小作		漁家		其ノ他		合計	
	戸數	面積	戸數	面積	戸數	面積	戸數	面積	戸數	面積
	戸	反	戸	反	戸	反	戸	反	戸	反
田	21	159.8	2	5.4	9	12.8	5	17.8	37	195.8
普通畑	21	68.7	2	5.5	46	59.3	12	16.0	81	149.5
桑園	11	14.7	1	1.0	2	1.8	4	2.6	18	20.1

各種職業別にみたる經營耕地への投下肥料の量竝に價額は次表の如くである。これを以て兼業の意味でなされる漁家，其他の家の農業生產方法が購入肥料の小量の點に於て農家のそれと比較して如何に粗放的なるかが分る。尙漁業の產物による自給漁肥については調査なし。

ここに於て地主が部落內にあるか否かは，各職業全體を通じて部落經濟として重要なる意味があり，且漁業者が10戸とも，1人の地主から借りてゐることもその規模の小なるを覗はしむる。何となれば當地は平坦に一つの大耕地をとること不可能なればなり。

第80表 購入肥料

	自作			自小作			漁家			其ノ他			合計		
	戸數	數量	金額	戸數	數量	金額	戸數	數量	金額	戸數	數量	金額	戸數	數量	金額
	戸	貫	円	戸	貫	円	戸	貫	円	戸	貫	円	戸	貫	円
豆粕	13	270	82.80	–	–	–	–	–	–	1	21	6.20	–	–	–
硫安	4	33	16.89	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
硫酸加里	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
過燐酸石灰	12	292	54.56	–	–	–	2	35	6.30	2	60	10.80	–	–	–
硫酸アルミナ	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
トロナ加里	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
骨粉	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
石灰	4	25	12.50	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
石灰窒素	11	61	22.80	1	2	0.80	1	3	1.15	2	8	2.85	–	–	–
魚肥	9	139	93.25	–	–	–	–	–	–	1	10	5.00	–	–	–
配合肥料	1	10	5.60	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合計	18	–	288.40	1	–	0.80	2	–	7.45	3	–	24.85	24	–	321.50
誰カラ 商人		8			1			1			1			11	
誰カラ 否		10			–			1			2			13	
方法 個人買		4			–			1			–			5	
方法 共同買		14			1			1			3			19	
代價 現金		18			1			2			3			24	
代價 掛		–			–			–			–			–	
代價 交換		–			–			–			–			–	

第81表 小作地 {何人の地主から借りて居るか / 何人の小作人に貸して居るか}

	小作人ニ										地主カラ							
	1人		2		3		4		5		1		2		3		4	
	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外
自作	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–
自小作	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	1	–	–	–
漁家	3	–	–	–	1	–	–	–	–	–	9	1	–	–	–	–	–	–
其ノ他	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	3	–	–	–	–	–	–	–
合計	3	1	–	–	1	–	–	–	–	–	14	1	–	–	1	–	–	–

然らば田畑が如何なる割合にて結合經營されてゐるかを各職業戸別にみやう。次表の如く(第82表)

(イ) 農家に於ては經營地を有せざるもの無きは自明の理なるも結合の割合に於て田の畑に對する割合の多きもの23戸中20戸を占め，特に田65—70%に對し畑35—40%のもの最も多し。

(ロ) 漁家，其の他の家に於ては(イ)に反して，全然經營せざるもの前者33%，後者40%を占め，次に畑のみを經營し田を全然經營せざるもの前者に於て54%，後者に於て35%にて，(イ)(ロ)に於ける經營地目の別の明かに異なるは，田が畑に比してより大なる，且非常に不規則なる勞働力を必要とするより考察すれば，その主職業を農業とせざる(ロ)に於てかかる畑經營に偏すれるも亦當然勞働力供給が主要因となれるに非るか。又漁家，其の他の家の經營地の所在が地理的の制約をうけて畑作經營を餘儀なくさせられるが如き事あるかもはかられず。

終りにその經營面積を自作してゐるか，小作をしてゐるか或は田と畑との自小作狀態等が職業關係と如何に結びついゐるかをみるために次の表を以てした。

△印は漁家
＊印は農家其他

第82表　職業別に見たる經營田畑面積結合狀況（戸數）

（單位…反）

田＼畑	0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	10.0	計
0	*8 23	2	4	4	2	*2 3	*1 2	1	*1 2	1	*1 2	*1 2	1	2	2	1	2	*1 2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	*15 61
0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△1 -
0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
0.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	*1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
1.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*1	1
2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*1	-
2.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△1 -
3.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*1	-
3.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4.5	-	-	-	-	-	-	*1	-	-	-	-	-	-	-	-	△1	-	-	-	-	-	-	△1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
5.0	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	△1 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△1
5.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*1	△1 -
6.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△2 1
7.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△2 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△2 -
7.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△1	-	-	△1	-	-	-	△1	-	-	-	-	△1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△2 -
8.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△2 -
8.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△1 -
9.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△2 -
9.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△1	-	-	-	-	△1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△1 -
10.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	*8 24	3	5	4	2	*2 3	*2 2	1	*1 2	1	*2 3	*1△1 2	△1 1	2	3	△2 2	*1△1 2	*1 2	1	△1	1	△3 1	*1△1 1	*1△7 1	△2	△1	△1	-	△1	△1	-	1	-	-	-	*20 △23 70

第 83 表　職業別にみたる經營田畑結合の割合　(戸數)

田　畑	農　家	漁　家	其ノ他	計
% 0	戸	戸 23	戸 8	戸 31
100 : 0		1		1
95 : 5		1		1
90 : 10				
85 : 15			1	1
80 : 20	2			2
	1			1
75 : 25	1	1		1
				1
70 : 30	1		1	2
	2			2
65 : 35	6			6
60 : 40	1		1	1
	1	1		2
55 : 45	1			1
	4			1
50 : 50				4
45 : 55	1	1		2
		1		1
40 : 60			1	1
35 : 65				
30 : 70	1	1	1	3
25 : 75		1		1
20 : 80				
15 : 85				
10 : 90	1			1
5 : 95		1		1
0 : 100		38	7	45
計	23	70	20	113

(註)　當表は經營田畑の結合割合別に戸數の分布を見たものである。尙實狀の詳細を示す爲に殊更に區切り上の數字と區切間の數字とを區別して記載した。

第 84 表　經營田畑自小作別結合狀態よりみたる職業別戸數

	自作	自小作	漁家	其ノ他	計
	戸	戸	戸	戸	戸
田　自	–	–	–	–	–
田　自　畑　自	21	–	5	4	30
田　自　畑自小	–	1	–	–	1
田　自　畑　小	–	–	–	–	–
田自小	–	–	–	–	–
田自小　畑　自	–	1	–	–	1
田自小　畑自小	–	–	–	–	–
田自小　畑　小	–	–	–	–	–
田　小	–	–	2	–	2
田　小　畑　自	–	–	2	1	3
田　小　畑自小	–	–	–	–	–
田　小　畑　小	–	–	–	–	–
畑自小	–	–	–	–	–
畑　小	–	–	7	2	9
畑　自	–	–	31	5	36
無	–	–	23	8	31
計	21	2	70	20	113

第 85 表　自作地小作地面積比較 (戸數)

自作 小作	農家	漁家	其ノ他	計
%	戸	戸	戸	戸
100 : 0	21	36	9	66
95 : 5				
90 : 10				
85 : 15				
80 : 20				
75 : 25				
70 : 30	1			1
65 : 35				
60 : 40	1	1		2
55 : 45				
50 : 50				
45 : 55				
40 : 60				
35 : 65				
30 : 70				
25 : 75			1	1
20 : 80				
15 : 85				
10 : 90				
5 : 95				
0 : 100		1		1
		9	2	11
0		23	8	31
計	23	70	20	113

字堅苔澤に關する耕地の田畑割合については調査がされなかつたので正確なる事は分らない。が第一章の堅苔澤についての『村誌調』(註1) より拔出された所にても見られる樣に――その後行政區劃が如何に變更されたるかは知らぬ。今これを變化な

きものとすれば(註2)——税地として田は20町，畑は21町4反でその割合は48%對52%であつてほぼその割合は等しい。

註 1　明治十一年

註 2　封建時代に於ては田川郡山濱通溫海組大庄屋の支配に屬し，明治以後は大字小波渡と共に，明治十二年大小區廢止と共に組合村となり同十七年七月一日より三瀬村，外三ケ村の所轄となり，明治二十二年四月より現今の如く豐浦村の所轄となる。

部落別職業戸口(註)によつてみると堅苔澤には120戸あり，當調査は113戸についてなされたのであるから殆んどその全部を調査したとみてよからう。かくして算術的平均の概念からゆけば漁家についても農家同様畑より田の面積が多かるべきである。——ここに部落内の耕地が部落民によつて耕作さるると假定して——にも拘わらず農家に田が多く漁家に殆んど田がなくて大部分が畑であるをみればこれを出稼人のための勞働力の減殺及び漁業のため勞働力の減少(——季節固定的)の結果とみることに誤りもあるまい。

註 1　農家に田が多く漁家に畑が多いのが勞働力と直接的に關係があるのか，又は全然かゝることゝ無關係にその住居の地理的關係に制約されてしまつた結果か，或はその職業に對する執着性とでも云はふか。後者が前者程田を尊ばないためだらうか，かゝる疑問を殘す。

註 2　調査の結果から見ても，耕地を貸してゐるものは殆んど部落内の小作人へであり，又小作せるものも殆んど部落内地主から借りてゐることを知る。

註 3　隣りの部落たる小波渡及び隣村の溫海村と當部落との間に耕地の貸借關係があるかの問題があるが調査なし。

尙耕地の分散狀態をみるときに於て，農家が必要耕地を獲得するに如何なる苦心をなすか及び地理的影響，地勢關係の爲に一つの集團的な農耕地をうるに困難なる

第 86 表　耕　地　分　散　狀　況　(戸　數)

分散數	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	18	20	25	30	40
自　作	–	1	3	2	1	2	1	1	3	4	–	1	1	–	–	–	–	–	1
自小作	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–
漁　家	19	11	7	7	1	1	1	1	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–
其ノ他	3	1	4	1	1	–	–	–	–	1	–	–	–	–	1	–	–	–	–
計	22	13	15	10	3	3	2	1	1	5	–	2	1	–	1	1	–	–	1

かを知りうると同時に，漁家の如き兼業的農家の耕地が大半一個所にあることもその規模の小なること竝に住居の海岸と不離の關係にある爲に漁業勞働に結合された一時的農業がその往復時間に多大の時間を浪費する等の爲に分散耕地をさくるかを知らしむる。

次に林野の所有經營面積であるが，この利用は主として薪炭の採集場としてであつてしかもこれは主として自給用なり(2.3の例外として建築用材採集のものあり)。

從來部落共有の山林が明治初年の改革に際し部落有地は殆んど全部國有林に編入せられ，のち明治38年—42年間に再び部落有地として特賣拂下をうけた。のち部落有地，入會地は漸次統一され村有となつたために現在に於ては部落有地，入會地は存在せず。

ここに從來ならば得られし各家の薪炭が村有財產に編入されしために，分配上の不均衡を生ずるに至つたことは，部落有地，入會地を有せし所にして國家有に編入された地方民の一樣に味ひつつある所である。

第 87 表　土地所有面積段階別戸數　(林野の部)

	自　作		自小作		漁　家		其ノ他		合　計	
	戸數	面　積	戸數	面　積	戸數	面　積	戸數	面　積	戸數	面　積
反	戸	反	戸	反	戸	反	戸	反	戸	反
5.0以下	1	5.0	–	–	24	36.3	6	12.2	31	53.5
10.0	1	5.7	1	8.8	2	12.4	4	28.7	8	55.6
15.0	5	66.5	1	10.6	3	39.0	–	–	9	116.1
20.0	1	16.2	–	–	–	–	1	18.3	2	34.8
30.0	2	47.2	–	–	1	24.2	1	24.5	4	95.9
40.0	2	65.2	–	–	–	–	1	35.0	3	100.3
50.0	2	51.2	–	–	–	–	–	–	2	81.2
60.0	2	115.0	–	–	–	–	–	–	2	115.9
70.0	2	124.4	–	–	–	–	–	–	2	124.4
80.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
90.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
100.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
200.0	1	122.2	–	–	–	–	–	–	1	122.2
300.0	1	228.5	–	–	–	–	–	–	1	228.8
300.1以上	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合　計	20	877.8	2	19.4	30	111.9	13	118.7	65	1,127.8

第 88 表　農家經營面積段階別戸數　(林野の部)

	自作		自小作		漁家		其ノ他		合計	
	戸數	面積	戸數	面積	戸數	面積	戸數	面積	戸數	面積
	戸	反	戸	反	戸	反	戸	反	戸	反
5.0以下	2	8.0	–	–	21	29.6	6	11.8	29	49.4
10.0	3	23.2	2	14.6	3	20.6	3	23.0	11	81.4
15.0	4	49.1	–	–	1	10.5	–	–	5	59.3
20.0	–	–	–	–	–	–	1	18.3	1	18.6
30.0	2	50.9	–	–	1	24.0	2	48.5	5	123.4
40.0	5	169.8	–	–	–	–	–	–	–	169.8
50.0	–	–	–	–	–	–	–	–	2	–
60.0	2	108.0	–	–	–	–	–	–	–	108.0
70.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
80.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
90.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
100.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
200.0	1	119.9	–	–	–	–	–	–	1	119.9
300.0	1	208.5	–	–	–	–	–	–	1	208.5
300.1以上	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合計	20	737.4	2	14.6	26	84.7	12	101.6	60	938.3

(4) 農家の兼業

農家の兼業は養蠶，漁業等である。漁業兼業者は出稼は別として隨時に農業及び漁業に從事する。林業勞働は農閑期に行はれ主として薪の採取にして製炭に從事するものは極く少數である。用材の切出しは本職の木挽(主として他村者)によりて行はる。

尙農閑期の利用としては藁細工，繩製造等行はれ竹細工，割箸製造等も近來漸く盛んならんとし其他養鷄が興りつつあり。

第 89 表　1. 農業を本業とする家とその兼業

兼業種類	自作	自小作	小作	計
	戸	戸	戸	戸
漁業	6	2	–	8
工漁	4	–	–	4
漁工業	4	–	–	4
出稼	3	–	–	3
商業	1	–	–	1
純農家	3	–	–	3
計	21	2	–	23

2. 其の他の業を本業とし農業を兼業とする家

本業種類	自作	自小作	小作	計
	戸	戸	戸	戸
漁業	28	1	4	33
工業	7	1	1	9
商業	2	–	–	2
計	37	2	5	44

3. 非農家 (註)

漁業	20
漁工業	13
漁商業	4
商業	4
公務自由業	1
林業	1
工業	3
計	46

註　こゝに非農家とは耕地を全然經營せざるものを云ふに非ず，たとへ經營するとも兼業として成立すべく餘りに少なるを以て兼業の中に入れざりしものなり

第五章　生　活　狀　態

吾人の調査は漁村民の生活狀態については次記の諸項について行はれた。ここに云ふ生活狀態とは主として家計狀態を意味するものとす。

1. 飲食物（嗜好品をも含む）
2. 住居（光熱，浴室，井戸等を含む）
3. 衣服（冠婚，葬祭等特殊なる場合も一瞥す）
4. 保健衛生
5. 宗　教
6. 娯樂，遊山
7. 修養，教育費

以上の諸事項は夫々漁村全體を背景として，否寧ろ廣く社會を背景として觀らるべきものであつて，社會環境が個々人の生活內容に及ぼす影響をこの場合切離して單獨にその生活狀態を論ずることは困難である，が今は社會環境に關することはこれを前章にゆづり，ここでは統計上現はれて來た數字について，その意味を考へるに止める。

以下前記各項について論述する。

第一節　飲　食　物

（1）米麥の消費　一般に村民は米を多く食ふ。その一日の消費量一人當り米3.6合であるが，小兒，老人をも含める前記の數字から考へて事實上大人1人の消費量は 1日平均6—7合に及ぶ。勞働が激しき爲と村人は云ふ。

調査部落に於ける一日の米麥消費量は然らば如何，次表はそれを物語る。

第90表　飲食物の消費量

	戸　數	人　員	麥飯戸業	1日の米消費量總計	1人1日の消費
	戸	人	戸	升	合
農　家	23	194	17	69.6	3.60
漁　家	70	451	28	166.0	3,70
其ノ他	20	122	11	39.1	3.20
計	**113**	**767**	**56**	**274.7**	**3.58**

前表につきて注意すべき點は，漁家中麥を混じて食するものの少き事である。そ

の理由としては次の三つが云はれて居る。

1. 勞働の激しき爲に自然的に麥を排する樣になることで，一家を擧げて煩瑣なる勞働—主人は漁業，主婦は農業の如き—に從事せる彼等にとつて，操作の面倒なる麥食を混ずるより，より簡單なる米食のみを以てする事に依りその餘剩時間を，尙勞働或は休養にあつる方有利なりと云ふ經濟的原因に基く。及また勞働强度の大なる爲に主食物よりカロリーを要求すること大にして，麥食は早く空腹を感ずるを以てこれを取らずとする生理的欲求に基く。
2. 麥飯を食すれば勢ひ副食物に奢る事となり却つて不經濟になる。
3. 漁家は米，麥共に購入する立場にある者多く，麥が米に比して價格に於て法外に安しと云ふ事なし。然らば各職業別にみたる飯米自給購入の1箇年における割合は如何なるものか，この事は次の表につきて判然とみらる。

第91表　飯　米　購　入　戸　數

	全自給	3箇月以下購入	6箇月以下	9箇月以下	10箇月 11箇月以下	全購入
	戸	戸	戸	戸	戸	戸
農　家	14	5	2	1	1	—
漁　家	1	—	—	3	3	63
其ノ他	—	1	1	1	1	16
計	**15**	**6**	**3**	**5**	**5**	**79**

上の第3の理由の爲に麥を作らぬ農家も亦漁家と同じく强ひて麥を購入する必要を認めぬ。麥を自給せる家に於ては普通麥飯を食するも其の混合量は極く少量である。

麥以外の雜穀其他を混合することなし。

ここに一つ面白き事實は，農家と漁家の飲食物內容にして前者は後者に比し一般に劣等である。即ち漁家は主食物についてこれをみるも，價格の差異の甚だしからざる範圍內に於て良品質のものを購入するに反し，農家は自給品を主とし時には良自給品を賣却し劣品質のものを購入するが如き場合すらあり。

一例として，本村に於ては「中手愛國」(米)が多く生產されるが農家は之を食するに反し漁家は他地方より移入せられたるより上等米を食するが如きである。

（2）副食物　日常副食物は，農，漁家共に魚，野菜を適度の割合に充分の榮養

を取りうる程度に食して居る。が前述の如く漁家は農家に比して副食物に於ても品質がよい。

（イ） 魚類は常に豊富なるため村民一般に多量に消費す，漁家以外の者は小賣商人（漁家の主婦，娘等）より魚類を購入す。只冬期は日本海の荒れる事多く沿岸に於ける漁業も爲に妨げらるる故に，乾魚或は魚（鰯）の糠漬けを食すること多し，且本村漁家は魚類の加工，貯藏を行はぬ爲冬期に用ひらるる乾魚は主として北海道より出稼人の買來れる乾鱈，乾鰊等である，魚類と比較的密接なる關係を有する獸肉，鳥肉は當村では殆んど食されず殊に鳥肉は全く食せられざる如し。冬季寒氣と風雪の爲に漁獲なき時極めて稀に豚を食することあり。(全村通じて1年の豚の消費量1頭なるをみても分る，村内に肉屋なき事と屠殺設備なき爲にもよるか)

（イ） 野菜類は　自給品が大部分である。漁家其他と雖も宅地内或は狹小なる畑を利用して自給に努めつゝあり。かくしても尙村全體としてはその必要品量を供給しえず，爲に本村に於て多く出來ざる茄子，胡瓜等は之を鶴岡市，大山町より購入せらる。

（3） 調味料　ここには調味料とは味噌，醬油，鹽，砂糖をさす。

（イ） 味噌は　殆んど總ての家にて（漁家に於ても）自ら製造する。然し前述の如き地理的狀況の當村に於ては味噌の原料たる大豆は之を生産する農家に於ても不足を來すこと多く，購入に依り補足さるる場合が多い。

（ロ） 醬油については味噌におけると正反對の事が云ひうる。即ち漁業者70戸はその全部が醬油を購入，農家23戸其他20戸についても亦同じ，この事も製造原料の不足，勞働力の缺乏，技術習得の困難，品質の如何，等が問題となつてくるのではなからうか。

（ハ） 鹽—戸別調査票にてみらるる鹽の1箇年總消費額を以てしても當該，職業別階級内に於て眞に家庭に於て食用に供せられたるものと考ふることは不可である。何となれば當調査に於ける消費量，額が家事用として全部消費されるに非ずして，生産の原料としての使用方途が存在するからである。殊に漁家に於てその漁獲物を鹽漬にし，農家に於てたとへ消費用味噌を製造するにしても，原料關係，貯藏關係等よりしてその製造額に差違のあるが如き場合の鹽の必要量について然り。

（ニ） 砂糖—砂糖の消費量の多寡は當該國民（或は種族）の文化進展度の大小をあらはすと屢々云はれる。而して諸多の統計はこの事を物語つて來た。若しこの事

にしてある程度の信をおきうるものとすれば吾人は調査部落内の職業階級別にみたる1人當1箇年の砂糖消費量に於て漁民の生活樣式と云ふか所得或は文化程度と云ふかが農民のそれに比して非常に劣れる事を知る。即ち

農　家1人當1箇年砂糖消費量が	5斤70	なるに反し
漁　家　同　前	2斤55	である。
其　他　同　前	3斤31	

（註） 調査された數字が全部自家用に消費されるものとしての計算。

この數字を以てしても當村民の砂糖消費量が全國民の1人當1箇年消費平均量として農林省より發表されたるものに對比して著しく劣れるを知る。(註) 尙砂糖の品質につきては調査の結果なきも「赤砂糖」程度のものなりと。

以上調味料の一般について概言したが各項目の各職業階級別總消費額及1人當平均額についての調査の結果をあげると次の如し。

第92表　調味料消費額

	世帶		醬油		鹽		砂糖	
	戸數	人員	總消費額	1人當平均	總消費額	1人當平均	總消費額	1人當平均
	戸	人	円	円	円	円	円	円
農　家	23	194	232.31	1.19	209.22	1.07	223.85	1.15
漁　家	70	451	460.26	1.02	378.85	0.84	229.33	0.51
其ノ他	20	122	142.36	1.16	112.60	0.92	81.79	0.67
計	113	767	834.93	1.08	700.67	0.91	534.97	0.70

（註） 農林省調査に依る內地1人當砂糖消費量左の如し。

昭和2年　22.05斤　　昭和3年　21.20斤

（內地消費額には精製糖原料供用額を含み，精製糖の消費額を含まず，又外國及屬領に輸出したる精製糖數量は消費額中より控除した。）〔時事年鑑，昭和7年〕より拔粹

即ち表に就てみるに醬油鹽及砂糖の1人當り消費量は醬油に於ては農，漁，其他の間に殆んど差なく，鹽に至りて幾分の差をあらはし，(前述の注意參照) 砂糖に於ては農家はその1人當り消費量は漁家の約2倍である。

（附） 前記主食物中の米，味噌原料たる大豆，及調味料につき當該調査部落の調査戸に於ける各購入價格次の如し。(昭和5年)

米	(1石)	円 27.340	(生產地價格)
大	豆(1石)	19.580	(同)
醬	油(1升)	0.378	(購入價格)
鹽	(1升)	0.112	(同)
砂	糖(1斤)	0.209	(同)

（4） 職業による食物の變化　食物の季節的變化には著しきことは認められず唯春期は山に野生せる『うるひ』『みづ』『わらび』等の植物を多く食し，冬期は日本海が荒れて漁獲物數量の乏しきこと多き爲に魚類の糠漬等を食すること多きは前述の如し。さて職業別による食物の變化を見よう。漁家が農家に比し前述の如く主食物に於ては質量共に幾分優良なるは一は勞働の輕重に關聯があると同時に，主食物たる米は購入者の立場にあり而も，麥を購入する事少く，職業關係より農家に比し魚類を多く食するの點にありと考へらる。また一家族内に於て，勞働の輕重により食物に差を設くる事なし。

吾人は前述した所を具體的にあらはすものとして部落民の日常食物献立表を掲げる。之は調査部落における上中下の三階級より一戸宛を撰びたるものにして，上級にては農家，中及び下級にては漁家が撰ばれたるため，多少比較に不便の點あるも由來當部落住民の大半が半農半漁なることと，農業及び漁業に依り食物の種類，品質に大差なき事實に基き上中下の比較にもさしたる障害はないと思はれる。

第 93 表　階級〔上〕　日常食物献立表　（農　家）　{15歳以上9人 / 15歳以下4人}

	主食物 1日の量	副食物 朝	副食物 晝	副食物 勞働者辨當	副食物 晩	酒其他の飲物	備考
月 日 7. 2	米 3.5升 麥 0.2	ワカメの粕汁 納豆 砂糖味噌	朝食と同じ	冷水汁 大根漬 ミヅ漬	馬鈴薯汁 ミヅモミ 魚煮(カレヒ)	來客の爲ビール 3本	冷水汁とは山味噌の清水に味噌を入れてつくる簡易汁
3	米 3.5 麥 0.2	菜の粕汁 胡瓜漬 ミヅ漬	同	—	豌豆汁 ミヅタタキ ケンチン	—	—
4	米 4.0 麥 0.3	馬鈴薯煮 大根オロシ 砂糖味噌	同	冷水汁 生大根 漬物3種	飛魚のスリミ汁 カズノ子 粕漬、煮豆	來客の爲酒2合	—
5	米 3.5 麥 0.2	豆腐汁 燒麩と椎茸の お平、サヤ豆 のアヒモノ	殘り汁 漬物		菜味噌汁 胡瓜ナマス 大根漬	—	精進日にて和食倘を招き朝をつけにお平をる
6	米 4.0 麥 0.3	ワカメ汁 サヤ豆のオヒタシ 漬物2種	朝食と同じ	—	馬鈴薯汁 トビ魚の刺身 菜漬	—	—
7	米 3.5 麥 0.2	味噌汁 夏菜のヒタシ 大根漬	同	冷水汁 大根漬 味噌漬	莢豌豆汁 馬鈴薯と鰊 煮、漬物	—	—
8	米 3.5 麥 0.2	味噌汁 味噌漬大根漬 砂糖味噌	同	乾鰊 大根漬 冷水汁 煮豆	筍汁 大根ナマス ミズ漬	—	—

第 94 表　階級〔上〕　季節別食事献立表　（農　家）

	主食物 1日の量	副食物（毎食事別） 朝	副食物 晝	副食物 勞働者辨當	副食物 晩	酒其他の飲物	備考
春	米 4.0升 麥又は粟 2—3合	青物柏煮汁 青物漬物 納豆	殘り汁 大根漬 菜漬	菜漬 大根漬 生味噌	豆腐汁 魚類1皿 漬物	甘酒	青物とは山野に自生する若草類（ウルミ、ミヅワラビ）
夏	米 3.5 麥 0.2	南瓜茄子 馬鈴薯ネギ等の汁 大根オロシ漬物	朝食と同じ	大根漬 冷水汁 生胡瓜 茄子漬	野菜汁 魚類 漬物		—
秋	米 4.0 麥又は粟 {0.2 0.3}	茄子大根 カブラ汁 菜漬	同	同上	野菜汁 茄子燒 魚類 ツケ物		—
冬	米 3.0 麥 0.3	海草汁 納豆 漬物 {カブラ 大根}		—	海草汁 野菜の漬物	甘酒	海草とは海苔，アホサ，スガナ等を云ふ

第 95 表　階級〔中〕　日常食物献立表　（漁　家）　{15歳以上4人 / 15歳以下3人}

	主食物 1日の量	副食物 朝	副食物 晝	副食物 辨當（沖漁）	副食物 晩	酒其他の飲物	備考
月 日 7. 2	米 2.00升 麥 0.15	栗餅ボタ餅 たくあん	大根味噌汁 たくあん	—	二度芋の煮付け たくあん		漁に出ず(風雨)
3	米 3.00 麥 0.30	二度芋味噌汁 たくあん	朝食と同じ	—	おほば鰯の糠漬 たくあん		同
4	米 3.00 麥 0.30	菜の味噌汁 たくあん	同	小魚(燒) 生味噌	菜の味噌汁 たくあん		青年人沖漁に出で夕食には不在
5	米 3.00 麥 0.30	大根味噌汁 カブラ漬	同	—	鰊煮付け 大根煮付け		漁に出ず(風雨)
6	米 1.00 麥 0.10	冷飲湯漬 たくあん	小豆粥 たくあん	—	大根味噌汁 たくあん		同
7	米 3.00 麥 0.30	カブラ味噌汁 たくあん	梅干	小魚(燒) 生味噌	小魚(燒) 大根味噌汁		沖漁の爲晝食に青年人不在夕食父と息子 1人不在
8	米 3.00 麥 0.30	小鯛燒 大根味噌漬 } 沖 魚味噌汁 たくあん } 家	小魚(燒) 小魚(煮)	小鯛(燒) 大根の味噌漬 生味噌	小魚(燒)		沖漁の爲主人朝食不在青年 2人 3 食共に不在

第 96 表　階級〔中〕　季節別食事獻立表　（漁　家）

	主食物		副食物				酒其他の飲物	備考
	1日の量		朝	晝	辨當	晩		
春	米 麥	3.0 0.3	ウルヒ味噌汁 菜糠漬	鰯(燒) 菜糠漬	燒魚 菜糠漬	さば(煮) 菜糠漬		ウルヒとは春山野に生ずる植物なり
夏	米 麥	3.0 0.3	馬鈴薯の味噌汁 たくあん	小魚（燒又煮） たくあん	燒魚 たくあん	小魚(燒) たくあん		
秋	米 麥	1.5 0.7	大根の味噌汁 菜糠漬	燒魚 菜糠漬		魚の味噌汁		15歳以上男子3人北海道に出稼の爲不在
冬	米 麥	3.0 1.5	シアゲモノ又はカラトリの味噌汁 たくあん 粥	たくあん カラトリ煮 粥	鰊(煮) たくあん	乾魚 大根味噌汁		シアゲモノとは菜を乾したるものカラトリは芋がら冬は魚菜は乾物を用ふ 乾魚は鰊鰊

第 97 表　階級〔下〕　日常食物獻立表　（漁　家）　{15歳以上4人 / 15歳以下2人}

	主食物		副食物				酒其他の飲物	備考
	1日の量		朝	晝	辨當	晩		
月 日 7. 2	米	2.0	粥 菜漬	粥 菜漬		飯(粥でない) 小魚(燒) 菜漬		
3	米	2.0	粥 菜漬	粥 燒魚		飯 二度芋煮 菜漬		
4	米	2.0	粥 菜漬	粥 菜漬		飯 イワシ糠漬 菜漬		
5	米	2.0	粥 梅干し	粥 菜漬		飯 小魚味噌漬 菜漬		
6	米	2.0	粥 菜漬	粥 菜漬		飯 鰊の煮付 菜漬		
7	米	2.0	飯(粥でない) 菜漬	飯 菜漬	菜漬 生味噌	飯 イワシ糠漬菜漬		村有林の下刈に主人が出かけるに辨當持參
8	米	2.0	粥 菜漬	粥 菜漬		飯 イワシ糠漬菜の味噌汁		小供は夕食蟹を燒いて食ふ

第 98 表　階級〔下〕　季節別食事獻立表　（漁　家）

	主食物		副食物				酒其他の飲物	備考
	1日の量		朝	晝	辨當	晩		
春	米	2.0	粥 菜漬	粥 わらび漬		飯(粥でない) 小魚		
夏	米	0.2	粥 菜漬	粥 菜漬		飯 魚 ミツ煮付		
秋	米	2.0	菜漬	粥 ねぎ　味噌汁		飯 魚 野菜漬物		
冬	米	2.0	粥 菜 菜漬	粥 海草味噌汁		飯 乾魚 野菜漬物		海草とは海苔等 乾魚として鰊等

續いて食事回數と辨當等を見よう。

農業者の食事回數は3回である。其の大體の時間は(夏期)，朝食5時半—6時，晝食11時—11時半，夕食6時半—7時であり，野良が自宅より遠きものは辨當を持參し近きものは歸宅して晝食をなす。

農業者の辨當入れは「ワツパ」を通稱せられ，圓筒形の曲物でその容量2合乃至2合半の飯を入れうる。副食物は漬物及生味噌にて時としては魚類を用ふる事あり。生味噌は野良近き山間の清水に溶かして所謂「冷水汁(ヒヤジル)」として食す。

漁業者も在家時は1日3回食するが出漁すれば時を分たず暇さへあれば食事す。之は漁業そのものが激務であるための外，暴風雨等に襲はれたる場合空腹にては充分なる活動が出來ざる爲其の用心の爲なりと云ふ。それ故漁業者の辨當入れは小は7合より大は1升入れのものである。漁業者の辨當箱は特に「ツゲ」と呼ばれ，杉の薄板を曲げて作られたる楕圓形の曲物である。曲物細工は本村にては作る人少き爲大抵鶴岡市方面より購入するが，近來は長方形の箱形のものを普通の板にて作りたるものを用ふ。之は村の大工，其他が作る。

漁業者の辨當の副食物は「コウコ」(漬物)と「燒魚」等なるも其他に生味噌を携帶

す。生味噌は食ふと食はざるとを問はず必ず持參す。之は「ワニザメ」に襲はれたる場合味噌を流せば必ず其の難を避けうると云ふ古來の云ひ傳へ(信仰乃至迷信)に依るものなり(漁家の味噌消費とこれとを關聯せしめて考へてみると面白い)。

(5) 酒類，煙草等の消費

吾人の調査にて嗜好品としてとりたるもの次の如し。酒類(清酒，燒酎，ビール，其他)，煙草，清凉飲料水(サイダー，ラムネ等)，茶，菓子，果物。

勿論この場合特に注意すべきはこれ等のいづれもが接客用として利用さるる事多きことである。交友關係が部落に限れる事の都市よりも多き農村に於ては相互的に減殺されうることもあるが，尙特別なる場合の使用として(冠婚葬祭)の酒類はこの場合除外さるるは當然なり。吾人の調査としても不完全ながらその使用の方途を知りうるも今その全部を當該家庭の生活の爲に使用されたとしてその各職業別及び一人當りの消費額をみる時は次表の如し。

第99表　嗜好品消費額

	農家	漁家	其ノ他	計
總金額	円 1,525.80	円 2,604.20	円 525.80	円 4,655.80
一人當消費額	7.80	5.70	4.30	6.00

嗜好品中特に吾人の注意を喚起せしむるものは酒，煙草にして，これは同一部落內における職業別間に於いても將又都市人と農村人のそれとを比較してもその間に可成りの差違を見うるからである。菓子に關しては調査の結果によると「當部落では食事以外に間食は絕無にして小供が菓子を時々食ふ位である。大人は菓子類は殆んど用ひず，上流家庭にては來客の際菓子を出すことあるのみである」云々。

酒，煙草の兩者の飲，喫狀態は生理的にみて，當該部落民の健康狀態に道德的にみて風紀問題と結びつけられ，又一方飲酒は地理的氣候的狀況の如何によつてある程度の——寧ろ風習的な——色彩をすら帶びてゐる。が自由釀造，自家用煙草の栽培の嚴禁の結果，一樣に消費者たる農漁民はその生業の不振の爲に之等消費品の量の減少を餘儀なくさるる(或は質の低下)に至るは當然である。殊に當村に於ても小波渡，堅苔澤，由良の三漁部落は近來漁業不振のため飲酒の風習は可なりその程度を減じた。

調査部落に於ける戶別調査の結果に依れば次表の如く，飲酒常習者は滿20歲以上男子の10%，時々の者は47%を占めてゐる。女子に於ては飲酒に關係せるもの1人も無し。時々の者及常習者を合計すれば滿20歲以上男子の約57%は飲酒に關係ある事になる。

第100表　職業別飲酒喫煙煙狀況

	常用			時々			喫煙		
	男	女	消費額	男	女	消費額	男	女	消費額
農家	人 8	人 –	円 360.00	人 24	人 –	円 335.50	人 27	人 1	円 285.10
漁家	12	–	718.20	54	–	738.00	70	–	554.40
其ノ他	–	–	–	17	–	199.20	19	–	131.80
計	20	–	1,078.20	95	–	1,317.70	116	1	971.30

(註) 滿20歲以上		農家	漁家	其ノ他
男	204人	45	128	31
女	214人	57	122	35

次は農，漁，其他別に酒，煙草の一人當消費金額をみる。この場合の一人當りとは現に飲喫せるもの一人當りの意味にして，農，漁，其他の滿20歲以上者一人當りの意味ではない。即ち次表の如し。

第101表　職業別一人當飲酒喫煙金額

	酒常用一人當	酒時々一人當	飲酒者一人當	喫煙者一人當
農家	円 45.00	円 14.00	円 21.80	円 10.20
漁家	95.90	14.50	21.20	7.90
其ノ他	–	11.70	11.70	6.90
平均	53.90	13.80	20.80	8.30

村の中心たる大字三瀨には鐵道工事中は(羽越線)料理屋も 5. 6軒存したが現在は1軒のみにても而も經營甚だ困難であるとのことである。本村一般に近來經濟的理由より飲酒の風習は次第に改められた。

喫煙者につきてみるに其の數は滿20歲以上男子の約58%に當る。

（附記） 當部落に於ては1年中に於ける行事的な食物の變化はローカル・カラーをあらはすものとしては興味のあるものかも分らぬが，農家漁家間に別に差違を認められぬ程度のものなる故これを省略する。

（注意） 1ヶ年一世帶當りの消費量を單に現在の人數のみを考へて觀察することは危險である。その理由は當地の如き季節的出稼者の多き所に於ては特に注意を必要とするからである。然し以上の諸表の構成に當ては此の點を無視した。

第二節 住居及燃料

(1) 住　　居

玆に云ふ住居とは日常生活の爲に使用せられる住宅を意味し，この內に光熱，浴室，井戸等の問題をも含ましめるが，農村に於ける住宅は大都市に於けるそれの如く生活の爲の使用部分と生產の爲の使用部分とが判然として區別されて居ない。吾人の調査に於いてもこの點に多大の不鮮明さがあつた。又ある程度の不鮮明さは致方のないものであつて，この爲に出されて來た統計上の數字が却つてその內容を物語る場合がある。

第102表　住　　居　(I)

	平屋	二階	屋根					
			茅	柾	瓦	トタン	杉皮	スレート
農家	戸 23	戸 –	戸 10	戸 –	戸 11	戸 1	戸 1	戸 –
漁家	70	–	19	1	14	10	25	1
其ノ他	20	–	6	1	5	–	8	–
計	113	–	35	2	30	11	34	1

第103表　住　　居　(II)

	戸數	母屋建坪	一戸平均	家屋税	一戸當
農家	戸 23	坪 950.5	坪 41.3	円 132.70	円 5.77
漁家	70	1,478.5	21.1	114.47	1.63
其ノ他	20	577.5	28.9	48.98	2.44
計	113	3,006.5	26.6	296.15	2.62

調査部落に於ける住居の總建坪，平家建，二階建の區別，屋根の種類，前年度の家屋税類等は前表の如し。

前二表をみるに調査部落は海に直接臨み，冬期風雪激しきため二階建は1戸も存せず，これを豊浦村全體につきてみるも二階建は全戸數の約20%に過ぎない（又暴風雪から屋根を保護する爲に特殊な構造が屋根に施されてゐる）。

農家に於ては1戸平均建坪は41.3坪，屋根の種類も茅及び瓦が相半ばするが，漁家にあつては建坪平均21.1坪，屋根の種類も杉皮が第一位を占め，トタン屋根も10戸を算するをみる。これによつてみるに農，漁兩者間のかかる差違は生活程度の如何が考へられると同時に，生產の場所として家屋を使用する程度の大小（養蠶を行ふ家に特に然り）玆に家屋を必要とする世帶人員の大小（漁業者の出稼は半ヶ年以上にまたがる）等が考へられる。

（附）1. 住宅の新築見積につきての調査はあるが，これは省略する。
2. 修繕費につきては第106表參照。
3. 調査部落たる大字堅苔澤に於ては宅地面積は一般に狹小にて宅地は住居，農舍及畜舍又は漁具置場によりて充滿され，宅地中の空地は極めて狹小である。從つて農產物調製等の作業は宅地內にて行はるゝこと少く濱地等にて行はる（次表參照）。

第104表　宅　　地

	自作	自小作	漁家	其ノ他	合計
戸數	21	2	70	20	113
坪數	2,747	131	3,310	1,116	7,304

大字三瀨に於ては宅地內の空地は他部落に比して廣く農產物調製も宅地內にて行はるゝこと多し。

尙一般に宅地の利用としては蔬菜，果樹を栽植する點他の農村と變る所なし。

（附）4. 各職業別住居の內部構造次表の如し，この差違も亦生產と住居の關係玆に貧富度をあらはす。

第105表　母家、板敷、土間坪數及家屋税

	母屋		疊數		板敷		土間		疊		税		厩舍	
	戸數	坪數	戸數	坪數	戸數	坪數	戸數	坪數	戸數	枚數	戸數	金額	戸數	坪數
自作	戸 21	坪 882.5	戸 21	坪 252.5	戸 21	坪 365.0	戸 19	坪 65.5	戸 19	枚 386	戸 21	円 123.02	戸 16	坪 71.5
自小作	2	68.0	2	23.0	2	28.0	2	8.0	1	8	2	9.68	1	6.0
漁家	70	1,478.5	52	387.5	66	980.5	58	148.0	26	362	69	114.47	3	15.0
其ノ他	20	577.5	16	132.0	20	319.0	18	53.5	14	182	20	48.98	3	10.5
合計	113	3,006.5	91	795.0	109	1,692.5	97	275.0	60	938	112	296.15	23	103.0

(附) 5. 調査部落における家屋の修繕費、設備、家具、娯樂器につきて各職業別調査結果次表の如し。

第106表　家屋設備

	修繕		設備										家具		娯樂器
								タンス		佛ダン		晴雨計			
	戸數	金額	柱時計	目覺	ポンプ	改良ガマ	自轉車	戸數	金額	戸數	金額		戸數	金額	
自作	戸 13	円 399.50	個 18	個 8	臺 13	個 8	臺 2	戸 21	円 132	戸 19	円 1,013	個 2	戸 6	円 645.70	個 5
自小作	2	9.00	2	2	1	–	–	2	3	1	5	–	–	–	–
漁家	27	2,372.70	61	25	9	29	6	63	137	36	908	3	14	162.00	3
其ノ他	11	116.10	18	8	5	8	2	19	53	13	139	1	6	73.00	1
合計	53	2,897.30	99	43	28	45	10	105	325	69	2,065	6	26	880.70	9

(2) 續いて燃料を見る。

村にて使用さるる燃料は薪及び木炭であるが，木炭の使用は上流家庭にて行はるるに過ぎず，木炭は總て購入さるるも薪につきて其の自給購入方法の大略をみれば以下の如し。

自給　自己所有の山林を伐截し或は枯枝を採取す。又自己所有原野より枯草を採取す。村有山林原野の灌木の枯枝を採取することは默認せらる。

購入　製材所より杉皮を購入し，又は製材業者より杉伐截の時生ずる杉皮を購入す。山林所有者にして薪を販賣する者より購入す。

準購入　村有林の下枝を刈取る時其の枝を與へらる。

燃料購入に關する戸別調査の結果は次の如し（燃料費と當地方の嚴寒さとを關係さして考ふる必要あり）。

第107表　燃料購入

	全自給	購入		金額	一戸平均
		薪	炭		
農家	戸 9	戸 1	戸 13	円 159.4	円 11.40
漁家	12	56	2	1,384.0	23.90
其ノ他	6	14	3	410.3	29.30
計	27	89		1,953.7	22.70

即ち薪炭全自給戸數は農23戸中9戸，漁70戸中12戸，其他20戸中6戸であるが購入戸數としても全購入戸數は極めて少數である。而して農家に於ては薪炭の購入は木炭を多少購入するものに限らるるが，漁家及び其他に於ては木炭購入戸數は合計5戸(90戸中)に過ぎぬ。

(3) 燈火

燈火は電燈及び蠟燭である。電燈なき家は殆んどなし。調査部落に於ける燈火の費用次の如し。

第108表　燈火

	戸數	電燈料	蠟燭代	計	一戸平均
農家	戸 23	円 397.86	円 57.30	円 455.16	円 19.79
漁家	70	775.53	126.08	901.61	12.88
其ノ他	20	243.00	34.15	277,15	13.85
計	113	1,416.39	217.53	1,633.92	14.46

(註) 電燈なき家漁家2戸有

(4) 浴場

全村を通じて風呂屋は7軒あり。調査部落には1軒なり。尙住宅に於ける浴室設備の有無に關する調査の結果は次の如し。

第109表　浴　　室

	戸　數	有	無	共　同
農　家	戸 23	戸 16	戸 5	戸 2
漁　家	70	14	46	10
其ノ他	20	7	12	1
計	113	37	63	13

入浴回數一般に毎月5—10回程度，夏季に於ては殆んど毎日自宅にて行水をなす。(漁業と入浴とに特殊なる關係はなし)。

井戸　これは飲料水の問題と結びついて考へなければならず。詳細は村民の保健衛生に於てのべるとしてここには只調査部落に於ける井戸の所在地別，所有形態別について職業別にみた結果を擧ぐるにとどむ。

第110表　飲　料　水

	カケヒ	屋内井	屋外井	共同井	計
農　家	戸 7	戸 14	戸 2	戸 —	戸 23
漁　家	37	7	2	24	70
其ノ他	9	5	—	6	20
計	53	26	4	30	113

第三節　衣　・　服

當村に於ける住民の服裝狀態につきては特に著しきものなし。只注意すべきは生産のための衣服と生活のための衣服につきてなり。生産の爲の衣服は生産の項中にゆづるとして，羽越線の開通が平生の服裝に幾分かの華美を增さしめたことは爭へない事實である。吾人の調査は衣服費を分つて

1. 去年買入れた衣服(和洋)

絹布　綿布　價額

男　物　反(枚)　反(枚)　圓　錢
女　物　反(枚)　反(枚)　圓　錢
子供用　反(枚)　反(枚)　圓　錢
貰つた衣服反物　反(枚)　圓　錢
} 計　圓　錢

2. 冠婚等特別なる場合に

同　前

3. 小　物

シヤツ，襦袢，タスキ，手拭，前掛，足袋，靴下，腰卷，褌，猿又等

白木綿……反　ネル……反　外に貰物……反

總額　圓　錢

4. 仕　立

手織の場合は原料絲代

衣服の染料，仕立賃，修繕費，洗張代等

5. 去年の被物代，履物代

帽子，ゴム靴，下駄，草履，地下足袋 } 以上大人物，子供物

についてなされたるも，殊に第5の場合の如き生産用なるか生活用なるか判別に苦しむの多きを發見す。(註)

その結果次表の如し。

第111表　被　服　費

	衣服		特別		小物		仕立		履物	
	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額
自作	戸 20	円 665.40	戸 5	円 1,210.00	戸 21	円 371.10	戸 1	円 2.00	戸 21	円 372.40
自小作	2	25.00	1	50.00	2	20.00	—	—	2	18.20
漁家	65	1,427.70	5	514.50	69	966.50	4	20.80	70	821.97
其ノ他	20	439.50	1	500.00	20	271.10	—	—	19	194.30
合計	107	2,557.60	12	2,274.50	112	1,628.70	5	22.80	112	1,406.87

(註)　殊に衣服につきては家族人員構成員中の女子數を考へふること及び子供數を考ふるこ

と必要なり、前者は全數の男子に比して多額の衣服費を費消すると同時に、後者は異なりたる性質の衣服費を要求すればなり。

第四節　保　健　衞　生

當村に於ける死因別調べは次表によりて分明す。がこの中特に當村なるが故に注意を要するは近年疾病者中特に呼吸器疾患の著しき增加にして，それが主として出稼人により傳波さるること及び蔬菜，魚類等の生食の爲に寄生蟲保有者の多きことの二者である。全村民の保健衞生思想，治療方法，出產等に關することは社會生活狀態中にて觸れたからここに於ては主として消極的部面たる賣藥費，醫療費の兩者について戶別調査よりみることにする。

次表に依れば賣藥費1戶當り平均7.65圓となり，農家は漁家及び其他の家に比すれば一戶平均に於て約2倍の額を費消してゐる。賣藥費に於ける農家及び漁家の比較は更に醫療費と相關聯せしめて考ふる時は甚だ興味があるのである。即ち農家は23戶中17戶が醫者にかかれるに反し，漁家は70戶中36戶，其他の家に於ては20戶中9戶，即ち共に其の半數が醫者にかかつてゐるに過ぎぬ。且つ一戶平均醫療費は農家に於て漁家及び其他の家の約2倍以上である。

上の事實は調査部落に於ける農家及び漁家の肉體力の相違と云ふよりも其の經濟力の差を雄辯に物語るものであらう。尙上の事情は村全般に關しても適用しうべく近來漁業不振のための漁家の苦惱の一樣相とも考へらる。

（附）　本村には2名の醫師あり，但し專門醫なし。藥種商店なし。賣藥は全部富山商人による。

第113表　賣　　藥

	1圓以上		2		3		4		5		6		7		8		
	戶數	金額	戶數	金額	戶數	金額	戶數	金額	戶數	金額	戶數	金數	戶數	金額	戶數	金額	戶數
	戶	円	戶	円	戶	円	戶	円	戶	円	戶	円	戶	円	戶	円	戶
農家	1	0.70	–	–	2	5.50	–	–	2	10.00	2	11.50	1	7.00	–	–	–
漁家	4	4.00	11	19.70	7	21.00	12	44.00	18	90.00	3	17.20	2	13.00	2	16.00	–
其ノ他	–	–	1	2.00	4	11.50	2	7.50	1	5.00	1	6.00	2	14.00	2	16.00	–
計	5	4.70	12	21.70	13	38.00	14	51.50	21	105.00	6	34.70	5	34.00	4	32.00	–

（註）總平均　7.60
農家　12.16
漁家　6.08
其の他　7.95
賣藥を用ひざる家は1戶もなし

第112表　死　因　別　調

死因別＼年次	大正14年			大正15年			昭和2年			昭和3年			昭和4年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1 流行病、地方病及傳染病	29	23	52	22	23	45	4	3	7	5	3	8	8	6	14
2 全身病	–	1	1	–	1	1	1	1	2	1	1	2	1	2	3
3 神經系及感覺器の疾患	8	6	14	13	8	21	9	9	18	10	9	19	12	10	22
4 血行器の疾患	3	6	9	9	6	15	6	7	13	6	8	14	8	10	18
5 呼吸器の疾患	12	9	21	4	13	17	10	11	21	12	10	22	12	17	29
6 消化器の疾患	9	8	17	10	9	19	14	16	30	12	16	28	16	15	31
7 泌尿生殖器疾患	2	4	6	2	4	6	1	1	2	1	3	4	1	2	3
8 姙娠及產	–	–	–	–	1	1	–	1	1	–	–	–	–	2	2
9 皮膚及皮下組織の疾患	–	–	–	–	2	2	–	–	–	–	–	–	–	–	–
10 骨及運動器の疾患	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
11 畸形	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
12 乳兒	1	–	1	5	1	6	2	–	2	2	1	3	1	1	2
13 老年	1	–	1	1	4	5	1	3	4	3	4	7	3	3	6
14 外因死	4	3	7	1	1	2	1	–	1	–	–	–	–	–	–
15 不明の診斷及不詳の原因	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
16 總計	69	60	129	67	73	140	49	52	101	52	55	107	62	68	130
17 各性の人口1000に付死亡	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

費

9		10		15		20		25		30		40		50		51以上		計	
金額	戶數	金額	戶數	金額	戶數	金額	戶數	金額	戶數	金額	戶數	金額	戶數	金額	戶數	金額	戶數	金額
円	戶	円	戶	円	戶	円	戶	円	戶	円	戶	円	戶	円	戶	円	戶	円
–	2	30.00	7	97.60	2	37.50	1	23.00	2	57.00	–	–	–	–	–	–	23	279.80
–	3	30.00	3	41.00	4	80.00	–	–	–	–	–	–	1	50.00	–	–	70	425.90
–	1	10.00	6	87.00	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	20	159.00
–	7	70.00	16	225.60	6	117.50	1	23.00	2	57.00	–	–	1	50.00	–	–	113	864.70

第114表　醫　　療　　費

	10円		20円		30円		40円		50円		60円		70円		80円		90円		100円		150円		200円		250円		300円		400円		500円		501円以上		計	
	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額
	戸	円	円	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円
農　家	4	23.50	–	–	1	29.00	–	–	1	41.00	2	113.00	–	–	–	–	–	2	200.00	2	300.00	1	200.00	1	250.00	1	300.00	–	–	1	500.00	1	900.00	17	2,856.50
漁　家	12	55.20	8	129.00	4	110.00	1	40.00	2	100.00	2	125.00	1	70.00	1	80.00	1	90.00	3	300.00	1	120.00	–	–	–	–	–	–	–	–	1	500.00	–	–	37	1,719.20
其ノ他	3	19.00	2	25.00	1	23.00	–	–	–	–	–	–	1	70.00	–	–	–	–	1	100.00	1	105.00	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	9	342.00
計	19	97.70	10	154.00	6	162.00	1	40.00	3	141.00	4	238.00	2	140.00	1	80.00	1	90.00	6	600.00	4	525.00	1	200.00	1	250.00	1	300.00	–	–	2	1,000.00	1	900.00	63	4,917.70

（註）總平均　78.06　農家 168.03　漁家 46.46　其の他 38.00　（900円 1戸を neglect すれば農家の平均は 122円28 となる）

續いて生命保險加入狀況をみるに，

（イ）簡易保險に於ては調査戸數113戸中63戸が加入してゐる。即ち農家に於ては23戸中14戸，漁家に於ては70戸中40戸，其他の家にては20戸中9戸が加入してゐるのである。成績良好と云ふべきである。之は村當局，漁業組合等の極力勸誘せるに依る結果である。一戸當り平均保險金額は次表の如く農家は漁家及其他の家の2倍にして，ここにも經濟力の差違を示してゐる。

第115表　保　　險

	簡易保險				會社保險			
	加入戸數	口數	金額	料金	戸數	口數	金額	料金
	戸	口	円	円	戸	口	円	円
農　家	14	20	1,835.80	85.60	7	14	9,670.00	404.95
漁　家	40	46	2,250.00	120.40	8	13	7,780.00	373.59
其ノ他	9	9	467.00	33.60	6	7	4,050.00	184.40
計	63	75	4,552.80	239.60	21	34	21,500.00	962.94

（註）簡易保險金額

	円
最高	400.00
最低	20.00
總平均	72.10
加戸入平一均 農家	131.10
加戸入平一均 漁家	56.20
加戸入平一均 其ノ他	51.90

會社保險金額

	円
最高	1,000.00
最低	50.00
總平均	1,024.00
加戸入平一均 農家	1,384.00
加戸入平一均 漁家	972.00
加戸入平一均 其ノ他	675.00

調査戸數

	戸
農家	23
漁家	70
其ノ他	20
計	113

（ロ）會社保險に於ては加入戸數は113戸中21戸にて漁家の加入狀況は農家其他の家のそれに比し斷然劣つてゐる。

（註）住民は一般に保險に對する理解に乏しく簡易保險加入者中には其の金額等は全然知らず且其の料金は一種の組合費乃至は稅金と心得てゐるものもある。

第五節　宗　　教

村民はその職業の何たるかを問はず殆んど例外なく神棚及佛檀を有す。その形，質萬樣なり。然し全體として觀察する時は村民は佛檀等に對し虛榮を誇るが如き事なく，其の爲に過重なる負擔をしてゐる樣には考へられぬ。戸別調査の結果に依れば次の如し。

第116表　佛　檀　調　べ

	5円以下		5-10		10-30		30-50		50-100		100-200		201以上		計		總戸數
	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數
	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸
農　家	3	15	1	10	5	98	2	85	6	430	3	380	–	–	20	1,018	23
漁　家	25	100	3	30	4	85	1	50	–	–	2	400	1	250	36	915	70
其ノ他	9	34	1	10	2	60	1	35	–	–	–	–	–	–	13	139	20
計	37	149	5	50	11	243	4	170	6	430	5	780	1	250	69	2,072	113

（註）總平均佛檀價額　30.03
漁家　25.42
農家　50.90
其ノ他　10.69

（附）漁業に於て 200圓以上のものを例外として neglect すれば其の平均は 8圓03 となる。

上表にて注意すべきは農家に於ては總戸數23戸中20戸，漁家に於ては70戸中36戸，其他に於ては20戸中13戸が佛檀を有することである。但し之は佛檀として評價しうべきもののみの調査にて上表に記錄せられざるもの必ずしも佛を祭祀せざると云ふ意味に非ず。換言すれば佛檀に殆んど經費を投ぜざるものの可なりあることを示す。且上表により農家と漁家及び其他の家との富の程度の差も伺はる（これと

第117表　寺　へ　の　獻　金

	1 圓迄		2		3		4		5		6		7		8		9		10		15		20		25圓以上		計	
	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額
	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円	戸	円
農家	1	0.95	–	–	6	17.67	2	7.00	5	23.20	–	–	1	7.00	3	23.50	–	–	2	20.00	–	–	1	15.50	–	–	21	114.82
漁家	7	5.70	29	41.55	8	20.30	8	27.05	2	8.20	4	21.50	2	14.00	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2	105.00	62	243.30
其ノ他	4	3.70	5	7.75	4	10.15	3	10.50	–	–	1	6.00	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	17	38.10
計	12	10.35	34	49.30	18	48.12	13	44.55	7	31.40	5	27.50	3	21.00	3	23.50	–	–	2	20.00	–	–	1	15.50	2	105.00	100	396.22

（註）最高 55.00円　最低 0.50円　全然負擔せざるもの13戸

總平均　3.96

農　家　5.46

漁　家　3.92　50.00以上のものを例外としてnegectすれば2圓30となる。

其の他　2.24

前表の示す如く，1—3圓を献納するものが全體の過半數を占め，漁家及び其他の家よりも一戸當額が大である。

此の献金は各自の自由意志に依るものに非ずして，區に於て各戸別に「オブクマイ（御奉供米）」何升何合と定め其の米高に相當する金額（昔は米納）を各戸より區にて徵集して區より寺へ奉納するのである。各戸は御奉供米以外に平生寺へ献金することなく其の負擔額決定は各戸財產狀態に應じてなされ，未だ寺と全然關係なき新家庭及び負擔能力なき家は免除さる（特別に神社，寺院の建立其他にて新經費を必要とする場合の負擔額賦課につきても前記の割當方法にてなさる。尙この献金なるものは一方には部落民の尊崇の狀態をあらはすと同時に，地方部落內交際上の一面であり，その額の決定も當該寺院の宗派，規模，財產狀態により差違のあること當然なり）。

同時に農家と漁家及其他の家系，傳統の尊重度の差違及住民の定着性と移動性の差違につきても一考を要す）。尙農，漁民の信仰度の差とかに關しては社會生活の項に記すこととす。

然らば次に果して農，漁民は寺へ如何程の献金がなされて居るかこれを調査部落につきての結果よりみれば次の如し（第117表）。

第六節　娛　樂　費

本村には近くに湯熱海，湯田川，湯之濱の三大溫泉鄉が存在する爲め生活に餘裕ある家庭にては入湯に行く場合が少くない。

調査部落に於ける遊覽，入湯，視察旅行等の費用に關する戸別調査の結果は次の如し。

第118表

	戸	円
農家	7	139.50
漁家	27	485.00
其ノ他	4	72.00
計	38	696.50

（註）1. 調査戸數　113戸
農家　23
漁家　70
其ノ他　20

2. 總平均　18.30円
農家　18.50
漁家　18.00
其ノ他　18.00

即ち全體に於て34%，農業者30%，漁業者38，其他20%が遊覽，入湯等をなした事になつてゐる。

漁家は一般に神佛に對する信仰の念篤く本村漁民は大山町なる善寶寺を漁業の神として特に尊崇し(善寶寺は東北地方に於ける有名なる漁業の神である)毎月1回位は必ず參拜し又出稼漁業者は出稼に行く前必ず參拜する。

以上一節の示す如く，農，漁村における遊山，入湯，旅行なるものは都會人の思考する如く純然たる享樂として切り離されたるものでないこと之れである。都市人の旅行が單に娛樂，保養等を目的としてなさるるに反し（神社，佛閣參拜は從又はそれ以下の事多し）農，漁村に於ては其の生產業に關聯を持つ參拜，參詣が主にして娛樂其他は從なる點に於て，數字上旅行費として計上さるるものの內容意義が甚だ異つて來るを知る。即ち旅行費中の何%とかは寧ろ宗教費としてあらはさるべきを當然と考へられるものすら存在することを知る。且農漁村に於て平生は何等特殊な娛樂的施設(特に近代的なる)を有せず，只日々の勞働にのみ勞働をなす農漁民にとつて假令過度の負擔と感ぜられつつも尙年に數回の旅行，遊山の試みらるるは理の當然なるを思はしむ。又一つの團體として(講，無盡)の旅行が都市人の場合には一家族を中心とすること强く，團體的觀念から(形體は團體としても)除却されたるものなるに對比して，農漁民の場合には多分に社交的意義も含めらるることを注意すべき必要がある。

第七節　修　養　教　育

ここに云ふ修養費とは新聞，雜誌等に支出する費用にて教育費とは子弟の教育のために支出する費用(都市勉學者への送金を含む)を云ふ。

（イ）當村に於てはその全戶數865戶中にて僅かに149部の新聞を購讀せる如くしかもその中の可成の部數が官公署にて購讀さるるものたるを考ふる時は，新聞，雜誌購讀戶數は遙に少きを知る。調査部落における戶別調査の結果をみる時は次表に示す如く非常に微少にして，その購讀新聞，雜誌內容は

鶴岡新聞　庄內新報　國民新聞　東京朝日
東京日日　子供雜誌　中學講義錄

である。この中で回讀式に讀まれるもの，古雜誌等の購入等が含まれてゐないので右の金額は果して讀書內容をあらはすとは限らぬも，換言すれば購講代を支拂つて迄讀むことをなさざる樣である。

第119表　新　聞，雜　誌　費

	購讀戶數	金額
農家	4	円 84.00
漁家	1	12.00
其ノ他	1	25.00
計	6	121.00

(註)　農家4戶は全部自作農なり。
調査戶　113戶

（ロ）教育費としては戶別調査の結果なし。只1戶における就學兒童の數は格別の差違なく又尋常，高等小學校，補習學校における在學中の費用も何等變りなし(註1)(註2)，且兒童及生徒は全部且自宅より通學するを以て寄宿のための費用も必要なし。當村には貧困に依る爲の未就學なし。只生活難の爲の移住による中途退學は僅かあり。

尙ほ部落外學校在學中の子弟への送金額不明なるも調査範圍內に於ては高等教育をうくる爲に村外にあるものなし。調査戶中「其他」職業中，中等學校在學中1人あるのみ。以て當部落の一般的生活程度や經濟力の如何を窺ひ得る。

(註1)　小學兒童，實業補習學校生徒の在學中の費用次の如し。

1. 尋常小學兒童

		円
教科書代	(6箇年)	5.15
其の他學用品	(同　)	11.93
旅行費	(6箇年を通し1回)	1.50
計		18.58

2 高等科兒童

教科書代	(2箇年)	2.71
其他學用品	(同　)	9.67
旅行費		6.00
計		18.38

3. 補習學校生徒

教科書代		1.50
其の他學用品		.50
計		2.00

(註2)　前記3校共授業料を徵收せず。

村住民の教育程度はその村の所在地，生業，貧富度，環境等に支配されるものであつて，又その一部面は村民の生活程度に反映してくる。

今これを當村の調査部落について部落民の教育程度をみるに次の如くである。

第120表　住民教育程度

		總數	未就學	無教育	寺小屋	尋常中退	尋常中在	尋常中卒	高等中退	高等中在	高等中卒	中等退	中等在	中等卒	專門以上
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
農家	男	90	10	7	2	1	17	29	1	2	18	1	–	2	–
	女	104	16	31	–	2	14	36	1	–	4	–	–	–	–
漁家	男	254	44	40	–	13	46	80	1	6	24	–	–	–	–
	女	197	34	60	–	5	25	72	–	–	1	–	–	–	–
其ノ他	男	63	10	7	–	1	13	17	–	2	12	–	1	–	–
	女	59	6	20	–	1	9	23	–	–	–	–	–	–	–
計	男	407	64	54	2	15	76	126	2	10	54	1	1	2	–
	女	360	56	111	–	8	48	131	1	–	5	–	–	–	–

がこれに依つてみても生業の如何による教育程度の差異はわからない。換言すれば當該人の出生地，家庭の位置，生業の變化こそその差違を表示するものでこれを調査せずしては，現今の生業の別を以て直にその教育程度の差違を云々することは不當である。

次に吾人は高等科，補習學校及び中等程度以上の教育に關して一瞥する。高等科及び補習學校生徒數(附青年訓練所)とその父兄職業別とをみよう。

第121表　父兄職業別調

		農業上	農業中	農業下	漁業上	漁業中	漁業下	商業	工鑛業	交通業	公務自由	其ノ他有業	無職業	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
高等科生徒	男	5	6	3	3	2	11	12	9	–	–	–	2	53
	女	2	4	–	1	6	–	2	–	–	4	–	–	19
	計	7	10	3	4	8	11	14	9	–	4	–	2	72
實業補習學校生徒	男	14	20	14	26	59	83	7	20	3	2	5	–	253
	女	7	13	13	9	26	15	14	8	–	–	3	–	108
	計	21	33	27	35	85	98	21	28	3	2	8	–	361
青年訓練所		12	13	9	16	51	51	14	15	2	1	5	–	189
計		40	56	39	55	144	160	49	61	5	7	13	2	631

而して村全體の職業別戸數は前表(121)の通りであるから一戸當りの生徒數は

農業	0.639	漁業	0.675
商業	0.407	工業	0.298
交通業	0.103	公務自由業	0.122
其の他の有業	0.161		

即ち漁業最も就學率良く，農業，商業，工業これにつぐ，かくして漁業者の就學率を最良と決定しうるか。否ここに重大なる誤りあり。即ち

1. 漁業者の中に包まるる年齢兒童の數
2. 地方學校に就學せしむることと勞働力との關係
3. 同時に經費の問題

故に中等程度以上の在學者を加算せば農業者は 0.750 となり第一位となる。

中等程度以上の教育狀況は次表の如く漁業者には中等學校へ入學するもの殆んどなく，中等程度以上の在學者は農業，商業，交通業，公務自由業，其の他の子弟である。

第122表　中等程度以上諸學校在學者數(昭和5年現在)村全體

男女學校別	職業別 / 階級別	地主	農業上	農業中	農業下	林業上	林業中	林業下	漁業上	漁業中	漁業下	商業	工鑛業	交通業	公務自由業	其ノ他有業	無職業	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
中等學校	中學校	–	6	2	–	–	–	–	–	1	–	1	–	–	4	1	–	15
	師範學校	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	農學校(林業)	–	2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2
	商工學校	–	2	–	–	–	–	–	–	–	–	3	–	1	2	1	2	11
	其ノ他(水産商船)	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	計	–	10	2	–	–	–	–	–	1	–	4	–	1	6	2	2	28
高等學校	高等學校	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1
	專門學校	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	1
	計	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	2
大學	官公立大學	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	私立大學	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	計	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中等學校	高等女學校	–	3	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2	–	–	1	7
	實科高女	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	女子師範	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	其ノ他	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	1
	計	–	3	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2	–	1	1	8
高等專門學校	女子高等專門學校	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	女子大學	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	其ノ他	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	計	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

ここにも教育能力の問題があるのであらう（勿論中等以上の教育と云ふものの見方が當村に於ては一種の投資，出世の道と考へられて居るが）。

第三編

農・漁混淆村

第一章　新潟縣佐渡郡加茂村字椿及北五十里（きたいかり）

新潟縣佐渡郡加茂村字椿，字北里五十以下（簡略にする爲にA,Bと稱す）の狀態について概說する。以下の諸統計が自ら示す樣に，この兩部落は共に佐渡ヶ島の北東に當る兩津灣に臨める海村ではあるが，吾人の普通考へて居る樣な漁村——(1)資本主義的經營の多分に加味せられたる遠洋漁業經營を以てその村民の主要所得の源泉とし，當該部落住民の多數が專門的に且固定的に1年のある期間を漁業に從事する如きもの，即ち第一編に調べた濱當目の如し。或は(2)非資本主義的經營方法ではあるが，專門的漁業從事者を有する漁村の如きもの，即ち第二編に記した堅苔澤の如し——とその內容を異にし，その部落民特に男子に於ても殆んど大多數は農業，其他の漁業に非ざる職業を有し，それに附加的色彩に於て漁業をなす所謂半農半漁的のものである。故に以上の事は現住人口の職業別表其他諸般の統計上に如實にあらはれてくる。

第一節　人口の調査

先づ部落A,Bの人口から略述する。

(1) 現　住　人　口

先づ役場當局によつて行はれた昭和5年度に於ける加茂村部落別職業戶口を見る。この分類の根據，標準は如何になされたかは知らぬが，これを以て見て當村に於ける職業の分配狀態を知る事が出來，又各部落間の關係，各部落內の職業戶口關係の特徵をつかみうると思ふ。

表にても明かなる如く，當村に於けるA,B兩字の職業的地位は斷然農業部落と云ふべきであつて，吾人の概念上の漁村はむしろ調査せざりし字梅津に見らるのではあるまいか。

次に調査の結果その戶口を職業別にみる。勿論この分類の根據も明確とは云へないが，その家の世帶主の職業，一家の職業の繼續性，一家の所得の源泉職業等に基いてなされたものであらう。